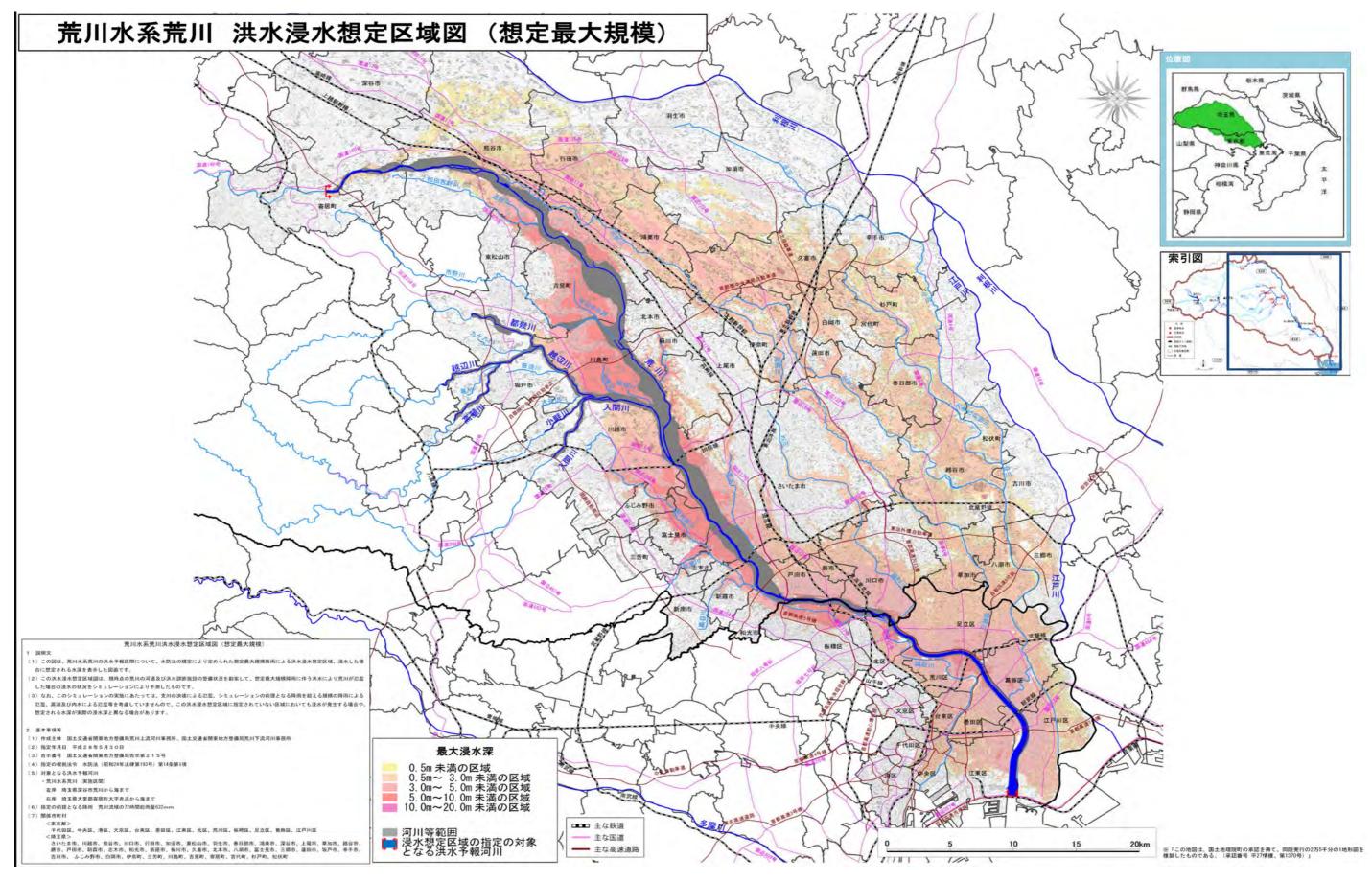
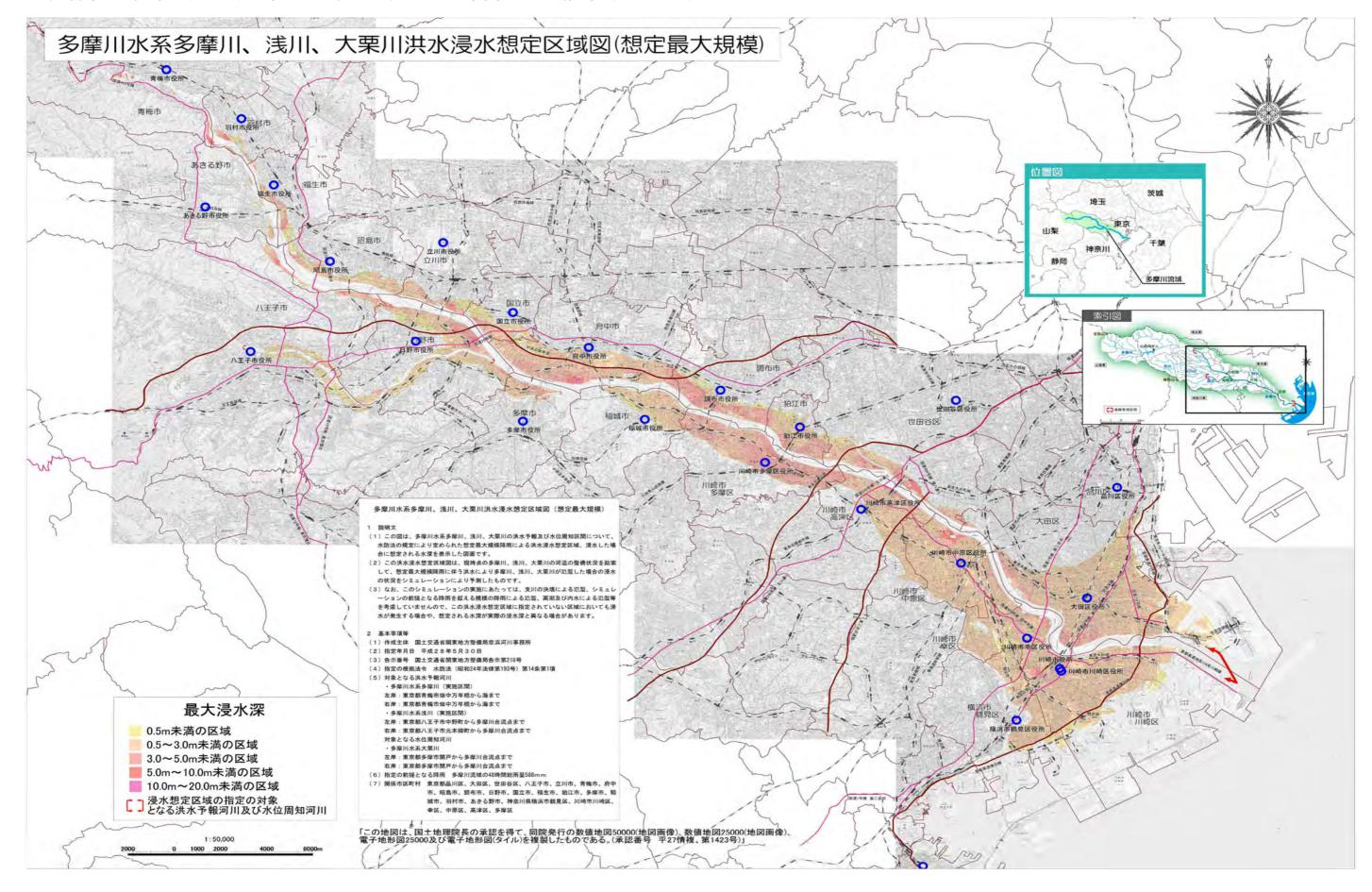
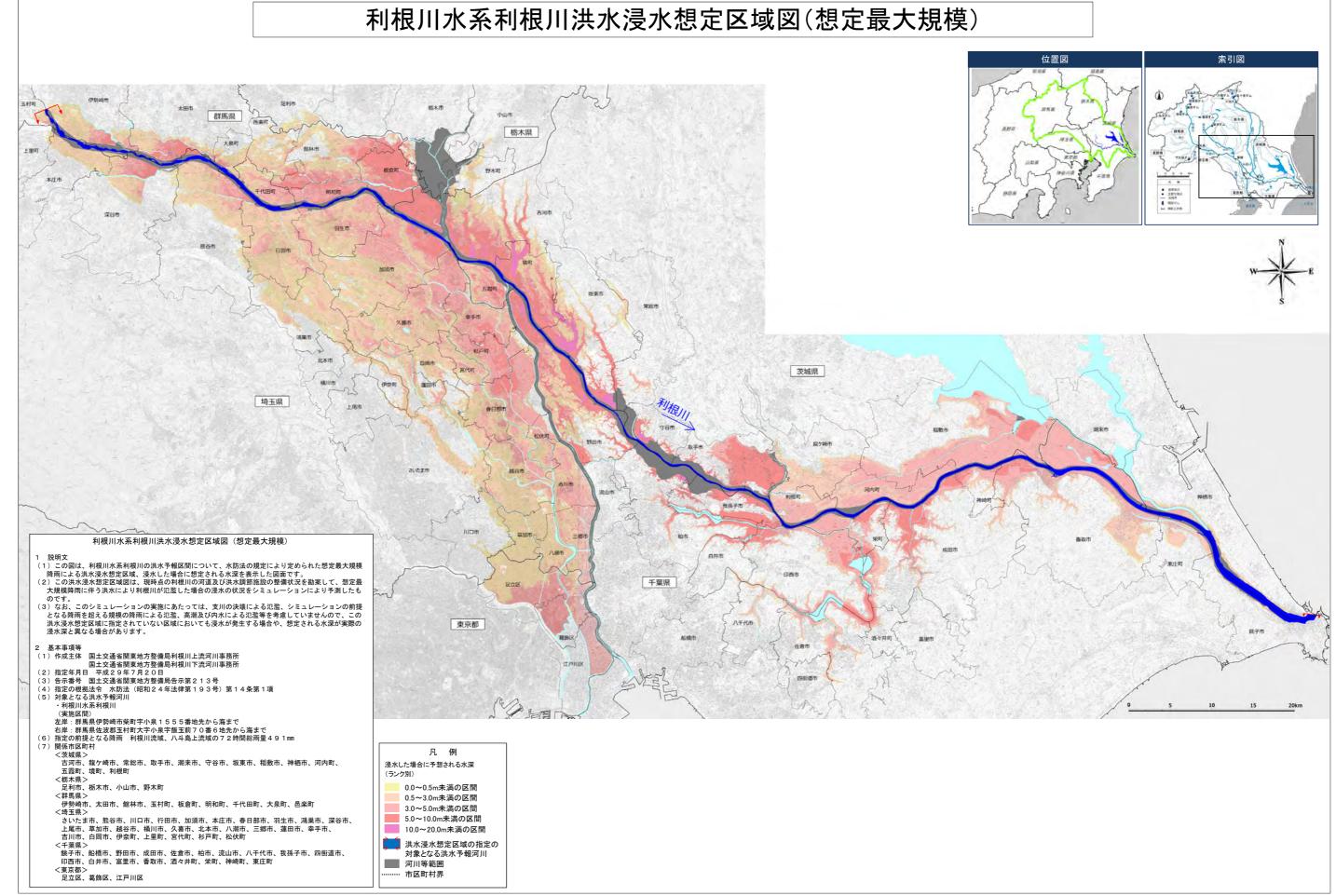
資料第11 荒川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)(本文34頁)

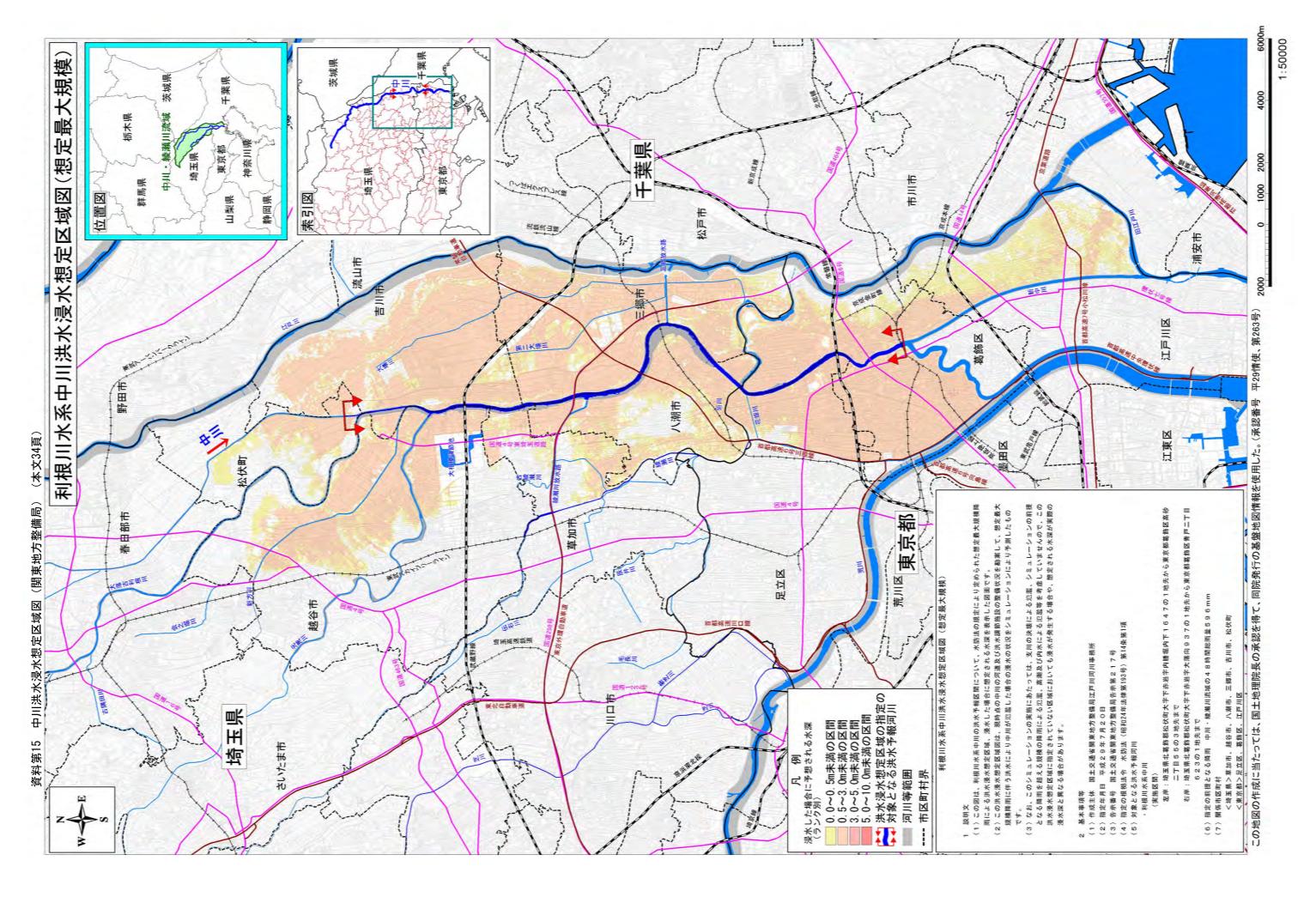


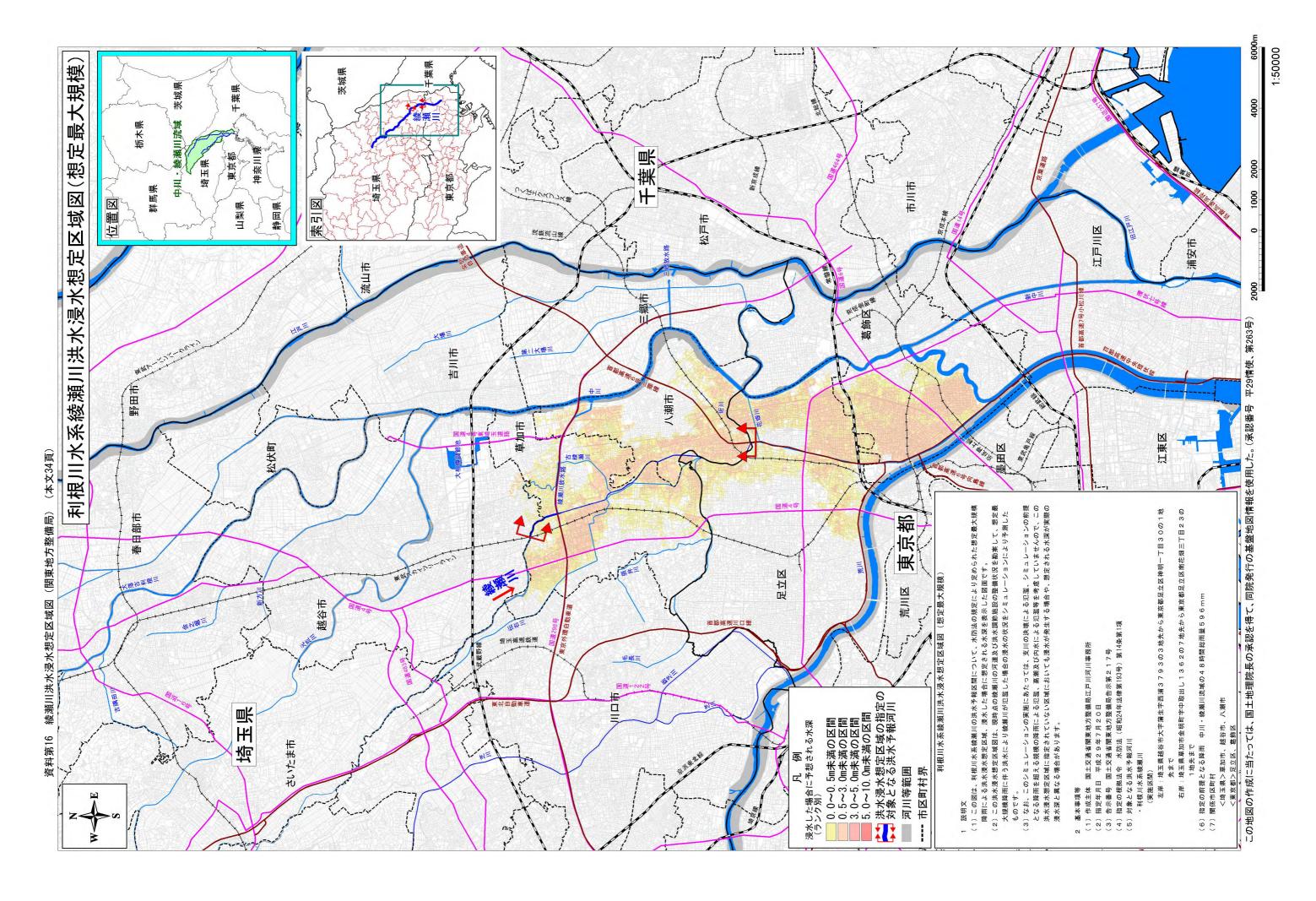
資料第12 多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)(本文34頁)

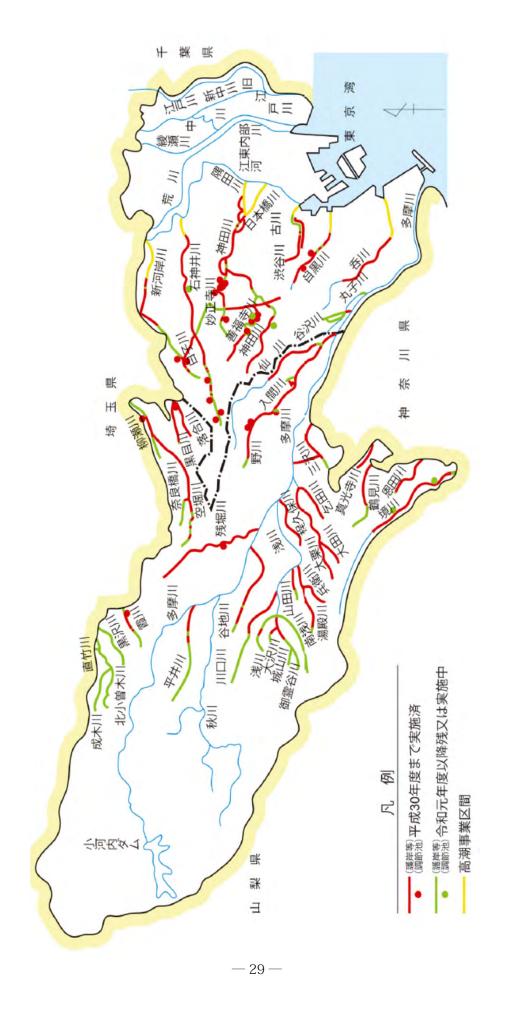


資料第13 江戸川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)(本文34頁)









資料第18 調節池設置箇所(都建設局)(本文36頁)

古典地理	区分	河川名	名称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (m³)	設置場所	完成 年度
左人保調節池       10,000       11,000       西東京市       S55         南田瀬節池       8,000       12,000       西東京市       S55         南田瀬第三調節池。       30,000       81,000       西東京市       S58         本田城第三調節池。       3,900       3,000       杉並区       S56         和田城第三調節池。       3,900       3,000       杉並区       S56         和田城第三調節池。       15,400       48,000       杉並区       H19         華福寺川湖節池       14,800       21,000       小全井市       S58         野川第三調節池       16,900       28,000       小全井市       S58         野川第三調節池       16,900       28,000       小全井市       S58         野川第三調節池       16,900       28,000       小金井市       H元         大沢調節池       15,400       28,000       小金井市       H元         大田上尾橋下流調節池       15,400       212,000       練馬区       H14         白子川北下調節池       15,400       212,000       練馬区       H14         本江古田調節池       15,400       212,000       練馬区       中野区       S61         北江古田調節池       15,400       100,000       中野区       H7       D4       上店田調節池       100,000       中野区       H7       H7       D4       上店田調節池<			富士見池調節池			練馬区	
新田田原治   新田田原治   新田田原治   S55   S5							
		石神井川					
### A				•			
#福寺川							
#福寺川   和田堀第六調節池   15,400   48,000   杉並区   1119   著福寺川調節池   3,600   35,000   杉並区   1129   11,000   12,000   小金井市   1元   1.5			***		-		
第本手川調節池       3,600       35,000       杉並区       日29         野川第一調節池       14,800       21,000       小金井市       S58         野川第二調節池       16,900       28,000       小金井市       H元         大沢調節池       43,100       90,000       三鷹市       H13         大沢調節池       15,400       212,000       練馬区       H14         28 箇所       上丘尼橋下流調節池       15,400       212,000       練馬区       H30         少正寺川第一調節池       11,000       30,000       新宿区・中野区       S61         北江古田調節池       15,600       17,000       中野区       S61         神田川       神田川・環七地下調節池       11,300       100,000       中野区       H25         神田川       神田川・環七地下調節池       540,000       中野区・杉並区       H19         備高調節池       10,000       35,000       中野区・杉並区       H19         梅田川・環七地下調節池       540,000       中野区・杉並区       H19         解別・場別調節池       13,300       88,000       青柿市       H18         財別・農田川       15,000       東久留・設・設・設・会・設・会・設・会・設・会・会・会・会・会・会・会・会・会・会・		善福寺川			-		
完成         野川第一調節池         14,800         21,000         小金井市         S58           完成         再月第一調節池         16,900         28,000         小金井市         日元           12 河川         白子川         比丘尼橋上流調節池         22,000         34,400         練馬区         S60           28 箇所         比丘尼橋下流調節池         212,000         練馬区         H14           28 箇所         少正寺川第一調節池         11,000         30,000         新宿区         H14           28 箇所         少正寺川第一調節池         11,000         30,000         新宿区         H30           28 首所         少正寺川第一調節池         11,000         30,000         新宿区         H7           少正寺川第一調節池         11,000         30,000         布官区・中野区         S61           北江古田調節池         16,600         160,000         中野区         H2           本周期間池         16,600         160,000         中野区         H25           神田川         神田川・最七地下調節池         540,000         中野区・杉並区         H19           日黒川         船入場調節池         2,900         55,000         月馬区         H25           神田川         農川・調節池         13,300         88,000         青梅市         H18           古川         古川・西浦野川         14,000 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
野 川   野川第二調節池   16,900   28,000   小金井市   日元   大沢調節池   43,100   90,000   三鷹市   日13   日13   日14   日15   日1							
完調節池         大沢調節池         43,100         90,000         三鷹市         H13           12 河川         白子川         比丘尼橋上流調節池         22,000         34,400         練馬区         S60           12 河川         上丘尼橋下流調節池         15,400         212,000         練馬区         H14           白子川地下調節池         11,000         30,000         新宿区・中野区         S61           東京川等二調節池         11,000         30,000         新宿区・中野区         S61           東京川等二調節池         11,000         30,000         新宿区・中野区         S61           東京川等二調節池         11,000         30,000         中野区         H 7           上高田調節池         16,600         160,000         中野区         H 7           上高田調節池         10,000         35,000         中野区         H 9           書と調節池         10,000         35,000         中野区・杉並区         H 19           日黒川         船入場調節池         11,400         200,000         品川区         H 13           大田川         金山調節池         13,300         88,000         青梅市         H 18           古川         古川         古川         古川         大川下高井         130         東区・渋谷区         中区・渋谷区         中区・渋谷区         中区・渋谷区         中区・渋谷区		野川					
完成         自子川         比丘尼橋上流調節池         22,000         34,400         練馬区         H14           12 河川         白子川         比丘尼橋下流調節池         15,400         212,000         練馬区         H14           28 箇所         東正寺川第一調節池         11,000         30,000         新宿区・中野区         S61           北江古田調節池         15,600         17,000         中野区         S61           北江古田調節池         15,600         17,000         中野区         H7           安正寺川第二調節池         11,300         100,000         中野区         H7           上高田調節池         16,600         160,000         中野区         H25           神田川         神田川・環七地下調節池         540,000         中野区・杉並区         H19           書黒川         編入場調節池         2,900         55,000         日黒区         H25           神柳川         金山調節池         11,400         200,000         品川区         H13           古川         田川本門調節池         13,300         88,000         青梅市         H18           古川         大川本門調節池         135,000         東区・渋谷区         東久留米市         H30           東原川         東場川部部池         14,000         221,000         東久留米市         H30           東福寺川         東北戸調節池         17		71		•			
12 河川   白子川   比丘尾橋下流調節池   15,400   212,000   練馬区   H14   14   14   15,400   212,000   練馬区   H30   15,400   212,000   練馬区   H30   15,400   212,000   練馬区   H30   15,400   212,000   練馬区   H30   15,600   30,000   新宿区・中野区   S61   北江古田調節池   15,600   17,000   中野区   S61   北江古田調節池   15,600   17,000   中野区   H7   20,000   新宿区   H7   20,000   上高田調節池   10,000   中野区   H9   20,000   中野区   H9   20,000   H25   H19   20,000   H25   H19   H25	完 成						
12 刊		白子川					
	12 河川	H 1741		10, 100			
	90 答示			11. 000			
	20 固別				-		
		妙正寺川					
上高田調節池   16,600   160,000   中野区   H 9   第宮調節池   10,000   35,000   中野区   H25   H25				•	-		
禁信調節池       10,000       35,000       中野区       H25         神田川       神田川・環七地下調節池       540,000       中野区・杉並区       H19         日黒川       船入場調節池       2,900       55,000       目黒区       H2         住原調節池       11,400       200,000       品川区       H13         柳瀬川       金山調節池       31,500       46,000       清瀬市       H5         護川       震川調節池       13,300       88,000       青梅市       H18         古川       古川地下調節池       135,000       港区・渋谷区       H29         黒目川       黒目橋調節池       14,000       221,000       東久留米市       H30         残堀川       残堀川調節池       50,000       60,000       立川市・昭島市       H30         (小計)       本田堀公園調節池※1       17,500       杉並区         環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)       681,000       中野区・練馬区         石神井川       城北中央公園調節池(一期)       90,000※2       練馬区・板橋区         野川       大沢調節池(規模拡大)       68,000       三鷹市         境川       境川木曽東調節池       151,000       町田市         (小計)       境川木曽東調節池       1,086,500       町田市							
(本日)       神田川       神田川・環七地下調節池       540,000       中野区・杉並区       H19         日黒川       船入場調節池       2,900       55,000       日黒区       H2         柱原調節池       11,400       200,000       品川区       H13         柳瀬川       金山調節池       31,500       46,000       清瀬市       H5         護川       霞川間節池       135,000       港区・渋谷区       H29         黒目川       黒目橋調節池       14,000       221,000       東久留米市       H30         残堀川       残堀川調節池       50,000       60,000       立川市・昭島市       H30         (小計)       下高井戸調節池       30,000       杉並区         環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)       681,000       中野区・練馬区         石神井川       城北中央公園調節池(一期)       90,000※2       練馬区・板橋区         野川       大沢調節池(規模拡大)       68,000       三鷹市         境川金森調節池       151,000       町田市         境川木曽東調節池       49,000       町田市         (小計)       1,086,500       町田市					-		
実施中 5 河川 8 箇所       和田川 大沢調節池 (石神井川区間)       和田州 大沢調節池 (石神井川区間)       17,000 (55,000 (55,000 (55,000 (55,000 (54,000 (5		神田川			-		
日黒川   在原調節池   11,400   200,000   品川区   H13   柳瀬川   金山調節池   31,500   46,000   清瀬市   H 5   百   四   霞川   霞川   霞川   霞川   西川地下調節池   13,300   88,000   青梅市   H18   古   川   古川地下調節池   135,000   港区・渋谷区   H29   黒目川   黒目橋調節池   14,000   221,000   東久留米市   H30   疾堀川   残堀川調節池   50,000   60,000   立川市・昭島市   H30   (小計)   2,560,700				2, 900	-		
柳瀬川 金山調節池 31,500 46,000 清瀬市 H 5   霞 川 霞川調節池 13,300 88,000 青梅市 H18   古 川 古川地下調節池 135,000 港区・渋谷区 H29   黒目川 黒目橋調節池 14,000 221,000 東久留米市 H30   残堀川 残堀川調節池 50,000 60,000 立川市・昭島市 H30 (小計) 2,560,700		目黒川					
大沢調節池       13,300       88,000       青梅市       H18         古川       古川       古川地下調節池       135,000       港区・渋谷区       H29         黒目川       黒目橋調節池       14,000       221,000       東久留米市       H30         残堀川       残堀川調節池       50,000       60,000       立川市・昭島市       H30         (小計)       2,560,700       杉並区         神田川       下高井戸調節池       30,000       杉並区         環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)       681,000       中野区・練馬区         石神井川       城北中央公園調節池(一期)       90,000 <sub>※2</sub> 練馬区・板橋区         野川       大沢調節池(規模拡大)       68,000       三鷹市         境川       境川金森調節池       151,000       町田市         境川       境川木曽東調節池       49,000       町田市         (小計)       1,086,500		柳瀬川			-		
古 川 古川地下調節池       135,000       港区・渋谷区       H29         黒目川 黒目橋調節池       14,000       221,000       東久留米市       H30         残堀川 残堀川調節池       50,000       60,000       立川市・昭島市       H30         (小計)       2,560,700       杉並区         神田川 下高井戸調節池       30,000       杉並区         環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)       681,000       中野区・練馬区         石神井川 城北中央公園調節池(一期)       90,000 <sub>※2</sub> 練馬区・板橋区         野川 大沢調節池(規模拡大)       68,000       三鷹市         境川 金森調節池       151,000       町田市         境川木曽東調節池       49,000       町田市         (小計)       1,086,500		霞 川					
黒目川       黒目橋調節池       14,000       221,000       東久留米市       H30         残堀川       残堀川調節池       50,000       60,000       立川市・昭島市       H30         (小計)       2,560,700       杉並区         審福寺川       和田堀公園調節池※1       17,500       杉並区         環状七号線地下広域調節池       30,000       杉並区         環状七号線地下広域調節池       681,000       中野区・練馬区         石神井川       城北中央公園調節池(一期)       90,000※2       練馬区・板橋区         野川       大沢調節池(規模拡大)       68,000       三鷹市         境川金森調節池       151,000       町田市         境川木曽東調節池       49,000       町田市         (小計)       1,086,500		古 川					
残堀川     残堀川調節池     50,000     60,000     立川市・昭島市     H30       (小計)     2,560,700     杉並区       養福寺川     和田堀公園調節池※1     17,500     杉並区       神田川     下高井戸調節池     30,000     杉並区       環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)     681,000     中野区・練馬区       石神井川     城北中央公園調節池(一期)     90,000※2     練馬区・板橋区       野川     大沢調節池(規模拡大)     68,000     三鷹市       境川金森調節池     151,000     町田市       境川木曽東調節池     49,000     町田市       (小計)     1,086,500		黒目川		14, 000			
(小計)       2,560,700         善福寺川 和田堀公園調節池※1       17,500       杉並区         神田川 下高井戸調節池       30,000       杉並区         環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)       681,000       中野区・練馬区         石神井川 城北中央公園調節池(一期)       90,000※2       練馬区・板橋区         野川 大沢調節池(規模拡大)       68,000       三鷹市         境川金森調節池       151,000       町田市         境川木曽東調節池       49,000       町田市         (小計)       1,086,500					,		
実施中 5河川 8箇所     ・ 一 17,500     杉並区       大沢調節池(石神井川区間)     681,000     中野区・練馬区       石神井川 城北中央公園調節池(一期)     90,000*2     練馬区・板橋区       野川 大沢調節池(規模拡大)     68,000     三鷹市       境川金森調節池(小計)     151,000     町田市       境川木曽東調節池(小計)     49,000     町田市       1,086,500		(小計)	777747 119-424-1				
実施中 5河川 8箇所     環状七号線地下広域調節池(石神井川区間) 石神井川 城北中央公園調節池(一期)     681,000 中野区・練馬区       野川 大沢調節池(規模拡大)     68,000 三鷹市       境川 境川 境川木曽東調節池     151,000 町田市       (小計)     1,086,500			和田堀公園調節池。.			杉並区	
実施中 5 河川 8 箇所     環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)     681,000     中野区・練馬区       石神井川 城北中央公園調節池(一期)     90,000 <sub>※2</sub> 練馬区・板橋区       野川 大沢調節池(規模拡大)     68,000     三鷹市       境川     境川金森調節池     151,000     町田市       境川木曽東調節池     49,000     町田市       (小計)     1,086,500					•		
5 河川 8 箇所     石神井川 城北中央公園調節池 (一期)     90,000 <sub>※2</sub> 練馬区・板橋区       野川 大沢調節池 (規模拡大)     68,000 三鷹市       境川 境川を森調節池 境川木曽東調節池 (小計)     151,000 町田市       (小計)     1,086,500					1		
野川     大沢調節池 (規模拡大)     68,000     三鷹市       境川     境川金森調節池     151,000     町田市       境川木曽東調節池     49,000     町田市       (小計)     1,086,500					<u> </u>		
境川     境川木曽東調節池     49,000     町田市       (小計)     1,086,500	8箇所	野川					
境川木曽東調節池     49,000     町田市       (小計)     1,086,500		15t; 1 1 1	境川金森調節池		151, 000	町田市	
A = 1 0 \tag{1}		現川			49,000	町田市	
合 計 13河川 32箇所※3 3,641,700 ※3		(小計)			1, 086, 500		
	合 計	1 3 河川	3 2 箇所※3		3,641,700	<b>※</b> 3	

<sup>※1</sup> 和田堀公園調節池は和田堀第二、第三調節池を統合して整備 ※2 一期分の貯留量

<sup>※3</sup> 合計箇所数、貯留量は※1を考慮

資料第 19 区部下水道浸水対策状況図(都下水道局) (本文 45 頁)



資料第20 ポンプ所の揚水能カー覧表(都下水道局)(本文45頁)

(令和2年4月1日現在)

		揚水頂	能力
処理区	ポンプ所名	汚水ポンプ (m³/日)	雨水ポンプ (m³/分)
芝浦	桜橋第二 銭瓶町 浜町 箱崎   桜橋 明石町 芝浦 汐留第二   品川ふ頭 東品川 天王洲	3, 808, 800	13, 994
三河島	後楽 白鬚西 日本堤 湯島 山谷 町屋 尾久	868, 320	7, 570
砂町	木場 佃島 越中島 大島 小松川 両国 業平橋 吾嬬第二 吾嬬 隅田 千住 千住西 東雲 東雲南 新砂 新木場 江東 若洲 豊洲 有明北雨水 晴海 台場その1 台場その2 青海その1 青海その2 青海ふ頭 有明南その2 有明れその1 有明れその2 中防内側	765, 072	21, 666
小 台	新田 王子 神谷	177, 840	6, 155
森ケ崎	大森東     東糀谷     羽田     矢口       六郷     雑色     平和島     鮫洲       浜川     東海     八潮     京浜島       勝島     城南島	5, 823, 504	19, 319
小菅	本田 亀有 堀切	743, 040	4, 610
葛 西	篠崎 細田 小岩 新宿 新小岩 西小松川 東小松川 新川	2, 708, 640	18, 585
新河岸	志村	0	1, 495
中川	梅田 東金町 熊の木 加平	367, 200	17, 335
合計	83か所	15, 262, 416	110, 729

注 蔵前水再生センター及び成城排水調整所は含みません。 平成16年3月から休止している三之橋ポンプ所は含みません。

資料第21 地盤沈下地域とその広さ(都建設局) (本文47頁)

(単位:km²/年)

		年	平成26年の 沈 下 面 積						平成29年の 沈下面積		平成30年の 沈下面積		令和元年の 沈 下 面 積	
		地域	1~2 cm	2 cm 以上	1~2	2 cm	1~2 cm	四 復 2 cm 以上	1~2	2 cm 以上	1~2	2 cm 以上	1~2	四 復 2 cm 以上
	低	江東、墨田、江戸川区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区	,	足立、葛飾区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		北、板橋の低地と荒川区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	地	台東、千代田、港、品川、大田の低 地と中央区	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
部	台	北、板橋の台地と練馬、豊島、中 野、杉並区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	地	台東、千代田、港、品川、大田の台 地と文京、新宿、渋谷、目黒、世田 谷区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区	部		0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
i	+			0.0		1	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
	摩	瑞穂町、青梅市、八王子市、多摩市及び町田市を結ぶ線の東側の地	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地	域	域	0.0		0.	4	0.	0	0.	0	0.	0	0.	0
	計		0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	рl		0.0		0.	5	0.	. 0	0.	0	0.	0	0.	0

資料第22 各地区における最大沈下量(都建設局) (本文47頁)

(単位:cm/年)

						(中江:四八十)
			区	部		
年	地域	江 東 区 墨 田 区 江戸川区	足立区	北区、荒川 区、板橋区 練 馬 区	その他の区部	多摩地域
平	変動量	0. 52	0. 26	0. 33	0.76	0.38
成 26	地点	江戸川区中葛西 五丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	板橋区舟渡 四丁目	中央区銀座 五丁目	瑞穂町箱根ヶ崎
年	基標名	江(14)	葛(11)	板(12)	京(2)	瑞穂(4)
平	変動量	0.72	0.42	0. 67	1.01	1.31
成 27	地点	江東区北砂 三丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	板橋区板橋 二丁目	中央区晴海 一丁目	清瀬市旭が丘 二丁目
年	基標名	城(7)	葛(11)	板(19)	港(19)	清瀬(1)
平	変動量	0. 42	0.82	0. 45	0. 54	0. 67
成 28	地点	江戸川区西小岩 四丁目	足立区入谷 七丁目	北区浮間 一丁目	世田谷区粕谷 一丁目	調布市上石原 一丁目
年	基標名	江(3)	足(8)	北(18)	世(11)	(020-025)
平	変動量	0.66	0.30	0. 23	0.70	0.38
成 29	地 点	江東区新砂 三丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	荒川区南千住 八丁目	台東区台東 一丁目	八王子市高尾町
年	基標名	港(3)	葛(11)	荒(6)	下(1)	(110-9)
平	変動量	- *	0. 35	0. 58	0. 55	0.84
成 30	地点	_	足立区西保木間 三丁目	板橋区舟渡 四丁目	大田区西馬込 二丁目	清瀬市旭が丘 二丁目
年	基標名	<u> </u>	(2004)	板(12)	大 (30)	清瀬(1)
令	変動量	0. 77	0. 50	0.60	0.31 *	0. 13
和元	地 点	江戸川区江戸川 六丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	板橋区舟渡 三丁目	中央区佃 二丁目	八王子市高尾町
年	基標名	江(35)	葛(11)	(475)	復(15)	(110-9)

資料第23 地盤沈下規制に係る法・条例の比較 (都環境局) (本文47頁)

法令			構造	基 準 第	<del>等</del>	
(施行年月)	対象地域	用途	揚水機の 吐出口断面積 6 cm <sup>2</sup> 以下	同 6 超 21 cm以 下	同 21 cm²超	揚水量 報告義務
工業用水法 (昭和31.6)	東部、北部の8区	工業用	法の対象外	ストレーナー 位置 550 又は 650m 以深 (地域により 異なる。)	設置禁止	年1回
建下のすの制制 要水規 水規 る略水 の の の の の の の の の の の の の	23 区	冷水用洗公用面㎡る限 房便 将室 150 房の 150 房の 150 房の 150 のの 150 の 150 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	法の対象外	ストレーナー 位置 400、500、550 又は 650 m以 深 (地域により 異なる。)	設置禁止	年1回
都と保に例(確 (13.4) 康確境条 境 成	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用途は問 わない。	揚水機出力 2.2kw以下 揚水量 最大 20 ㎡ /日以下 平均 10 ㎡ /日以下	ストレーナー 位置 400、500、550 又は 650 m以 深 (地域により 異なる。)	設禁止	年1回 (条例施行時 に既いたか。)
温泉法審查 基準 (平成 10.7)	東部、北部 8 区 15 区 24 市 1 町	温泉用	吐出口断面 積: 6 cm 以下 揚湯量: 50 m³/日以下 吐出口断面積: 揚湯量:150 m³/			年1回

注1 工業用水法については、法が定める基準に適合しない井戸の工業用水道への強制転換が 完了。

現在、例外許可とされた4井戸以外、都内に許可井戸は存在しない。

- 注2 ビル用水法についても、工業用水法と同様上水道への強制転換が完了。現在、都内に許可 井戸は存在しない。
- 注3 温泉法には地盤沈下規制の直接的な規定はないが、地盤沈下の防止及び温泉資源の保護 を目的に、上記の審査基準を設けた(対象地域:山間部、山間部周辺及び島しょを除く都 内全域)。

資料第24 地下水揚水量の推移(都環境局)(本文47頁)

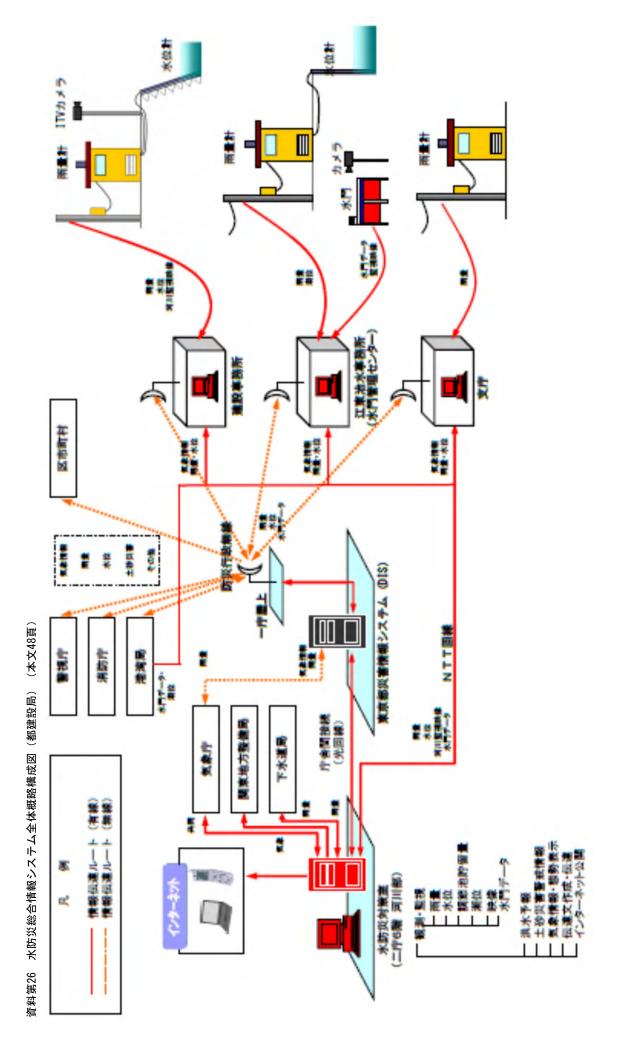
(千m³/目)

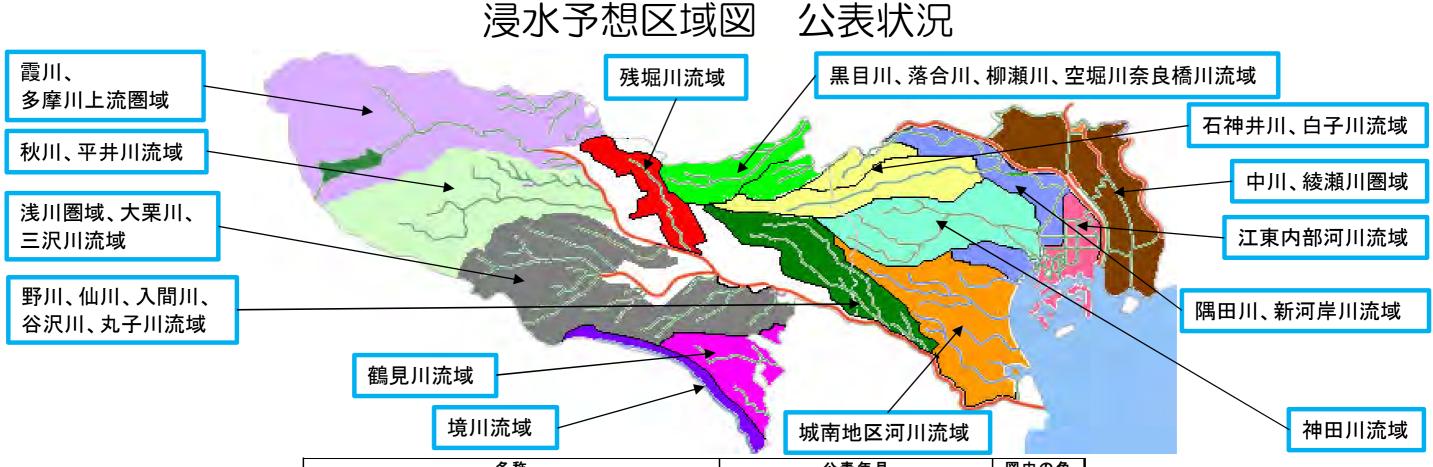
										ш / 口 /
用	途 区 分	昭和50年 *	昭和60年 *	平成元年 *	平成5年 *	平成10年 *	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
	全域	269	1 3 7	1 3 4	1 1 4	1 1 0	7 6	6 3	5 4	4 8
工場	区部 多摩地域	8 7 1 8 2		2 7 1 0 6	2 7 8 7		6 7 0	4 5 9	3 5 1	3 4 6
指定作	全域	205	1 5 6	1 4 4	127	1 2 5	7 4	7 0	6 3	5 6
作業場	区部 多摩地域	8 3 1 2 2	7 3 8 2	7 2 7 2	7 3 5 4	6 9 5 6		2 2 4 8	2 1 4 2	1 7 3 9
水道	全域	5 4 3	419	4 0 1	415	411	403	3 7 9	3 2 5	263
水道用等	区部 多摩地域	3 6 5 0 7	1 6 4 0 3	1 4 3 8 8		1 2 3 9 9	8 3 9 5	1 5 3 6 4	1 5 3 1 0	1 2 2 5 1
計	全域	1,01	7 1 2	679	6 5 6	6 4 6	5 5 3	5 1 2	4 4 3	368
	区部 多摩地域	2 0 6 8 1 1	1 1 8 5 9 4	1 1 3 5 6 6	1 1 2 5 4 4	1 0 7 5 3 9		4 1 4 7 1	4 0 4 0 3	3 2 3 3 6

- (注)・表中の数値は、各欄毎に端数処理を行っているので、「全域」と(「区部」+「多摩地域」)の 数値が一致しないものがある。
  - ・\*を付した年は、揚水機の吐出口断面積21cm以上の井戸の揚水量(実測値)に、同吐出口断面積21cm未満井戸の推定揚水量を加算した。
  - ・平成13年以降は、出力300ワットを超える揚水機を装備した揚水施設、平成28年7月以降は原則、動力を用いる全ての揚水施設の揚水量(実測値)である。

資料第25 地下水揚水規制(都環境局) (本文47頁)

区	分	内容
法律	工業用水法	対象地域:江東地区及び城北地区の8区(江東、墨田、荒川、江戸川、北、板橋、足立、葛飾) 対象井戸:工業用に供するもの 〇 法律の対象地域になった時点で存在する井戸で、法の基準を満たさないものは一定期間内に工業用水道に転換させ井戸を廃止させた。昭和55年3月に転換が完了した。 〇 井戸を新設する場合は、法が定める基準を遵守しなければならない。現在まで、井戸の新設は0件である。
による規制	関する法律 異年 関する法律 コープ	対象地域:23区 対象井戸:建築物用(冷暖房用、水洗便所用、洗車用、公衆浴場用(浴室 床面積が150㎡を超えるもの))に供するもの 〇 法律の対象地域になった時点で存在する井戸で、法の基準を満たさ ないものは一定期間内に上水道に転換させ井戸を廃止させた。昭和49 年5月に転換が完了した。 〇 井戸を新設する場合は、法が定める基準を遵守しなければならな い。現在まで、井戸の新設は0件である。
	上記しれた。	
条例による規制	環境確保条例	○ 都市化の進展に伴う地下水かん養量の減少及び未規制小口径井戸における揚水量の増大という状況を受け、平成13年4月に東京都公害防止条例を全面改正した。現在、次のような揚水規制を行っている。 ① 規制対象(揚水施設規模、地域、用途) 奥多摩町、檜原村及び島しょを除く都内全域において、一戸建て住宅で家事用のみに使用する出力300ワット以下の揚水機を除き、全ての揚水機を装備する揚水施設(井戸)を新設(変更)する場合は、揚水機の吐出口断面積、揚水機の出力、揚水量の上限又はストレーナーの位置(深さ)について、条例が定める基準を遵守しなければならない。 ② 揚水量の測定 一戸建て住宅で家事用のみに使用する出力300ワット以下の揚水機を除き、揚水機を装備する全ての揚水施設設置者は、揚水量を測定し、年1回知事(市長、区長)に報告しなければならない。 ③ 地下水のかん養 揚水施設設置者は、積極的に地下水のかん養に努めなければならない。





名称	公表年月	図中の色
神田川流域浸水予想区域図	平成13年8月	水色
	平成30年3月想定最大規模に改定	小巴
隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図	平成15年5月	青色
石神井川及び白子川流域浸水予想区域図	平成15年5月	# A
	令和元年5月想定最大規模に改定	黄色
城南河川流域浸水予想区域図	平成16年5月	1-7% EZ.
	平成30年12月想定最大規模に改定	橙色
	平成16年5月	+111- 12-
	令和2年3月想定最大規模に改定	桃色
野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図	平成17年5月	经五
	令和元年6月想定最大規模に改定	緑色
黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域	平成17年6月	黄緑色
浸水予想区域図	令和元年12月想定最大規模に改定	<b>東林巴</b>
残堀川流域浸水予想区域図	平成17年6月	赤色
	令和元年12月想定最大規模に改定	亦占
境川流域浸水予想区域図	平成17年7月	紫色
	平成30年6月想定最大規模に改定	<i>/</i> \ _
中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図	平成18年6月	茶色
鶴見川流域浸水予想区域図	平成19年10月	濃桃色
	平成30年10月想定最大規模に改定	#X 170 C
浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図	平成20年3月	灰色
	令和2年1月想定最大規模に改定	,,,,
霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図	平成20年9月	薄紫色
Auronata Hurtika Jazancka	令和2年8月想定最大規模に改定	
秋川及び平井川流域浸水予想区域図	平成20年9月	薄緑色
	令和2年8月想定最大規模に改定	

### 神田川流域 浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水 予想区域図と同じにしています。

### 1. 説明文

- (1) この図は、神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川、 亀島川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想 される区域と想定される水深を表示したものです。 これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生 した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、 「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に 役立てていただくようお願いします。
- (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより 予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成28年)での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

### 2. 基本事項等 (1) 作成主体 (2) 作成年月日

都市型水害対策連絡会(神田川流域) 平成30年3月30日

- (3) 対象とした地域 ・荒川水系神田川流域
- (神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川、及び亀島川流域) (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨

武蔵野市、三鷹市

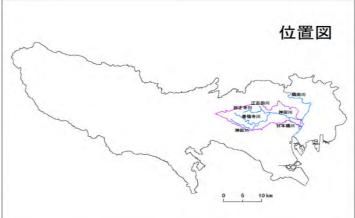
(時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm) (5)関係区市 千代田区、中央区、新宿区、文京区、 台東区、世田谷区、渋谷区、中野区、 杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、

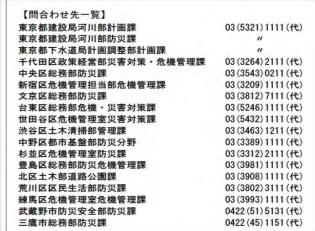
### 3. 注意事項等

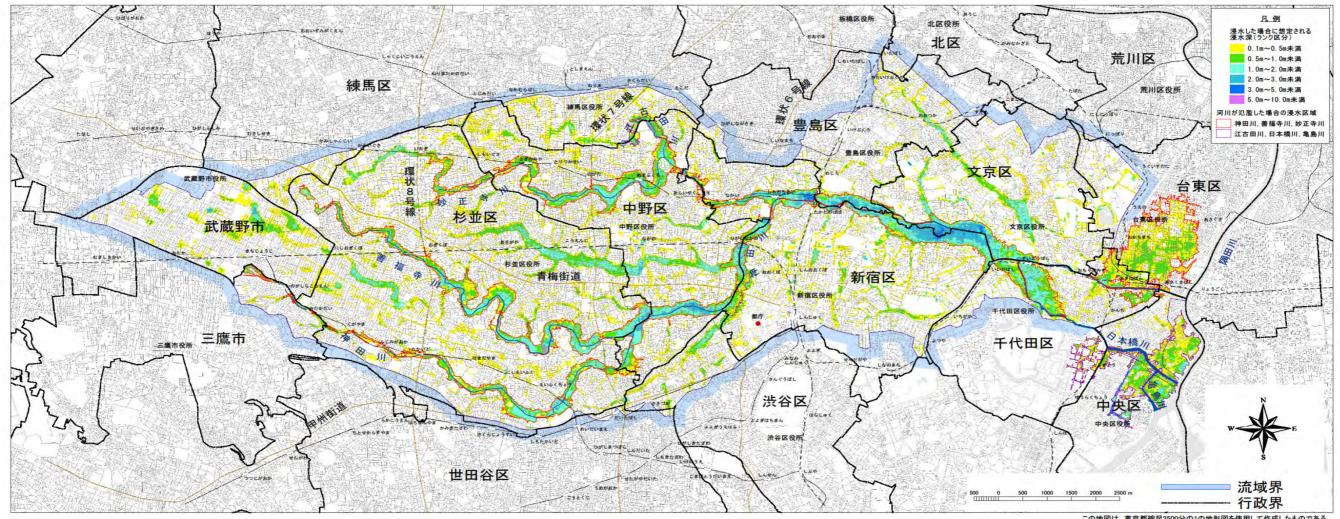
一般的に河川沿いは低地であるため、漫水したときの水深が大きくなり 注意が必要です。

また河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水した時の水深が 大きくなるので注意してください。 また落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレー

また落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。







### 岸川流域浸水予想区域図 及び新河

※ この図は、原図 (1/25,000) を縮小・複製したものです。

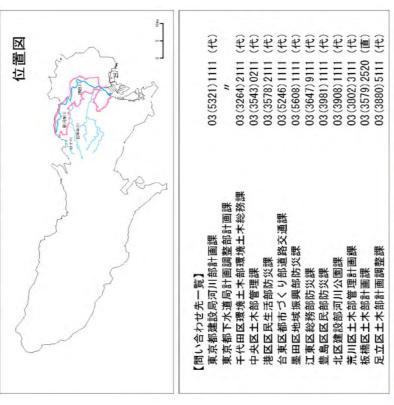
四豐

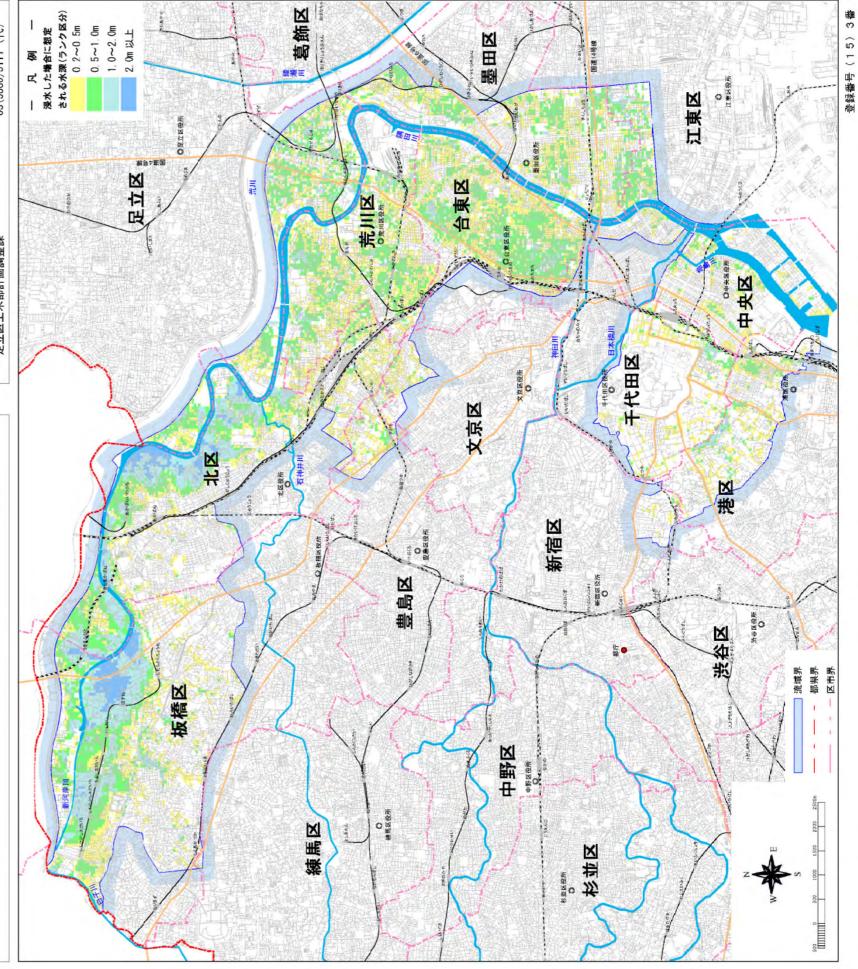
- 1. 開田川及び新河岸川流域浸水予想区域図について
  (1) この図は、開田川及び新河岸川流域(雨水が海域へ直接排水する区域を含む。)の浸水予想区域と、 想定される水深(最大水深)を示したものです。
  (2) 流域の皆様には、沈水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。
  (3) この浸水予想区域図は、現時点での隅田川及び新河岸川流域の河道整備状況、及び下水道の整備状況・3の この浸水予想区域図は、現時点での隅田川及び新河岸川流域が浸水した場合に予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。川流域が浸水した場合に予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
  (4) 洪水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。
- ・新河岸川・石神井川・白子川流域) 都市型水害対策連絡会(隅田川・新河岸川・石神井川・白平成15年5月15日 平成15年5月15日 荒川水系 隅田川、新河岸川 平成12年9月 東海豪雨 (総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm) 千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、豊 板橋区、足立区 2. 基本事項等(1) 作成主体(2) 作成年月日(3) 対象となる河川(4) 対象とした降雨
- 図面の見方のポイント 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水深が大きくなり注意が必要です。また、河川から離れていても、青・緑色で示される場所では、低地形のために浸水深が大きくなるので注意して下さい。

豐島区、北区、荒川区

(5) 関係区市

ω.





国分寺市

立川市

日野市

国立市役所

### 石神井川及び白子川流域 浸水予想区域図(改定)

早期田連

武藏野市役所

武蔵野市

調布市

### 1. 説明文 2. 基本的事項等 この図は、石神井川、白子川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が 予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図 は、大雨を「平成12年9月の発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予 想区域図では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。 都市型水害対策連絡会 (石神井川、白子川流域) (1) 作成主体 令和元年5月23日 (2) 作成年月日 (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、 「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。 荒川水系 石神井川、白子川 (3) 対象とした地域 想定最大規模降雨 (時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm) (4) 対象とした降雨 この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」 に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュ レーションでは、対象とした地域における現時点(平成29年)での河川及び下水道の 整備状況等を考慮しています。 豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区 武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、西東京市 (5) 関係区市 3. 注意事項等 (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、 下水道の整備状況等により変化することがあります。 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。 \*\*\*\*\* 凡例 戸田市 浸水した場合に想定される 浸水深(ランク区分) 0.1 ~ 0.5 m 朝霞市 0.5 ~ 1.0 m 所沢市 1.0 ~ 2.0 m 2.0 ~ 3.0 m 3.0 ~ 5.0 m 白子川流域の埼玉県和光市は対象外です。 新座市 5.0 ~ 10.0 m 河川が氾濫した場合の浸水区域 石神井川 清瀬市 白子川 東村山市 東村山市役所, 東久留米市役所 東大和市 東久留米市 東大和市役所 西東京市 練馬区役所



板橋区

中野区

杉並区 杉並区役所

中野区役所

渋谷区

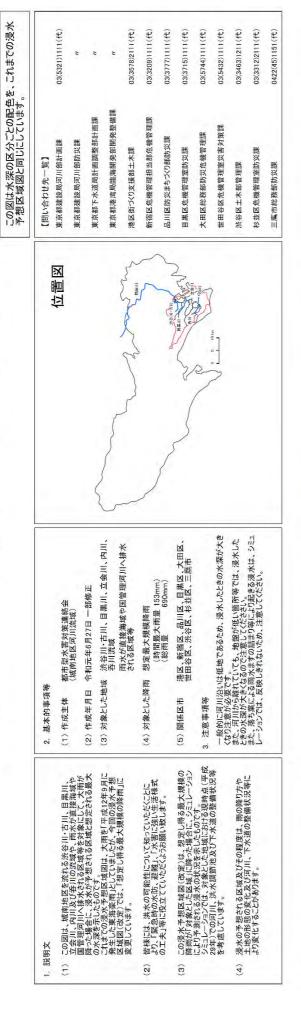
新宿区

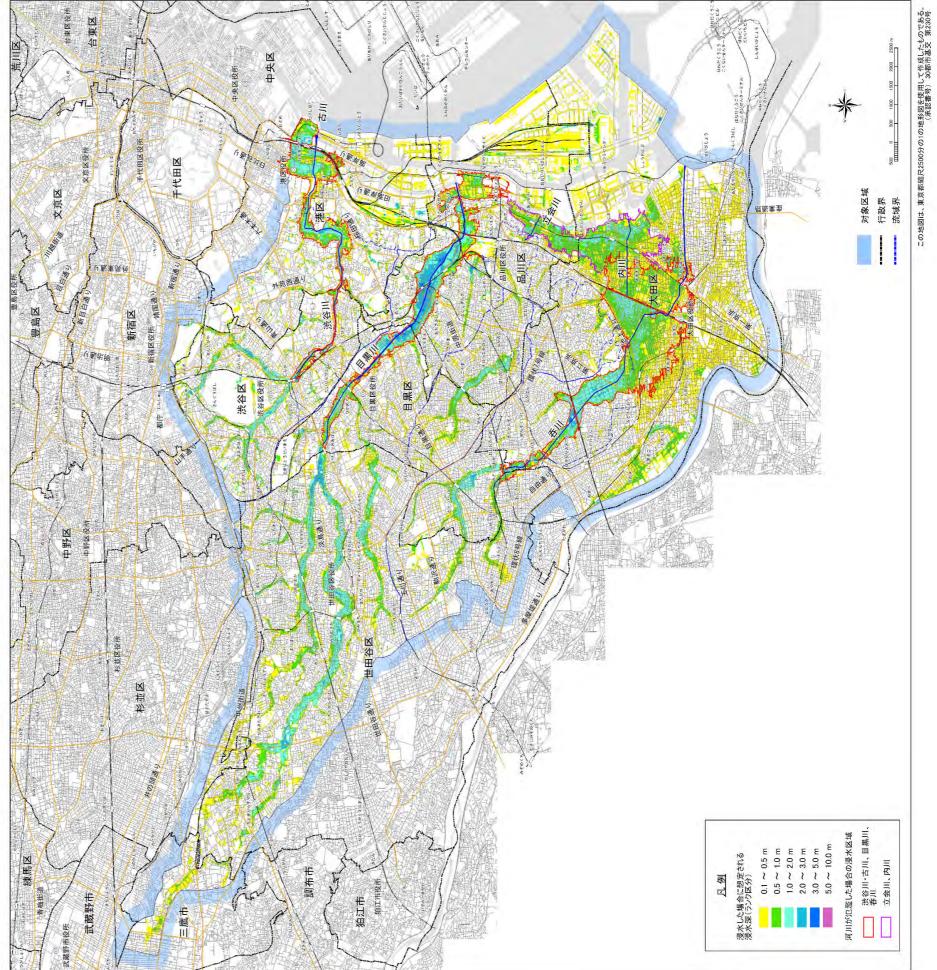
FIN

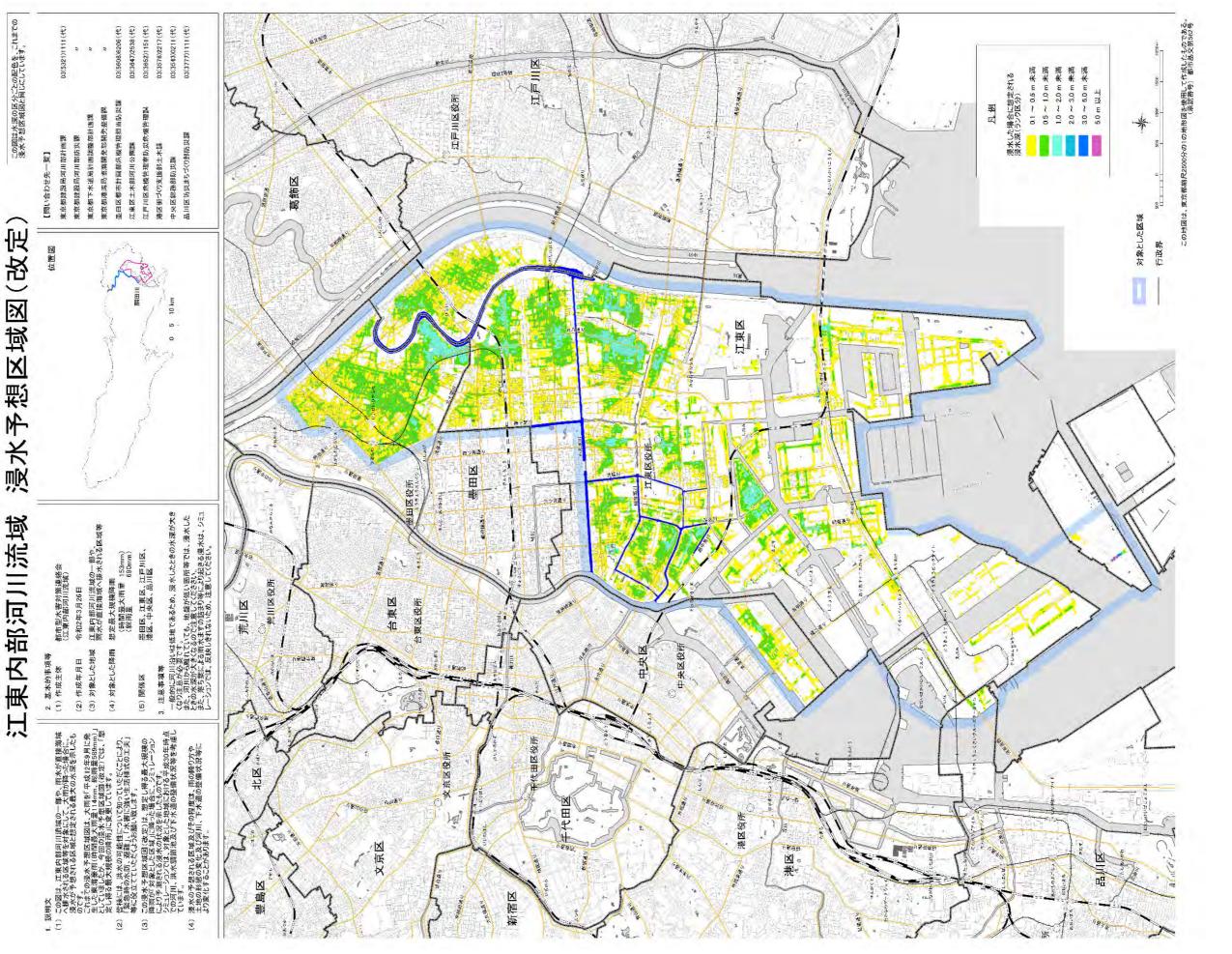
区市界

文京区役所

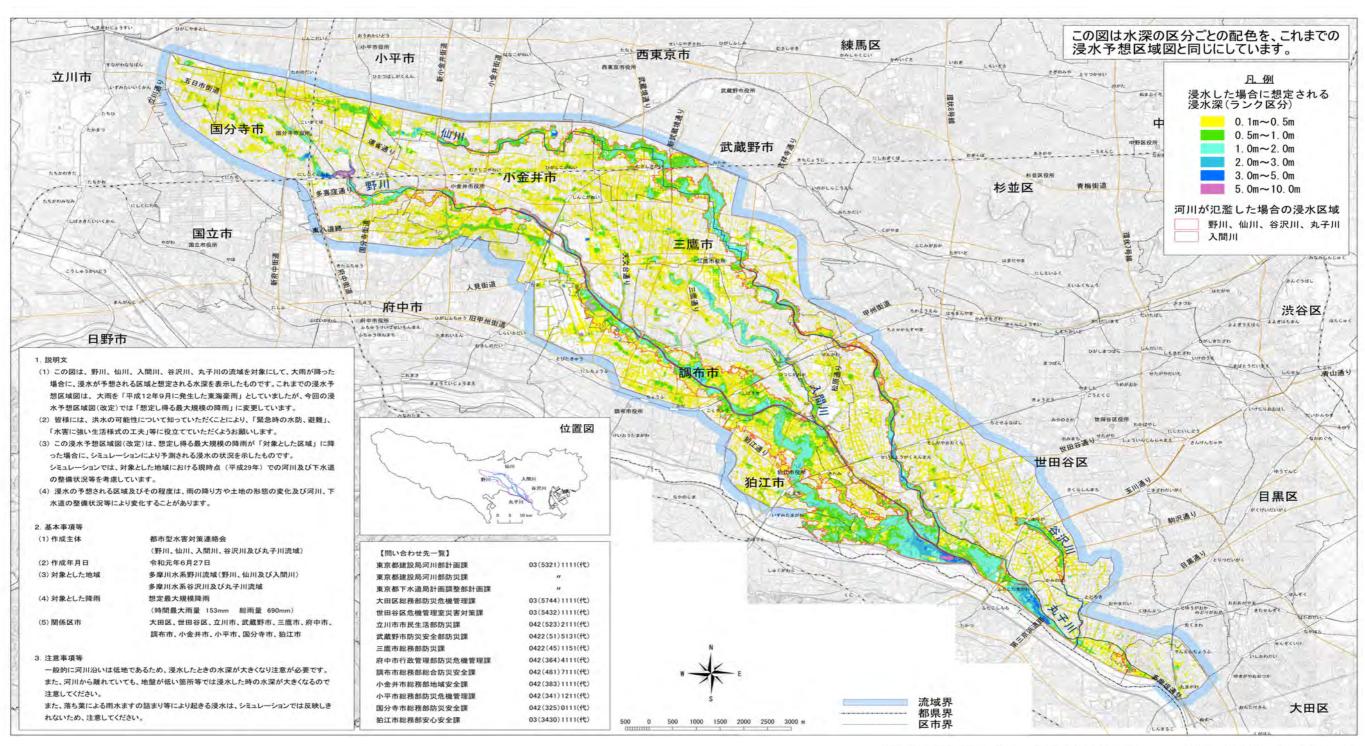
# 城南地区河川流域 浸水予想区域図(改定)







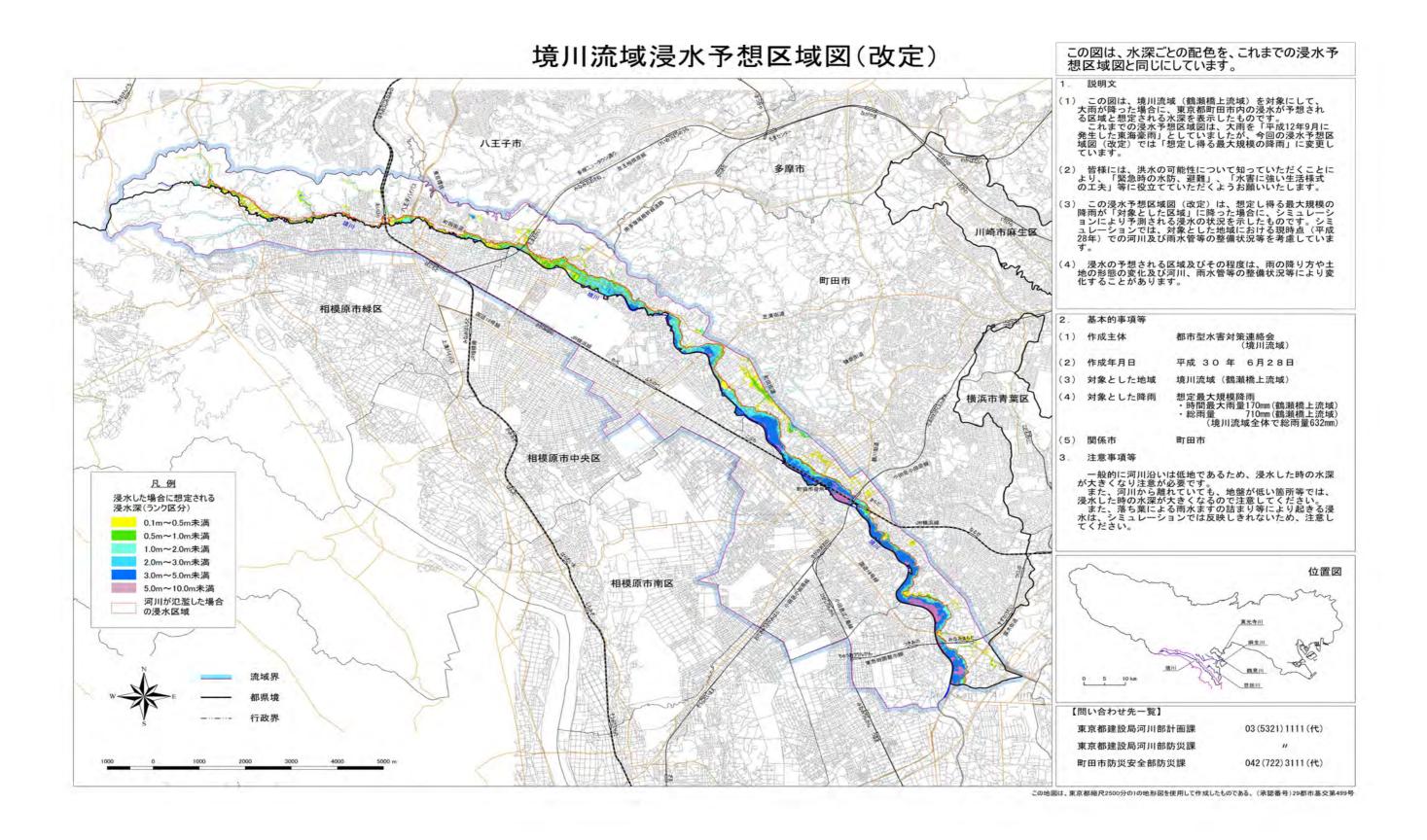
### 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図(改定)

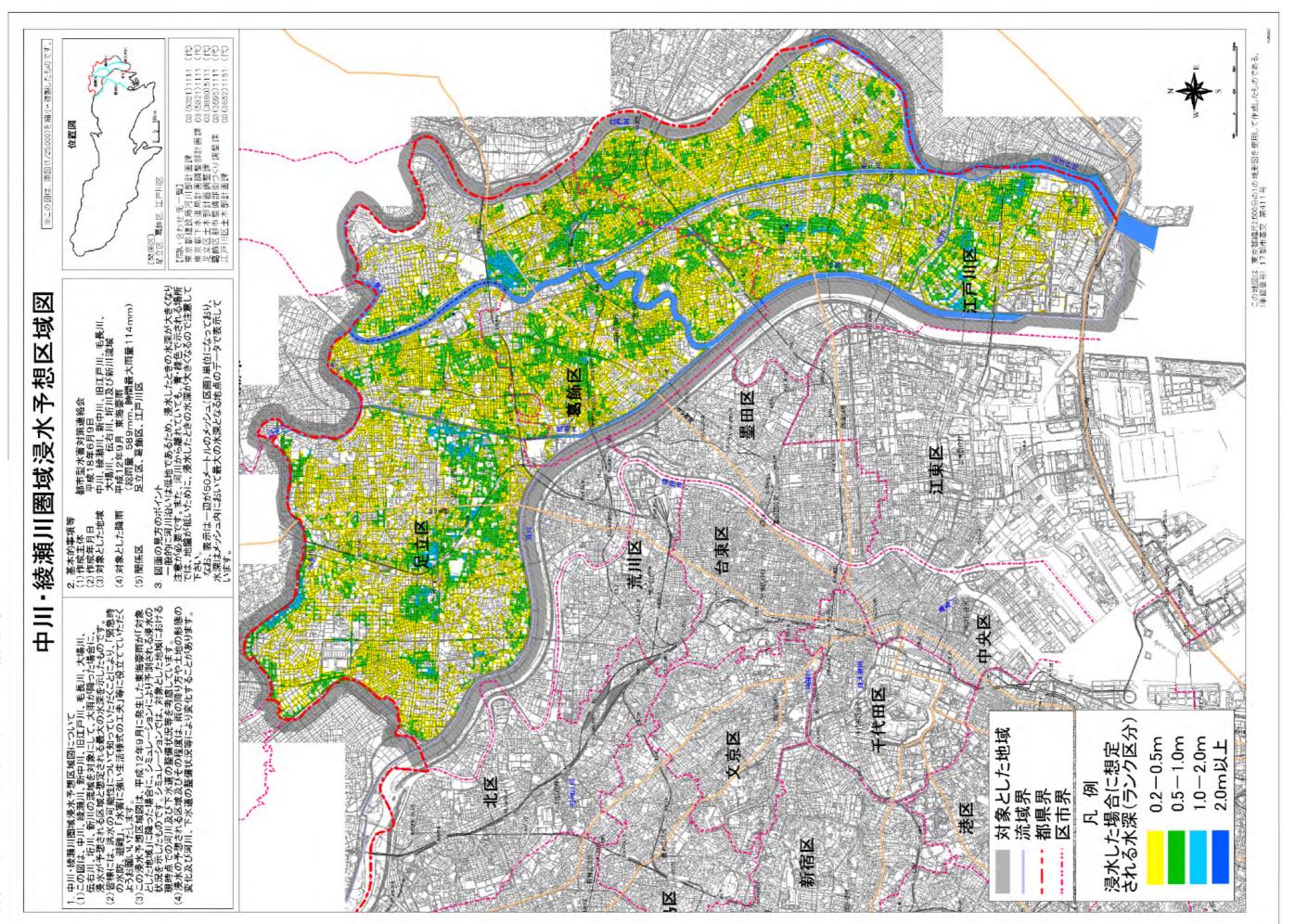


この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(29都市基交第553号)して作成したものである。 無断複製を禁ずる。

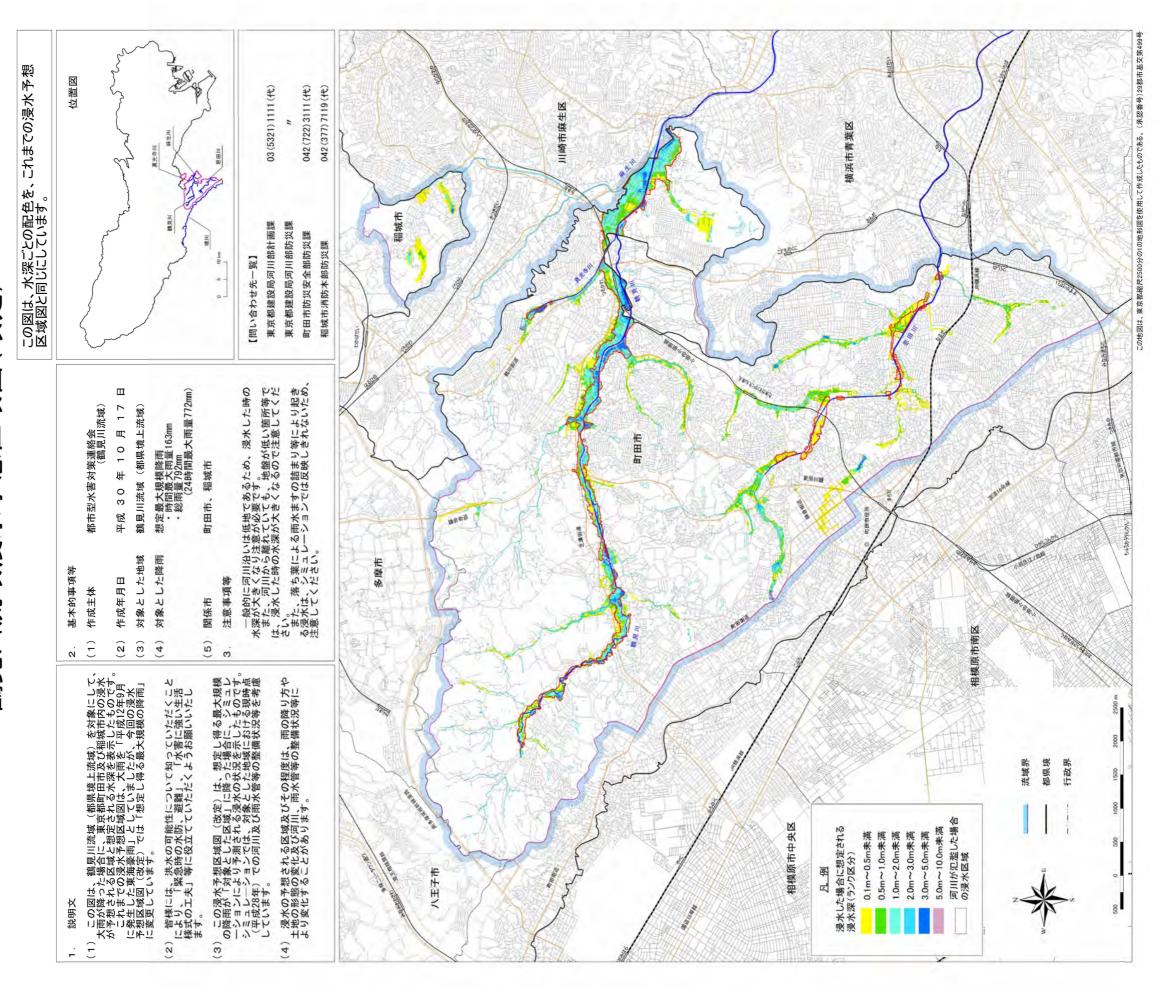
### 黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図(改定) 位置図 1.説明文 (1) この図は、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会 (黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域) 水深を表示したものです。これまでの漫水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の (2) 作成年月日 令和元年12月19日 漫水予想区域図(改定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。 (3) 対象とした地域 黒目川流域 (黒目川、落合川) (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」 柳瀬川流域(柳瀬川、空堀川、奈良橋川) (4)対象とした降雨 想定最大規模降雨 等に役立てていただくようお願いします。 (黒目川流域、柳瀬川流域 時間最大雨量156mm 総雨量657mm) (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される (5) 関係市 立川市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市 【問い合わせ先一覧】 浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成30年)での河川及び下水道の整備状況等を 3.注意事項等 東京都建設局河川部計画課 東京都建設局河川部防災課 03-5321-1111(代) 03-5321-1111(代) 考慮しています。 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。 立川市市民生活部防災課 042-523-2111(代) (4) 漫水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。 また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるので注意して 小平市総務部防災危機管理課東村山市環境安全部防災安全課 042-341-1211(代) 042-393-5111(代) 西東京市危機管理室 042-464-1311(代) また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれない 四東京中危機官理至 東大和市総務部防災安全課 清瀬市総務部防災防犯課 042-563-2111(代) 042-492-5111(代) ため、注意してください。 東久留米市環境安全部防災防犯課 042-470-7777(代 武蔵村山市総務部防災安全課 042-565-1111(代 浸水した場合に想定される 浸水深(ランク区分) 0.1m~0.5m未満 所沢市 0.5m~1.0m未満 1.0m~2.0m未満 2.0m~3.0m未满 うくうこうえん 国道463号 3.0m~5.0m未満 国道463号 5.0m~ 河川が氾濫した場合の浸水区域 黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川 新座市 ところざわ 武蔵村山市 西東京市役所 保谷庁舎 旧早稲田通り 西東京市 小字市役所 せいぶたちかわ 西東京市役所 田無行舎 小平市 すながわななばん 立川市 対象区域 ---- 行政界 ---- 流域界 国分类市役所

### 残堀川流域浸水予想区域図(改定) 位置図 2.基本事項等 1.説明文 (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会 (残堀川流域) (1) この図は、残堀川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、漫水が予想される区域と想定される 水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の (2) 作成年月日 令和元年12月19日 浸水予想区域図(改定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。 (3) 対象とした地域 残堀川流域(残堀川) (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」 (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨 等に役立てていただくようお願いします。 (残堀川流域 時間最大雨量153mm 総雨量690mm) (5) 関係市町 立川市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町 (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される 浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成30年)での河川及び下水道の整備状況等を 【問い合わせ先一覧】 東京都建設局河川部計画課 東京都建設局河川部防災課 03-5321-1111 (代) 03-5321-1111 (代) 考慮しています。 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。 また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるので注意して 立川市市民生活部防災課 042-523-2111 (代) (4) 漫水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。 また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれない ため、注意してください。 武蔵村山市総務部防災安全課 羽村市市民生活部防災安全課 福穂町住民部地域課 042-565-1111 (代) 042-555-1111 (代) 042-557-0501 (代) 国道463号 国道463号 青梅市 Downson青梅入間線 清瀬市役所 清瀬市 多摩川上流雨水幹線浸水予想区域図(東京都下水道局)と重なる篋 多摩川上流雨水幹線浸水予想区域図で明示 東大和市 新青梅街道 武蔵村山市 口かみきただい 東大和市役別 あきる野市 むさしひきだ 青梅街道 あきる野市役所 小平市役所 五日市街道 西東京市役所 田無行会 小平市 浸水した場合に想定される 浸水深(ランク区分) 国分寺市 0.1m~0.5m未満 0.5m~1.0m未満 1.0m~2.0m未满 2.0m~3.0m未満 3.0m~5.0m未満 5.0m~ 国立市 河川が氾濫した場合の浸水区域 対象区域 | 残堀川 ---- 行政界 500 1000 1500 2000 2500 m ---- 流域界 国立市役所





## 鶴見川流域浸水予想区域図(改定)



### 浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水 予想区域図と同じにしています。

### 1. 説明文

- (1) この図は、浅川、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、程久保川、大栗川、大田川、乞田川、三沢川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨(時間最大雨量114mm総雨量589mm)」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いします。
- (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。
- シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。 (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあり

### 2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会 (浅川圏域、大栗川及び三沢川流域)
- (2) 作成年月日 令和2年1月30日
- (3)対象とした地域

浅川圏域(浅川、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、程久保川)大栗川流域(大栗川、大田川、乞田川)

三沢川流域 (三沢川) (4)対象とした降雨 想定最大規模降雨

(浅川圏域、大栗川流域 時間最大雨量153mm 総雨量690mm) (三沢川流域 時間最大雨量152mm 総雨量690mm)

(5) 関係市 八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

### 3.注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。

また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。

また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。

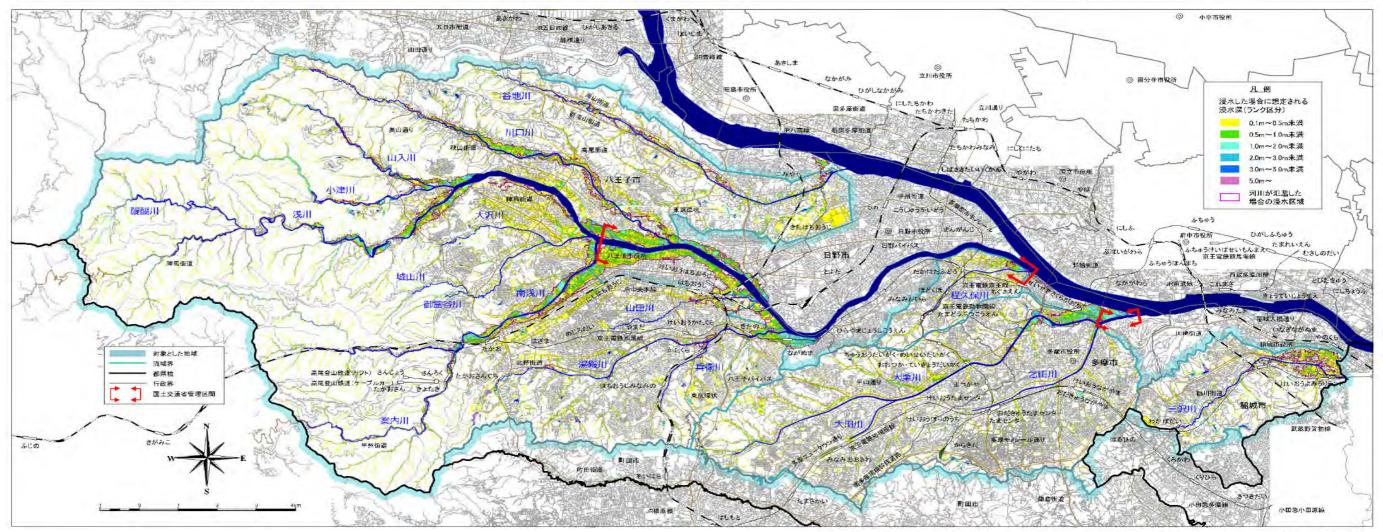


### 【問い合わせ先】

東京都建設局河川部計画課東京都建設局河川部防災課 東京都建設局河川部防災課 町田市防災安全部防災課 町野市総務部防災安全課 多摩市総務部防災安全課 稲城市消防本部防災課

03-5321-1111 (代) 042-626-3111 (代) 042-722-3111 (代) 042-585-1111 (代) 042-375-8111 (代)

03-5321-1111 (代)



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(30都市基交第603号)して作成したものである。無断複製を禁する。

### 霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水 予想区域図と同じにしています。

### 1. 説明文

- (1) この図は、霞川、成木川、黒沢川、北小曽木川、直竹川、多摩川上流、日原川、鳶巣川、大荷田川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨(時間最大雨量114 mm 総雨量589 mm)」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の 工夫」等に役立てていただきますようお願いします。
- (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予想される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川および下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域およびその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化および河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

### 2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会 (霞川及び多摩川上流圏域)
- (2) 作成年月日 令和2年8月27日
- (3) 対象とした地域

霞川圏域(霞川、成木川、黒沢川、北小曽木川、直竹川) 多摩川上流圏域(多摩川上流、日原川、鳶巣川、大荷田川)

(4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨

(霞川圏域 時間最大雨量186 mm 総雨量670 mm) (多摩川上流圏域 時間最大雨量153 mm 総雨量690 mm)

(5) 関係市町 青梅市、奥多摩町

### 3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。 また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水したときの水深が大きくなるので注意して ください

また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。



【問い合わせ先一覧】 東京都建設局河川部計画課 03-5321-1111 (代) 東京都建設局河川部防災課 03-5321-1111 (代) 青梅市市民安全部防災課 0428-22-1111 (代) 奥多摩町総務課 0428-83-2111 (代)



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号 )を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を 使用(2都市基交第425号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

### 秋川及び平井川流域浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水 予想区域図と同じにしています。

### 1. 説明文

- (1) この図は、秋川、養沢川、北秋川、平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨(時間最大雨量114 mm 総雨量589 mm)」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の 工夫」等に役立てていただきますようお願いします。
- (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予想される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川および下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域およびその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化および河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

### 2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会 (秋川及び平井川流域)
- (2) 作成年月日 令和2年8月27日
- (3) 対象とした地域
  - 秋川流域(秋川、養沢川、北秋川)
- 平井川流域 (平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川)
- (4)対象とした降雨 想定最大規模降雨 時間最大雨量153 mm 総雨量690 mm
- (5) 関係市町村 八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村

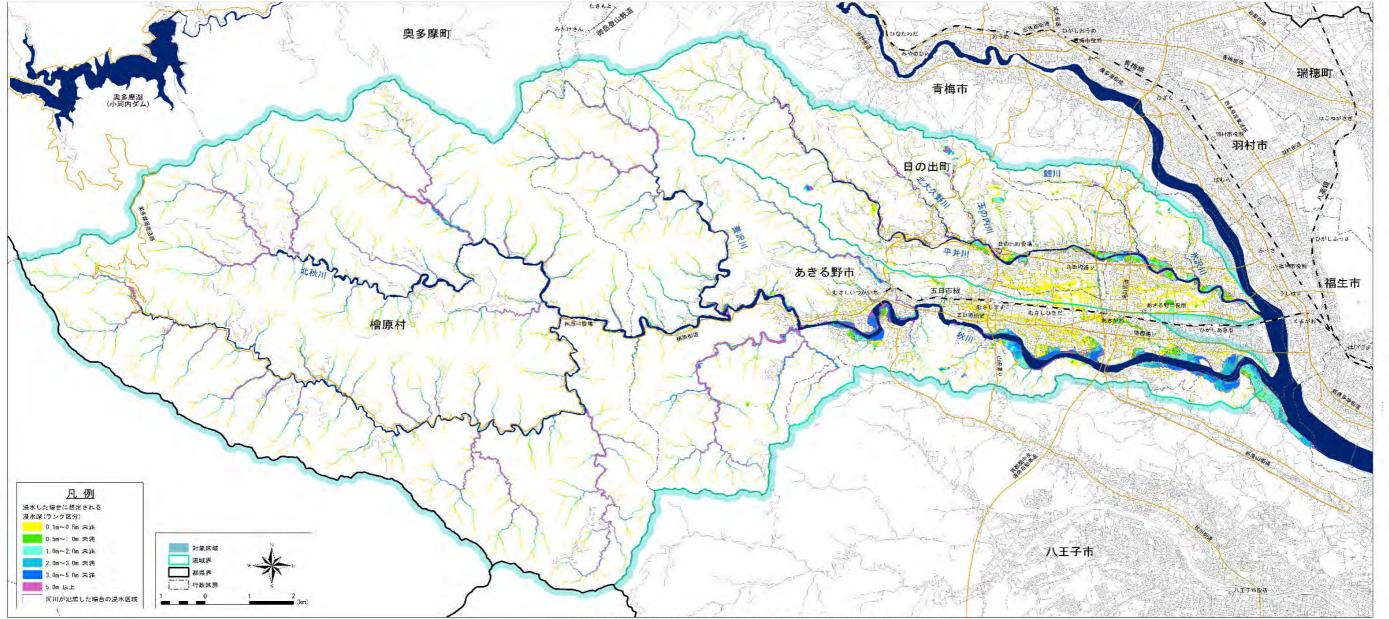
### ) 注音車佰笙

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。 また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水したときの水深が大きくなるので注意して ください。

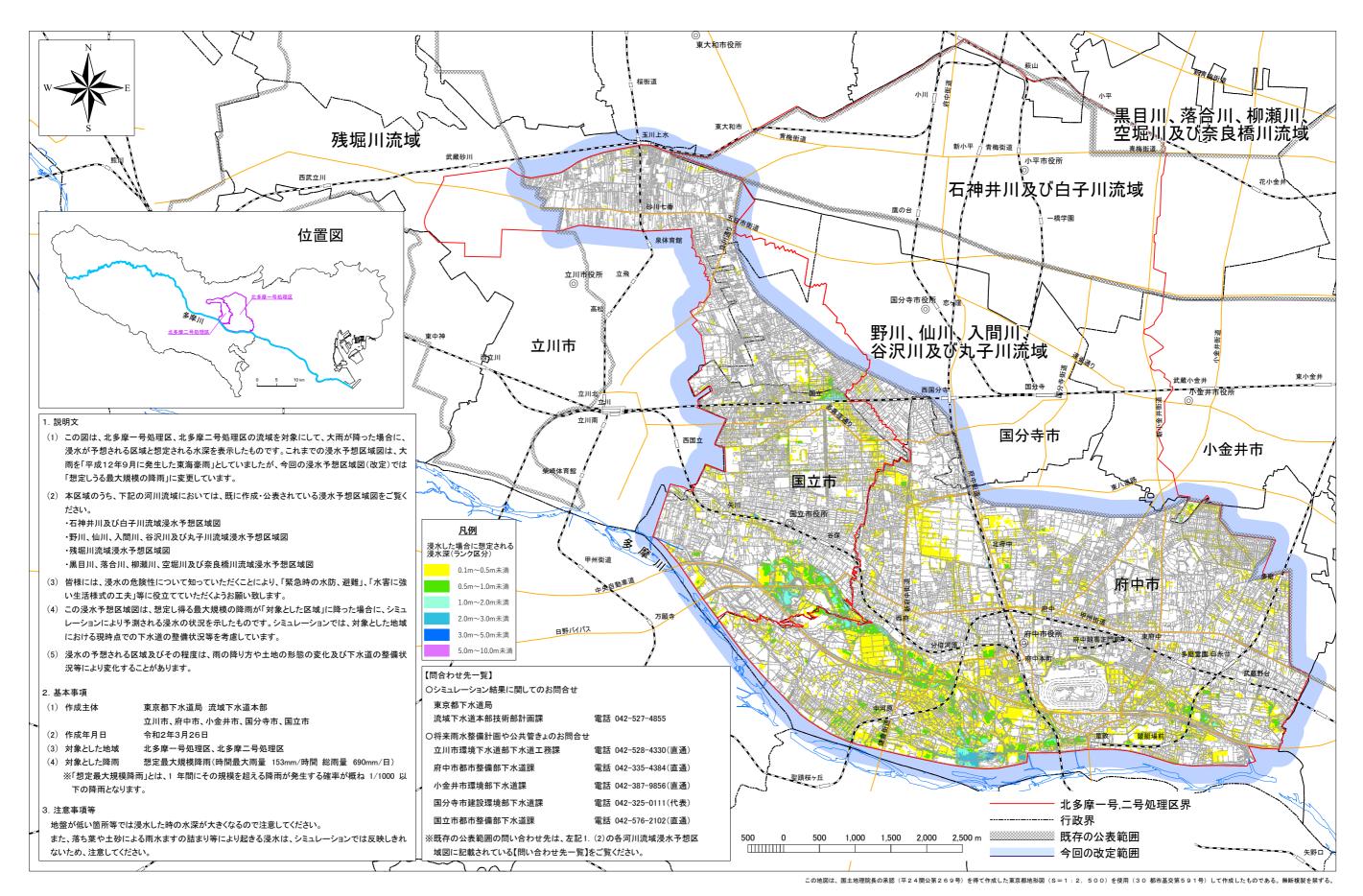
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。



【問い合わせ先一覧】 東京都建設局河川部計画課 03-5321-1111 (代) 東京都建設局河川部防災課 03-5321-1111 (代) ハ王子市生活安全部防災課 042-626-3111 (代) あきる野市総務部地域防災課 042-558-1111 (代) 日の出町生活安全安心課 042-597-0511 (代) 檜原村総務課 042-598-1011 (代)



### 北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域 浸水予想区域図(改定)



### 多摩川上流雨水幹線流域 浸水予想区域図

### 1. 説明文

- (1) この図は、多摩川上流雨水幹線の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される 区域と想定される水深を表示したものです。
  - この浸水予想区域図では、想定雨量を「想定し得る最大規模の降雨」として、昭和56年10月台 風24号の降雨波形を参考に、時間最大雨量 153 mm、総雨量 690mm を想定したシミュレーション を実施しています。
  - ※参考:本図公表の令和元年12月時点で、多摩川上流雨水幹線流域内の観測所において観測 した過去最大の時間雨量は107.5mm(平成28年8月22日観測)です。
- (2) 皆様には、浸水の危険性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願い致します。
- (3) この浸水予想区域図は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点での下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び下水道の整備状況等により変化することがあります。

### 2. 基本事項

- (1) 作成主体 東京都下水道局 流域下水道本部
- (2) 作成年月日 令和元年12月19日
- (3) 対象とした地域 多摩川上流雨水幹線流域
- (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨(時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm)
- (5) 関係市 青梅市、福生市、羽村市

### 3. 注意事項等

地盤が低い箇所等では浸水した時の水深が大きくなるので注意してください。 また、落ち葉や土砂による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれ ないため、注意してください。





資料第44 高潮防御施設整備箇所範囲図(都建設局)(本文56頁)



### 東京港海岸保全施設整備計画整備計画図



### 資料第46 島しょ海岸保全施設の状況(都港湾局、都建設局) (本文58頁)

### ① 都港湾局所管分

### (令和2年4月1日現在)

白		H.1	全体	港湾	別内訳		島 別	全体	港灣	別内部	7
	島	別	計画	港湾名	施設	施設延長		計画	港湾名	施設	延長
				元町港	護岸	920m			三池港	防潮堤 護岸 離岸堤	559m 369m 157m
	大	島	3, 493	岡田港	護岸 突堤 <sup>離岸堤</sup>	327 m 50 m 230 m	三宅島	2, 978 m	大久保港	護岸消波堤	595m 514m
			m	波浮港	護岸	941 m			阿古漁港	護岸	355m
				野増漁港	護岸 離岸堤	615m 315m				離岸堤消波堤	247m 182m
				泉津漁港	離岸堤	95m	御蔵島	46m	御蔵島港	護岸	46m
	利	島	686m	利島港	護岸 離岸堤 突堤	387m 240m 59m			神湊港	護岸 突堤	255m 400m 495m
				新島港	護岸1 突堤	, 512m 414m	八丈島	2, 042	神湊漁港	護岸 消波堤	43m 70m
	新	島	4, 184		離岸堤1	, 271 m	, ,	m	八重根漁 港	防潮堤	308m
			m	若郷漁港	突堤 離岸堤 潜堤	168m 797m 47m			洞輪沢漁 港	護岸離岸堤	259m 212m
	神滔	<b>上島</b>	1, 235 m	神津島港	護岸 潜堤	725m 510m	青ヶ島	50m	青ヶ島港	護岸	50m

# ② 都建設局所管分

# (令和元年度末現在)

島別			海岸別内訳 施設延長		, é	Drl	海岸別内訳			
		海岸名			島	別	海岸	名	施設第	延長
		泉 浜	護岸等	2,639m			阿	古	護岸等	595m
		湯の浜	護岸等	927 m	三宅	島	横まる	ŧ	護岸等	587 m
<b>—</b>	白		人工リーフ	340 m					人工リーフ	0m
大	島	筆 島	護岸等	169m						
			人工リーフ	293 m	<b>佐川 芸</b>	島	<b>佐田</b>	蔵	## 出 <i>体</i>	401
		行 者	護岸等	410m	御蔵		御		護岸等	461 m
利	島	前 浜	護岸等	160m			→ <b>-</b> 11	.) >==		105
					八丈	島	乙千代		護岸等	137 m
		羽伏浦	護岸等	826m			洞輪	沢	護岸等	118m
新	島	和田浜	護岸等	32 m	その	4H1			護岸等	5, 194m
			人工リーフ	124m	-( 0)	TE			人工リーフ	200 m
		多幸浜	護岸等	1,557m					護岸	•
神 津	島	沢尻・長浜	護岸等	1,512m	計				1 - 11	1, 5324m
			人工リーフ	376m					人工リ	- フ 等 1,333m
										1, 555111

# 水防法第十四条の三に基づき指定する区域 3.0m 河川等範囲 5.0m 縮尺 1:50,000 新中川 河川流量を設定する対象河川 資料第47 東京都高潮浸水想定区域図(想定最大規模)浸水深(都港湾局、都建設局)(本文60頁) 江戸川区 (漫大深) 2000 90 [想定最大規模] 2000 江東区 墨田区 川田割 台東区 東京都高潮浸水想定区域図 文京区 港区 品川区 豐島区 新宿区 渋谷区 日黒区 板橋区 中野区 世田谷区 練馬区 杉林区

 $-77 \sim 78 -$ 

## 資料第48 砂防指定地(都建設局) (本文72·366頁)

(令和2年8月末時点)

番号	渓流名	市町村名	指定年月日	番号	渓流名	市町村名	指定年月日
1	落沢	奥多摩町	大正7年7月4日	51	黒沢川	青梅市	昭和8年1月30日
2	オチ沢	奥多摩町	大正7年7月4日	52	小布市川	青梅市	昭和8年1月30日
3	小袖川	奥多摩町	大正7年7月4日	53	滝本川	青梅市	昭和8年1月30日
4	シダクラ沢	奥多摩町	大正7年7月4日	54	長沢川	青梅市	昭和8年1月30日
5	平沢	奥多摩町	大正7年7月4日	55	小津川	八王子市	昭和8年1月30日
6	橋沢	奥多摩町	大正7年7月4日	56	小仏川	八王子市	昭和8年1月30日
7	蛇沢	奥多摩町	大正7年7月4日	57	山入川	八王子市	昭和8年1月30日
8	ボウズ谷	奥多摩町	大正7年7月4日	58	北大久野川	日の出町	昭和8年1月30日
9	水久保沢	奥多摩町	大正7年7月4日	59	平井川	日の出町	昭和8年1月30日
10	水根沢谷	奥多摩町	大正7年7月4日	60	三ノ谷	あきる野市	昭和8年12月19日
11	峰谷川	奥多摩町	大正7年7月4日	61	北浅川	八王子市	昭和11年1月27日
12	モクボ谷	奥多摩町	大正7年7月4日	62	唐滝川	八丈町	昭和25年6月1日
13	ヤツネヤ谷	奥多摩町	大正7年7月4日	63	三原川	八丈町	昭和25年6月1日
14	岫沢	奥多摩町	大正7年7月4日	64	金曽沢	三宅村	昭和25年6月1日
	海沢川	奥多摩町	大正7年11月7日	65	とんび沢	三宅村	昭和25年6月1日
16	オウカワ沢	奥多摩町	大正7年11月7日	66	게다게	八王子市	昭和26年6月28日
17	大沢	奥多摩町	大正7年11月7日	67	谷地川	八王子市	昭和26年6月28日
18	小川谷	奥多摩町	大正7年11月7日	68	鴨川	八丈町	昭和26年6月28日
19	カラ沢	奥多摩町	大正7年11月7日	69	神津沢	神津島村	昭和26年9月5日
20	唐松谷	奥多摩町	大正7年11月7日	70	名古川	八丈町	昭和26年9月5日
21	小中沢	奥多摩町	大正7年11月7日	71	刈寄川	あきる野市	昭和28年10月15日
22	孫惣谷	奥多摩町	大正7年11月7日	72	氷沢川	あきる野市	昭和28年10月15日
23	タル沢	奥多摩町	大正7年11月7日	73	深沢川	あきる野市	昭和28年10月15日
24	寺地沢	奥多摩町	大正7年11月7日	74	二本竹川	青梅市	昭和29年6月22日
25	栃寄川	奥多摩町	大正7年11月7日	75	蛇沢	神津島村	昭和32年11月13日
26	日原川	奥多摩町	大正7年11月7日	76	西川	三宅村	昭和33年3月3日
27	日陰名栗沢	奥多摩町	大正7年11月7日	77	間川	三宅村	昭和33年3月3日
28	大沢川	青梅市	大正8年11月18日	78	喜代沢	青梅市	昭和28年10月15日
29	琴沢入川	青梅市	大正8年11月18日	79	鳶巣川	青梅市	昭和28年10月15日
30	払沢	青梅市	大正8年11月18日	80	卯辰川・西川	御蔵島村	昭和34年5月20日
31	平溝川	青梅市	大正8年11月18日	81	大金沢	大島町	昭和34年12月25日
32	越沢	奥多摩町	大正8年11月18日	82		大島町	昭和34年12月25日
33	大丹波川	奥多摩町	大正8年11月18日	83	案下川	八王子市	昭和35年10月7日
34	西川	奥多摩町	大正8年11月18日	84	醍醐川	八王子市	昭和35年10月7日
35	松沢	奥多摩町	大正8年11月18日	85	足下田川	日の出町	昭和37年8月15日
36	峰入川	奥多摩町	大正8年11月18日	86	玉の内川	日の出町	昭和37年8月15日
37	鯉川	あきる野市	大正10年2月5日	87	二ッ塚川	日の出町	昭和37年8月15日
38	大荷田川	青梅市	大正10年2月5日	88	姉川	三宅村	昭和37年11月13日
	岨端川	青梅市	大正10年2月5日	89	榎木沢	三宅村	昭和37年11月13日
40	多摩川	青梅市、奥多摩町	大正10年2月5日	90	神明沢	青梅市	昭和38年3月12日
	浅間沢	青梅市、羽村市	大正10年2月5日	91	幸神川	日の出町	昭和38年3月12日
	養沢川	あきる野市	大正13年8月30日	92	羽生沢川	日の出町	昭和38年3月12日
	子の神沢	奥多摩町	大正13年8月30日	93	八雲沢	奥多摩町	昭和41年5月30日
	棚沢川	奥多摩町	大正13年8月30日	94	坂沢	あきる野市	昭和41年6月24日
	盆堀川	あきる野市	昭和2年10月13日	95	和亜田沢	新島村	昭和41年6月24日
	南秋川	檜原村	昭和3年5月14日	96	ツヅキ沢	神津島村	昭和41年8月16日
	北浅川	檜原村	昭和4年2月13日	97	伊豆川	三宅村	昭和41年8月16日
	秋川	あきる野市	昭和8年1月30日	98	釜の尻沢	三宅村	昭和41年8月16日
49	- <i>-</i> - ノ谷	あきる野市	昭和8年1月30日	99	樽沢	あきる野市	昭和42年3月22日
50	<u>ニ</u> ノ谷	あきる野市	昭和8年1月30日	100	白倉入沢	日の出町	昭和42年3月22日

番号	渓流名	市町村名	指定年月日	番号	渓流名	市町村名	指定年月日
101	谷戸川	日の出町	昭和42年3月22日	151	厚木沢	三宅村	平成15年12月16日
102	矢越沢	日の出町	昭和42年3月22日	152	大久保沢	三宅村	平成15年12月16日
103	五郎川	大島町	昭和42年3月31日	153	川田沢支川	三宅村	平成15年12月16日
104	滝ノ沢	奥多摩町	昭和42年3月31日	154	大穴沢	三宅村	平成16年1月28日
105	唐沢	あきる野市	昭和42年7月12日	155	岡堀沢	三宅村	平成16年1月28日
106	大入川	日の出町	昭和42年7月12日	156	椎取沢	三宅村	平成16年1月28日
107	花水川	青梅市	昭和42年12月28日	157	清水沢	三宅村	平成16年1月28日
108	坂本川	日の出町	昭和42年12月28日	158	鉄砲沢・夕景沢	三宅村	平成16年1月28日
109	水穴沢	あきる野市	昭和43年3月30日	159	湯船沢・土佐沢	三宅村	平成16年1月28日
110	渡世沢	新島村	昭和44年1月13日	160	釜方沢	三宅村	平成16年3月17日
111	町屋川	青梅市	昭和45年10月7日	161	しらみ沢	三宅村	平成16年3月17日
112	坊田沢	三宅村	昭和45年10月7日	162	大蔵沢	奥多摩町	平成16年12月2日
113	ようが沢	三宅村	昭和47年11月24日	163	角屋敷沢	三宅村	平成17年4月26日
114	吉田沢	新島村	昭和48年9月7日	164	芦穴沢	三宅村	平成17年8月3日
115	大谷川	小笠原村	昭和49年3月30日	165	空栗沢	三宅村	平成17年8月3日
116	大村川	小笠原村	昭和49年3月30日	166	立根沢	三宅村	平成17年8月3日
117	地の岡沢	大島町	昭和54年7月9日	167	美茂井沢	三宅村	平成18年8月11日
118	田ケ沢	三宅村	昭和59年1月28日	168	三ノ輪沢	三宅村	平成18年8月11日
119	筑穴ケ沢	三宅村	昭和59年1月28日	169	ハルゲ沢	三宅村	平成19年5月22日
120	道の沢	三宅村	昭和59年1月28日	170	初沢川	八王子市	平成21年3月4日
121	長ノ入沢	八丈町	昭和61年3月17日	171	中の沢	八王子市	平成22年9月24日
122	奥村川	小笠原村	昭和62年1月26日	172	塩ノ沢	奥多摩町	平成23年10月21日
123	谷久保川	青梅市	昭和63年3月18日	173	岡田沢	大島町	平成23年10月21日
124	鉄砲沢	小笠原村	平成1年3月7日	174	北の山川	大島町	平成23年11月1日
125	赤見沢	八丈町	平成1年3月9日	175	三頭沢	檜原村	平成25年12月2日
126	吹上川	小笠原村	平成3年3月15日	176	差木地沢	大島町	平成27年12月24日
127	渡浮根沢	新島村	平成3年3月15日	177	滝川沢	大島町	平成27年12月24日
128	角尻川	八丈町	平成3年3月15日	178	タデノ沢北支川	三宅村	平成27年12月24日
129	吉野川	青梅市	平成5年3月25日	179	厚木沢北支川	三宅村	平成27年12月24日
130	八重沢	大島町	平成6年1月21日	180	十二天沢	奥多摩町	平成28年5月10日
131	力石沢	八王子市	平成8年3月15日	181	大里一ノ沢	八丈町	平成28年9月7日
132	大宮沢	大島町	平成11年7月2日	182	西川西支川	三宅村	平成28年9月7日
133	長谷川	小笠原村	平成11年7月2日	183	喜代沢支川	青梅市	平成29年3月6日
134	伊ヶ谷沢	三宅村	平成12年5月10日	184	中曽川	青梅市	平成29年3月6日
135	高処沢	神津島村	平成13年3月16日	185	伊ヶ谷沢南支川(1)	三宅村	平成29年9月26日
136	平たん沢	神津島村	平成13年3月16日	186	伊ヶ谷沢南支川 (2)	三宅村	平成29年9月26日
137	洞沢	神津島村	平成13年3月16日	187	北袋沢地区第一沢	小笠原村	平成29年10月23日
138	小骨ヶ洞	八丈町	平成13年3月16日	188	佐久川	大島町	平成30年6月7日
139	時雨川	小笠原村	平成14年3月14日	189	長沢	三宅村	平成31年3月1日
140	カジヤノ沢	神津島村	平成14年9月24日	190	大谷川支川	小笠原村	令和2年6月4日
141	大の沢	神津島村	平成14年9月24日				
142	川田沢	三宅村	平成14年9月24日				
143	三池沢	三宅村	平成14年9月24日				
144	大沢	三宅村	平成15年1月10日	1			
- 45	//n → ±/.>n			1			

平成15年1月10日

平成15年1月10日

平成15年1月10日

平成15年1月10日

平成15年3月14日

平成15年12月16日

145 御子敷沢

147 タデノ沢

148 カニガ沢

149 ヤナボ沢

150 赤場暁沢

146 仏沢

三宅村

三宅村

三宅村

三宅村

三宅村

三宅村

#### 資料第49 地すべり防止区域(都建設局) (本文72・366頁)

(令和2年8月末時点)

			(14-1)	2年0月本時点)
番号	地 域 名	所 在 地	指定面積	指定年月日
1	玉の内地すべり	日の出町大久野字坂本、玉の内	6. 06ha	昭和 37. 11. 13
2	三宝港地すべり	青ヶ島村三宝港	6. 64ha	<i>"</i> 37. 11. 13
3	大里沢地すべり	神津島村字沢尻、長浜、鍛冶山	15. 70ha 7. 22ha	# 54. 3. 16 平成 14. 5. 24
4	子の神沢地すべり	奥多摩町氷川字栃久保	5. 09ha	昭和 59. 3. 31
5	尾越地すべり	八丈町末吉	15. 15ha	" 60. 3. 27
6	里 地 す べ り	御蔵島村字、西川、山尻	8. 38ha	" 62. 3. 27
7	長浜地すべり	小笠原村母島字長浜	9. 20ha	" 63. 3. 18
8	登計地すべり	奥多摩町氷川字登計	6. 84ha	<i>"</i> 63. 3. 18
9	上元郷地すべり	檜原村字上元郷	7. 14ha 1. 39ha 0. 33ha	平成元. 3. 31 # 4. 5. 28 # 14. 5. 24
10	峰地すべり	奥多摩町留浦字峯平、福次、山本	15. 31ha	<i>"</i> 7. 7. 24
11	大六殿・上の川地すべ	神津島村宇滝川ほか	5. 87ha	" 14. 5. 24
12	奥地すべり	奥多摩町留浦字奥、なべ久保	37. 39ha	" 14. 5. 24
13	寺岡地すべり	あきる野市大字養沢及び同市大字乙 津	5. 96ha	n 26. 5. 14

資料第50 急傾斜地崩壊危険区域(都建設局) (本文73·366頁)

(令和 2年8 月末時 点) 番号	地 区 名	所 在 地	指定面積	指定年月日
1	新宿区赤城元町地区	新宿区赤城元町、西五軒町、築地   町地内	0. 493ha	昭49.11.27
2	北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0. 25ha	昭57.3.31
3	神津島村七軒町地区	神津島村滝川地内	1. 35ha	昭57.3.31
4	奥多摩町小留浦地区	奥多摩町留浦字小留浦地内	2. 2ha	昭59.3.31
5	北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0. 308ha	昭59.5.15
6	あきる野市草花地区	あきる野市草花字花/岡地内	0. 9ha	昭60.3.30
7	神津島村上の川地区	神津島村上の川地内	1. 9ha	昭60.3.30
8	奥多摩町留浦地区	奥多摩町留浦字留浦地内	2.856ha	昭62. 2. 23
9	神津島村上の山地区	神津島村滝川地内	1. 42ha	昭62.2.23
902	神津島村上の山地区(2)	神津島村滝川地内	2. 354ha	平15. 3. 19
10	北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0. 21ha	昭62.10.27
11	青梅市長淵二丁目地区	青梅市長淵二丁目地内	0.528ha	平元. 1. 28
12	北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地 内	0. 226ha	平元. 2. 17
13	八丈島八丈町三根地区	八丈町三根地内	1.54ha	平元. 2. 17
14	八王子市初沢町地区	八王子市初沢町地内	1. 357ha	平2.1.30
15	奥多摩町原地区	奥多摩町原字上の山、字熱海地内	1. 784ha	平2.3.26
15の2	奥多摩町原地区(2)	西多摩郡奥多摩町原地内	0. 026ha	平26. 10. 16
15の3	奥多摩町原地区(3)	西多摩郡奥多摩町原地内	0.063ha	平30.12.25
16	大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港渕ほか 地内	2. 77ha	平2.3.26
17	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0. 392ha	平3.3.1
17の2	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0.003ha	平5.12.21
17の3	青梅市千ケ瀬町五丁目地区 (2)	青梅市千ヶ瀬五丁目地内	0. 191ha	平24. 12. 17
17の4	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区 (3)	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0. 046ha	平28. 3. 22
18	あきる野市折立地区	あきる野市草花字下折立、字上折 立、字折立下夕平地内	1. 765ha	平3.3.14
19	府中市日新町一丁目地区	府中市日新町一丁目ほか地内	0. 562ha	平3.3.20
19の2	府中市日新町一町目地区	府中市日新町一丁目ほか地内	0. 333ha	平5.3.19
20	北区赤羽西二丁目(2) 地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平3.3.26
21	あきる野市山田地区	あきる野市山田、上分、下分地内	1. 017ha	平3.3.26
210 2	あきる野市山田地区	あきる野市山田字下分地内	0.619ha	平9.1.13
210 3	あきる野市山田地区(3)	あきる野市山田字下分地内	0. 226ha	平24. 1. 19
22	三宅村夕景地区	三宅村阿古、伊ヶ谷地内	0. 979ha	平4. 3. 23
22の 2	三宅村夕景地区(2)	三宅村伊ヶ谷地内	0. 388ha	平27. 12. 22
23	日野市落川地区	日野市落川、百草地内	1. 076ha	平5. 12. 13
24	八王子市大和田地区	八王子市大和田七丁目地内	0. 396ha	平7.3.15
25	あきる野市平沢地区	あきる野市平沢字瀧/上、字西/前 地内	0. 450ha	平8.3.8
25の 2	あきる野市平沢地区(2)	あきる野市平沢字西/前地内	0. 231ha	平12. 7. 28
26	青梅市御岳山地区	青梅市御岳山地内	0. 393ha	平8.5.22
27	神津島村与種地区	神津島村高処山地内	2. 032ha	平8.5.22
27の2	神津島村与種地区(2)	神津島村高処山地内	6. 616ha	平15. 3. 19
28	青梅市青梅地区	青梅市青梅字滝/上地内	0. 309ha	平9.1.13
29	大島町岡田地区	大島町岡田字川の道ほか地内	2. 240ha	平9.1.13

( ) =				ī
(令和				
2年8				
月末時	地 区 名	所 在 地	指定面積	指定年月日
点)				
番号				
29の2	大島町岡田地区(2)	大島町岡田字上ノ山地内	0. 772ha	平12.10.17
30	あきる野市伊奈地区	あきる野市伊奈字上宿ほか地内	0. 205ha	平10. 5. 28
30Ø 2	あきる野市伊奈地区(2)	あきる野市伊奈字上宿ほか地内	0. 202ha	平16. 5. 24
31	八王子市初沢町地区(2)	八王子市初沢町地内	2. 384ha	平10.12.2
32	三宅村伊ヶ谷地区	三宅村伊ヶ谷地内	1. 355ha	平10.12.11
33	大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0. 545ha	平11.11.5
აა	八局門永佳地區		0. 545Ha	半11.11.5
34	羽村市羽西二丁目地区	羽村市羽西二丁目、羽加美四丁目	0. 151ha	平11.11.24
0.5		地内	0. 4511	Ti10 1 10
35	八王子市横川地区	八王子市横川町地内	0. 451ha	平13.1.16
36	多摩市連光寺一丁目地区	多摩市連光寺一丁目ほか地内	1.860ha	平14.2.1
36の2	多摩市連光寺一丁目地区(2)	多摩市連光寺一丁目地内	1. 471ha	平14. 12. 19
37	神津島村宮原地区	神津島村宮原地内	1.914ha	平15. 3. 19
38	新島木戸上地区	新島村木戸上地内	0. 938ha	平15.3.19
39	瑞穂町箱根ヶ崎地区	瑞穂町箱根ヶ崎地内	0. 272ha	平15.3.19
40	日の出町大久野細尾地区	日の出町大久野細尾地内	2. 366ha	平15.7.28
41	八王子市初沢(3)地区	八王子市初沢町地内	0. 528ha	平17.4.6
41の 2	八王子市初沢(3-2)地区	八王子市初沢町地内	0. 594ha	平21. 3. 9
4103	八王子市初沢(3-3)地区	八王子市初沢町地内	0. 955ha	平21. 12. 21
410)4	八王子市初沢(3-4)地区	八王子市初沢町地内	0. 450ha	平30. 10. 15
42	日の出町大久野細尾(2)地区	日の出町大久野細尾地内	1. 381ha	平19. 10. 4
-	杉並区堀ノ内一丁目地区	杉並区堀ノ内一丁目地内		平19. 10. 4
43	杉亚区堀/四一丁目地区		0. 106ha	平19. 12. 14
44	大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、 字助田地内	2.869ha	平20.9.30
45	八王子市南浅川地区	八王子市南浅川町地内	0. 832ha	平21. 3. 9
46	檜原村藤原地区	檜原村字藤原地内	2. 526ha	平21. 3. 17
47	あきる野市舘谷地区	あきる野市舘谷字追原地内	0. 391ha	平23.7.28
48	あきる野市折立(2)地区	あきる野市草花字下折立ほか地内	0. 391ha 0. 167ha	平23. 11. 29
	檜原村三都郷地区		2. 305ha	平23. 11. 29
49		檜原村三都郷地内		
50	奥多摩町大沢地区	奥多摩町日原字大沢地内	1. 076ha	平24. 3. 13
51	青梅市御岳山(2)地区	青梅市御岳山地内	0. 316ha	平25. 3. 18
52	八王子市山田地区	八王子市山田町地内	0. 224ha	平26.11.19
53	八王子市高尾地区	八王子市高尾町地内	2. 982ha	平27.1.20
53の2	八王子高尾地区(2)	八王子市高尾町地内	0. 392ha	平31. 3. 19
54	新島村山津山川地区	新島村本村及び字山津山川各地内	1. 148ha	平27. 8. 12
55	大島町元町地区	大島町元町二丁目地内	0. 454ha	平28.11.14
56	青梅市河辺町一丁目地区	青梅市河辺町一丁目・六丁目地内	1. 422ha	平29. 1. 18
57	青梅市長淵一丁目地区	青梅市長淵一丁目・友田五丁目地 内	0.331ha	平29. 1. 18
58	青梅市千ヶ瀬町一丁目地区	青梅市千ヶ瀬町一丁目・二丁目地 内	1. 022ha	平29. 1. 24
59	八王子市高尾(2)地区	八王子市高尾町・初沢町地内	4. 949ha	平29. 5. 19
59の 2	八王子市高尾(2-2)地区	八王子市高尾町地内	0. 100ha	平30. 10. 15
60	八王子巾高尾(2-2)地区 八王子市大塚地区	八王子市局尾町地内	0. 100ha 0. 0834ha	令2.2.6
61	日の出町大久野新井地区	日の出町大久野新井地内	2. 683ha	令2.4.24
62	奥多摩町丹三郎地区	奥多摩町丹三郎地内	3. 598ha	令2.5.20
63	多摩市和田地区	多摩市和田、日野市百草地内	0.646ha	令2.6.5

資料第51 宅地造成工事規制区域の内訳(都都市整備局)(本文74頁)

				面積	(h a)	
地区	面積(ha)	区 市	計	第1次指定	第2次指定	第3次指定
<u></u>		世田谷区	246.0		246. 0	
区部	771. 6	板 橋 区	525. 6		525. 6	
		八王子市	8, 902. 0	6, 689. 0	2, 213. 0	
市部	15, 208. 8	町田市	6, 306, 8	2, 414. 0	3, 892. 8	
多摩建築		青 梅 市	2, 377. 0		47.8	2, 329. 2
指導事務所 開発指導第一課	3, 098. 8	日 野 市	700. 5	700. 5		
所管区域		あきる野市	21. 3	21. 3		
		三鷹市	71. 4		71. 4	
		調布市	121.6		121.6	
多摩建築 指導事務所	3, 217. 8	小金井市	67. 3		67. 3	
開発指導第二課 所管区域	3, 217. 0	東久留米市	3. 5	3. 5		
		多摩市	1, 650. 0	1, 650. 0		
		稲 城 市	1, 304. 0		1, 304. 0	
合 計	22, 297. 0	11 市 2 区	22, 297. 0	11, 478. 3	8, 489. 5	2, 329. 2
区域指定の効力	発生年月日			昭 37.10. 1	昭 38. 11. 10	昭 40. 10. 20

資料第52 山地災害危険地区(都産業労働局)(本文74·366頁)

	1				(13/11/12   1	
区分	崩壊土砂流	出危険地区	山腹崩壊	危険地区	地すべり等列	<sup>発</sup> 生危険地区
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
八 王 子 市	18	39. 23	20	285.0	0	0
町 田 市	1	1. 36	0	0.0	0	0
青 梅 市	32	59. 12	27	516.0	0	0
稲 城 市	1	1. 36	0	0.0	0	0
あきる野市	16	28. 23	31	346.0	0	0
日の出町	13	18. 51	14	218.0	0	0
檜 原 村	54	63. 75	36	341.0	0	0
奥 多 摩 町	54	99. 15	62	570.0	0	0
多摩地域小計	188	309. 35	190	2, 276. 0	0	0
大 島 町	26	66. 42	12	44.0	0	0
新 島 村	2	3. 78	16	294. 0	0	0
神津島村	21	51. 51	17	153.0	0	0
利 島 村	1	0.65	2	38. 0	0	0
三 宅 村	33	90. 09	6	72.0	0	0
御蔵島村	10	6. 89	3	15. 0	0	0
八 丈 町	21	38. 69	11	64. 0	0	0
青 ヶ 島 村	4	1.8	6	37. 0	0	0
島しょ小計	118	259. 83	73	717. 0	0	0
東京都合計	306	569. 18	263	2, 993. 0	0	0

(注)

- 1 崩壊土砂流失危険地区:山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が渓流を流下し、被害を与えるおそれのある地区
- 2 山腹崩壊危険地区:崩壊が発生又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- 3 地すべり等発生危険地区:地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域に指定された地区

#### 資料第53 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域(都建設局) (本文75・366頁)

#### 1 土砂災害警戒区域指定数

(令和2年4月1日現在)

						4 万 1 日 夕四工/
	市町村	夂	土砂災害の発生	生要因となる自	自然現象の種類	<b>章</b> 十
	111 141 41	111	土 石 流	地すべり	急傾斜地の崩壊	Ħ1
千	代 田	区	0	0	41 *	41 *
中	央	区	0	0	0	0
港		区	0	0	211 *	211 *
新	宿	区	0	0	55	55
文	京	区	0	0	106 *	106 *
台	東	区	0	0	2 *	2 *
墨	田	区	0	0	0	0
江	東	区	0	0	0	0
品	Ш	区	0	0	49 *	49 *
目	黒	区	0	0	25 *	25 *
大	田	区	0	0	97	97
世	田谷	区	0	0	100 *	100 *
渋	谷	区	0	0	11	11
中	野	区	0	0	21 *	21 *
杉	並	区	0	0	7	7
豊	島	区	0	0	21	21
北		区	0	0	95	95
荒	Ш	区	0	0	7	7
板	橋	区	0	0	149 *	149 *
練	馬	区	0	0	16 *	16 *
足	77	区	0	0	0	0
葛	飾	区	0	0	0	0
江	戸川	区	0	0	0	0
八	王 子	市	497 *	1	3, 157 *	3, 655 *
立	Ш	市	0	0	26	26
武	蔵 野	市	0	0	0	0
三	鷹	市	0	0	21 *	21 *
青	梅	市	400	3	1,062 *	1, 465 *
府	中	市	0	0	23 *	23 *
昭	島	市	0	0	37	37
調	布	市	0	0	52 *	52 *
町	田	市	21 *	0	1,964 *	1, 985 *
小	金井	市	0	0	10	10
小	並	市	0	0	1	1
日	野	市	15	0	450 *	465 *

東	村 山	市	2	0	9	11
玉	分 寺	市	0	0	16	16
玉	77	市	0	0	11 *	11 *
福	生	市	0	0	17	17
狛	江	市	0	0	0 *	0 *
東	大 和	市	4	0	50	54
清	瀬	市	0	0	10	10
東	久 留 米	市	0	0	14	14
武	蔵村山	市	10	0	115	125
多	摩	市	3 *	0	382 *	385 *
稲	城	市	5	0	275 *	280 *
羽	村	市	1	0	27 *	28 *
あ	きる野	市	133 *	0	645 *	778 *
西	東京	市	0	0	4	4
瑞	穂	町	8	0	34	42
目	の出	町	164 *	1	504 *	669 *
檜	原	村	150	6	775	931
奥	多摩	町	152 *	10	727	889 *
大	島	町	105	0	444	549
利	島	村	1	0	89	90
新	島	村	25	0	161	186
神	津 島	村	41	2	255	298
Ξ	宅	村	81	0	233	314
御	蔵島	村	16	2	75	93
八	丈	町	93	1	468	562
青	ケ島	村	8	0	61	69
小	笠 原	村	52	4	244	300
	計		1, 987	30	13, 461	15, 478

\*このほかに他の区市町村境から跨る指定区域あり

#### 2 土砂災害特別警戒区域指定数

4	区市町村		土砂災害の発生要因となる自然現象の種類						<b>=</b>	
	泊	土 石	流	地	す	べ	り	急傾斜地の崩壊	計厂	
千	代 田	区		0				0	30	30
中	央	区		0				0	0	0
港		区		0				0	142	142
新	宿	区		0				0	38	38
文	京	区		0				0	64	64
台	東	区		0				0	1	1
墨	田	区		0				0	0	0

江	東	区	0	0	0	0
品	JII	<u>ヌ</u>	0	0	37	37
目	黒	区	0	0		* 18 *
大		区	0	0	60	60
世	田谷	区	0	0	79	79
渋	谷	区	0	0	9	9
中	野	区	0	0	11	* 11 *
杉	並	区	0	0	6	6
豊	島	区	0	0	10	10
北		区	0	0	71	71
荒	Ш	区	0	0	6	6
板	橋	区	0	0	117	117
練	馬	区	0	0	12	12
足	77	区	0	0	0	0
葛	飾	区	0	0	0	0
江	戸川	区	0	0	0	0
八	王 子	市	418	0	2, 797	* 3, 215 *
立	JII	市	0	0	22	22
武	蔵 野	市	0	0	0	0
=	鷹	市	0	0	21	* 21 *
青	梅	市	354	0	1,034	* 1,388 *
府	中	市	0	0	15	15
昭	島	市	0	0	32	32
調	布	市	0	0	41	41
町	田	市	18	0	1,717	* 1,735 *
小	金井	市	0	0	8	8
小	平	市	0	0	0	0
月	野	市	7	0	381	* 388 *
東	村山	市	0	0	5	5
玉	分 寺	市	0	0	4	4
玉	立	市	0	0	10	* 10 *
福	生	市	0	0	14	14
狛	江	市	0	0	U	* 0 *
東	大 和	市	3	0	47	50
清	瀬	市	0	0	10	10
東	久 留 米		0	0	8	8
武			6	0	107	113
多	摩	市	1	0	234	* 235 *
稲	城	市	4	0	219	223
羽	村	市	1	0	25	26
あ	きる野	市	119 *	0	021	* 740 *
西	東京	市	0	0	2	2

瑞	穂	町	8	0	26	34
日	の出	町	142 *	0	487 *	629 *
檜	原	村	148	0	754	902
奥	多摩	町	139	0	720	859
大	島	町	92	0	419	511
利	島	村	0	0	76	76
新	島	村	18	0	149	167
神	津 島	村	30	0	203	233
三	宅	村	42	0	224	266
御	蔵 島	村	13	0	64	77
八	丈	町	79	0	464	543
青	ケ島	村	4	0	57	61
小	笠 原	村	41	0	235	276
	計		1, 687	0	11, 963	13, 650

\*このほかに他の区市町村境から跨る指定区域あり

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、各建設事務所、区市町村、建設局河川部計 画課において閲覧できるほか、インターネットでも公開している。

東京都土砂災害警戒区域等マップ http://www2.sabomap.jp/tokyo/

**資料第54 通信施設の整備(各通信事業者)** (本文84頁)

機	関	名	内
			1. 電気通信設備等の高信頼化
			災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、
			その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の
			防災設計を実施する。
			(1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通
			信設備等について、耐水構造化を行う。
			(2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等につい
			て、耐風又は耐雪構造化を行う。
			(3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及
			び耐火構造化を行う。
			2. 電気通信システムの高信頼化
			災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基
			づき通信網の整備を行う。
			(1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
			(2) 主要な中継交換機を分散設置する。
			(3) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。
NT	T東	日木	(4) 通信ケーブルの地中化を推進する。
	1 /	H / T	(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 (6) 重要加入者については、光熱加入者よの物業により加入者を与
	Tコミ		(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝 送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
7 -	ショ	ンス	3. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
ΝT	T 1:	コモ	電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び
			通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しく
			は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等
			の措置を講ずる。
			4. 災害時措置計画
			災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換
			措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。
			5. 重要通信の確保
			(1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
			(2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
			(3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィッ
			クコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保す
			る。
			6. 災害対策用機器及び車両等の配備
			(1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧す
			るためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次
			に掲げる機器及び車両等を配備する。

機	関	名	内容
			① 非常用衛星通信装置
			② 非常用無線装置
			③ 非常用交換装置
			④ 非常用伝送装置
			⑤ 非常用電源装置
			⑥ 応急ケーブル
			⑦ 災害対策指揮車
			⑧ 雪上車及び特殊車両
			⑨ 携帯電話サービスカー
			⑩ その他の応急復旧用諸装置
ΝΤΊ	原東日	本	7. 災害対策用資機材等の確保と整備
NTT	コミュ	ーケ	(1) 災害対策用資機材等の確保
	/ 目 〕		災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧
мтт	ドニ	7 工	用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
IN 1 1	l 1, ~	٠.٢	(2) 災害対策用資機材等の輸送
			災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災
			害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要
			に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリ
			コプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の
			連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に
			努める。
			(3) 災害対策用資機材等の整備点検
			災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくととも
			に、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
			1 通信設備の災害予防対策
			風水害等の災害時における通信サービスを確保するため、平
			素から以下に掲げる災害予防対策を進めている。
			(1) 通信設備、建物の防災設計
			通信設備及びその設備を収容している建物は、耐災害性に配
			意した構造設計を実施している。また、風水害対策としては、
			堅ろうな建物による耐風性並びに建物のかさ上げ建設、防水壁
K I	) D	Ι	及び防潮板の取付け等による耐水性を維持している。
			(2) 通信設備の信頼性向上
			設備自体の強化、予備設備による二重化構造及び分離設置等
			の信頼性向上施策を講じている。
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			(3) 運用統制局の分散配置
			運用統制局の分散配置を図り、一つの統制局に機能停止がある。 スメールの民により (公共機能な思な) 「通信徒達の変化等の
			っても、他の局により代替機能を果たし、通信疎通の確保等の

機	関	名	内容
			統制を図っている。 (4) 伝送路の多ルート化及び回線の分散収容
			国内及び国際伝送路は多ルート化を図り、伝送ルートの被害が全体の疎通に大きな影響を及ぼさない対策を行っている。また、国内及び国際回線については、収容局の分散を進め回線の安全対策を行っている。
			(5) 通信用電源の確保
			通信用の商用電源は、複数系統による受電体制を進めるとと
			もに、停電に備えた自家発電設備を備えている。
			(6) 設備の安全点検の実施   通信設備等は、災害予防の観点から安全点検を定期的に実施
			し、機能維持に配意している。
			(7) 災害対策設備の配備
			災害対策用の設備及び関連設備は、通信の確保及び応急復旧
		D I	に配慮し、緊急連絡用設備、車載型無線基地局、移動電源車等
			を配備し、また、緊急輸送手段として災害対策車両及びヘリコ
			プターの利用等を準備している。 2 災害時の措置計画
K	D D		(1) 疎通計画
			国内外の通信の疎通状況を 24 時間体制で監視するネットワー
			クオペレーションセンター等の機能により、被害の状況を勘案
			のうえ、交換う回ルートの措置、疎通量の制御及び伝送路の代
			替設定措置等の網管理措置を緊急に実施する。
			(2) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害の規
			模、状況等を勘案して、本社、支社及び現業事業所に災害対
			策組織を緊急に設置する。
			(3) 本社に設置した災害対策本部は、ネットワーク対策、情報
			連絡、広報等の災害対策活動の全般について組織的な活動を 指揮する。
			1814 9 3 0 0   18 14 15 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16
			網、都の防災行政無線網及び総務省の所管する非常無線通信
			を利用する。
			(5) 通信の確保を重点とした応急復旧措置を優先し、さらに必
			要と判断される場合は、関連災害対策設備等を使用した対応
			措置を行う。

機関	名	内 容
		1. 電気通信設備等の高信頼化
		次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下
		「電気通信設備等」という。)についてその重要性等を鑑み防災対
		策を行っていく。
		(1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気
		通信設備等について、耐水構造化を行っていくものとする。
		(2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等につ
		いて、耐風または耐雪構造化を行っていくものとする。
		2. 電気通信システムの高信頼化
		災害が発生した場合においても通信を確保するために、次の各号
		に基づき通信網の整備を行う。
		(1) 主要な伝送路を多ルート構成、またはリング構成とすること
		(2) 主要な中継交換機を分散設置すること
		(3) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること
		3. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
		重要な電気通信処理システムおよび電気通信システム等のファイ
		ル類につい て災害時における滅失、または損壊を防止するため、保
		管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
		4. 災害時措置計画
		災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換
	a	措置および網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。
ソフトバ	ドンク	5. 重要通信の確保
		災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコ
		ントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。
		6. 災害対策用機器および車両等の配備 ※実務生味によいて通信な変視し、※実な迅速に復用するなめに
		災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために 保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を
		保官場所を足め、通信機品、連城用事画での他央告対東用機品等を 配備する。
		- 11.
		災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施す
		る。
		(1) 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害
		対策用資機材 の確保に努める。
		(2) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、資
		材および物資 等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する
		場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努め
		る。
		(3) 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備え
		る。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整
		を図る。
		(4) 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を
		備える。
		(5) 災害対策用資機材等の仮置場について、緊急事態下の借用交渉

機	関	名	内容
ソフ	7 トバン	ノク	の難航が予想されるため、あらかじめその候補地について協力会社の協力を得て、緊急事態下の用地確保の円滑化を図る。 8.設備事故の防止電気通信設備等を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため電気通信設備等の巡視点検(災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視)を行い不具合の早期発見とその改善に努める。
日	本郵	便	主要社屋等について、次のとおり災害に対する安全性の確保に 努め、不特定多数の者が利用する社屋等については特に配慮し、 台風常襲地帯等の社屋等については災害の態様に応じて配慮する。 1 社屋等の不燃堅牢化改善計画の推進 災害の防止、業務運営環境等の設備改善を図るため、社屋等 の不燃堅牢化その他の改善計画を推進する。 2 防災中枢機能等の確保、充実 防災中枢機能を果たす社屋等及び設備の充実に努め、災害に 対する安全性の確保を図り、必要に応じ、通信・電気・水等の 確保を図る。また、災害時に備え、生活必需品(飲料水、食料、応急医薬品等)を備蓄し、応急対策に必要な物資等(防災 服、消火・救助資機材等)を確保する。 3 社屋等における災害予防措置 社屋等における消火、避難等の防災設備の整備、防火訓練等 の実施、災害時の業務の応急復旧に必要な資材及び用品の備蓄 等に関する措置をとる。 4 コンピュータシステムの安全確保 社屋等が保有する重要なコンピュータシステムについて、地 震等に対する耐災性の向上等安全確保を図り、重要なデータの バックアップ対策を講ずる。 5 郵便物の運送施設及び集配施設の整備 被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、車両、 船舶等の運送施設及び集配施設がびに郵便機械類及び用具の整備に 努める。 郵便物の運送又は集配の委託を受けている輸送機関又は運送業者に 対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配 の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得る。

## 資料第55 公道現況表(都建設局) (本文86頁)

		区 分	公道	合 計	都管理	里道路			区市町	丁村道
			1					旨定区間外)		
	- 1		延長 (m)	面積(m²)	延長 (m)	面積(m²)	延長 (m)	面積(m²)	延長 (m)	面積 (㎡)
	舗	コンクリート舗装	72,374	3,100,856	6,212	1,459,357		28,318	66,162	1,641,499
区		高級瀝青舗装	8,611,539	60,586,474	882,711	13,177,351	17,890	298,621	7,728,828	47,409,123
	装	ブロック舗装	142,365	4,732,999	120	894,584		8,349	142,245	3,838,415
		コンクリート 平 板 舗 装	29,333	1,934,965		829,177		23,715	29,333	1,105,788
	道	簡易舗装	2,726,614	19,326,603	5,838	3,140,207		65,609	2,720,776	16,186,396
部	砂	利 道	12,883	41,684					12,883	41,684
	そ	の他	2,617	2,534,604		2,102,637		27,810	2,617	431,967
		計	11,597,725	92,258,185	894,881	21,603,313	17,890	452,422	10,702,844	70,654,872
	舗	コンクリート舗装	168,165	3,883,446	18,030	1,521,566	1,782	67,819	150,135	2,361,880
		高級瀝青舗装	5,601,231	37,337,847	998,767	9,208,255	54,582	409,440	4,602,464	28,129,592
多	装	ブロック舗装	43,750	1,632,094	17	359,653		3,216	43,733	1,272,441
		コンクリート 平 板 舗 装	33,433	878,575	860	261,039		6,615	32,573	617,536
	道	簡易舗装	3,425,581	21,318,056	46,803	2,815,126		71,065	3,378,778	18,502,930
摩	砂	利 道	1,805,444	3,750,595	39,145	141,964		880	1,766,299	3,608,631
,-,-	そ	の他	17,162	4,293,767		2,987,661		205,183	17,162	1,306,106
		計	11,094,766	73,094,380	1,103,622	17,295,264	56,364	764,218	9,991,144	55,799,116
	舗	コンクリート舗装	309,353	1,718,437	79,118	693,795			230,235	1,024,642
	Ī	高級瀝青舗装	324,418	2,023,208	164,019	1,058,879			160,399	964,329
島	装	ブロック舗装	700	67,862	238	64,109			462	3,753
	ľ	コンクリート 平 板 舗 装	414	44,553		35,710			414	8,843
	道	簡 易 舗 装	179,823	969,672	1,036	89,857			178,787	879,815
部	砂	利 道	675,593	1,418,545	2,232	11,217			673,361	1,407,328
пр -	そ	の 他	1	1,023,349		925,928			1	97,421
		計	1,490,302	7,265,626	246,643	2,879,495			1,243,659	4,386,131
	舗	コンクリート舗装	549,892	8,702,739	103,360	3,674,718	1,782	96,137	446,532	5,028,021
		高級瀝青舗装	14,537,188	99,947,529	2,045,497	23,444,485	72,472	708,061	12,491,691	76,503,044
合	装	ブロック舗装	186,815	6,432,955	375	1,318,346		11,565	186,440	5,114,609
		コンクリート 平 板 舗 装	63,180	2,858,093	860	1,125,926		30,330	62,320	1,732,167
	道	簡易舗装	6,332,018	41,614,331	53,677	6,045,190		136,674	6,278,341	35,569,141
計	砂	利 道	2,493,920	5,210,824	41,377	153,181		880	2,452,543	5,057,643
PT -	そ	の他	19,780	7,851,720		6,016,226		232,993	19,780	1,835,494
		計	24,182,793	172,618,191	2,245,146	41,778,072	74,254	1,216,640	21,937,647	130,840,119

資料第56 ①橋梁現況表(都建設局) (本文86頁)

	区分	橋数 (橋)	橋長(m)	橋面積(m²)	橋齢別現況			
	区 分	情   人情	橋長 (m)	作的国作具(III)	15 年未満	15~25 年	25 年以上	
	15m 未 満	507	3, 632	49, 208	14	29	464	
	15~30m 未満	233	4, 991	88, 308	18	34	181	
般	30~100m 未満	263	14, 285	227, 328	15	51	197	
橋	100m 以上	218	58, 945	961, 854	16	29	173	
11町	計	1, 221	81, 853	1, 326, 698	63	143	1,015	
横断歩道橋		589	47, 135	94, 716	17	20	552	
人道橋		106	3,018	10, 441	4	9	93	

#### ②橋梁現況表 (都港湾局)

	ъ /\	橋数 (橋)	橋長(m)	橋面積(m²)	橋齢別現況			
	区 分	情级 (情)	橋長(m)	作品性(III)	15 年未満	15~25 年	25 年以上	
	30m 未 満	_	_	_	_	_	_	
鋼	30~100m 未満	1	85	2, 550	_	_	1	
橋	100m 以上	15	8,809	169, 106	3	2	10	
.,,	計	16	8, 894	171, 656	3	2	11	

#### 資料第57 都内幹線有料道路現況(東日本高速道路、中日本高速道路)(本文86、361頁)

	起点	都内	延長	関係する主な通称
路線名				
	終点	経過地	m	道路名
東北縦貫自動車道	東京都練馬区	練馬区	1,482	
	青森県青森市		1,402	
東関東自動車道	東京都練馬区	葛飾区	922	
	茨城県水戸市		922	
関越自動車道	東京都練馬区	練馬区	4,180	
	新潟県新潟市	清瀬市	4,100	
第一東海自動車道	東京都世田谷区	世田谷区	2 757	
	愛知県小牧市	町田市	3,757	
中央自動車道	東京都杉並区	杉並区		
	兵庫県西宮市	世田谷区		
		三鷹市		
		調布市	20 722	
		府中市	39,723	
		国立市		
		日野市		
		八王子市		
一般国道14号	東京都江戸川区	江戸川区	3,025	京葉道路
	千葉県千葉市		3,023	不未但的
一般国道466号	東京都世田谷区	世田谷区	633	第三京浜道路
	神奈川県横浜市		033	为一尔产坦的
一般国道468号	神奈川県横浜市	八王子市		
	千葉県木更津市	あきる野市		
		青梅市	24,525	
		羽村市		
		日の出町		

#### 資料第58 首都高速道路(都内)現況(首都高速道路)(本文86、361頁)

(東京都内) (令和2年4月1日現在)

πονά σ	呼	LZ BB	7.1 🗜	一般街路との	)連絡施設名
路線名	称	区間	延長	入口	出口
高速都心環状線	C1	江戸橋JCT 〜江戸橋JCT (環状線部分)	14.8km	〔内回り〕 江戸橋、神田橋、代官町、霞が 関、飯倉、芝公園、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、汐留、芝公園、霞が 関、神田橋、呉服橋	関、芝公園、汐留、銀座、新富町 京橋
高速中央環状線	C2	大橋JCT~葛西JCT	46.9km	[内回り] 西池袋、初台南、清新町、平井大橋、四つ木、千住新橋、扇大橋、滝野川、中環小松川 (外回り) 高松、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、王子北、扇大橋、千住新橋、小菅、四つ木、船堀橋、中環大井南	反田、中環大井南、船堀橋、四つ 木、小菅、千住新橋、扇大橋、王 子北 (外回り) 西池袋、初台南、新板橋、扇大
高速1号上野線	1	江戸橋JCT ~入谷出入口	4.4km	〔上9〕 入谷、上野、本町 〔下9〕 本町	〔上9〕 本町 〔下9〕 本町、上野、入谷
高速1号羽田線	1	浜崎橋JCT ~羽田	13.8km	〔上り〕 羽田、空港西、平和島、鈴ケ森、 芝浦 〔下り〕 芝浦、勝島、平和島、羽田	(上り) 平和島、勝島、芝浦、羽田 (下り) 芝浦、鈴ケ森、平和島、空港西、 羽田
高速2号目黒線	2	一ノ橋JCT ~戸越	5.9km	〔上り〕 戸越、荏原、目黒、天現寺	〔下り〕 天現寺、目黒、荏原、戸越
高速3号渋谷線	3	谷町JCT ~用賀	11.9km	〔上9〕 用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町 〔下9〕 池尻、渋谷	〔上9〕 池尻、渋谷 〔下9〕 高樹町、渋谷、三軒茶屋、用賀
高速4号新宿線	4	三宅坂JCT ~高井戸	13.5km	〔上り〕 高井戸、永福、幡ケ谷、新宿、 代々木、外苑 〔下り〕 外苑、初台、永福	[上约] 永福、初台、新宿、外苑 [下约] 外苑、代々木、新宿、幡ケ谷、永 福、高井戸
高速5号池袋線	5	竹橋JCT ~都県境	18.5km	〔上り〕 高島平、中台、板橋本町、北池 袋、東池袋、護国寺、西神田 〔下り〕 一ツ橋、飯田橋、東池袋、板橋本 町	〔上り〕 板橋本町、東池袋、飯田橋、一ツ 橋 〔下り〕 西神田、早稲田、護国寺、東池 袋、北池袋、板橋本町、中台、高 島平
高速6号向島線	6	江戸橋JCT ~ 堀切JCT	10.5km	〔上り〕 堤通、向島、駒形、箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)、向島、堤通	〔上9〕 堤通、向島、箱崎(浜町、清洲橋) 〔下9〕 箱崎(浜町、清洲橋)、駒形、向島、堤通

ntrivia ta	呼	F-Z-818	77 -	一般街路との	)連絡施設名
路線名	称	区間	延長	入口	出口
高速6号三郷線	6	小菅JCT ~都県境		(上り)	(上り)
			4.9km	· ·	加平
				(下り)	(下り)
高速7号小松川線	7	両国JCT ~谷河内		加平 [上9]	加平 [上的]
同述/ 万小松川楸	1	国JUI ~台刊内	10 4km	一之江、小松川、錦糸町	錦糸町
			10.Hill	(下り)	[下り]
				錦糸町	錦糸町、小松川、一之江
高速9号深川線	9	箱崎JCT ~辰巳JCT		(上り)	(上り)
			5.3km	木場	枝川、福住
				(下り)	[下り]
				福住、塩浜	木場
高速10号晴海線	10	東雲JCT~晴海		[下り]	(上り)
			2.7km	豊洲、晴海	豊洲、晴海
高速11号台場線	11	芝浦JCT ~有明JCT	5.0km	(上り)	(下り)
		-	J.UKIII	台場	台場
高速川口線	s1	江北JCT~都県境		[ FD]	[ H0]
	51	111001 111701	F (1)	加賀、鹿浜橋	足立入谷、東領家
			5.6km	(下り)	(下り)
				鹿浜橋、足立入谷	鹿浜橋、加賀
高速湾岸線	В	東京都千葉県管理境		〔東行き〕	〔東行き〕
		~多摩川トンネル東京		空港中央、大井、有明、新木場、	湾岸環八、空港中央、大井南、臨
		側坑口	21.8km		海副都心、新木場、葛西
				[西行き]	[西行き]
				葛西、新木場、臨海副都心、大井	
古 法 冻 山 始	ъ	A PER LID S. N. S.		南、空港中央、湾岸環八	南、空港中央
高速湾岸線	В	多摩川トンネル東京側坑口 〜東京都神奈川県管理境		なし	なし
		~ 果水郁钾宗川県官理児	1.3km		
高速湾岸分岐線		昭和島JCT~	1.9km	なし	なし
高速八重洲線	Y	東海JCT 神田橋JCT ~		なし	〔南行き〕
回述八里⑪隊	1	神田欄にI~ 汐留JCT	1.9km	/sU	丸の内
		(東京高速道路㈱線を除く)			76.414
		77 400 144		2. )	2. 3
高速神奈川1号	k1	羽田~都県境	0.9km	なし	なし
横羽線					
計			201.9km	_	

資料第59 道路排水場一覧表(都建設局) (本文86頁)

		/·	1	112年4月現住)
名称		<u>在</u>	排水能力	概要
	路線番号	箇 所	(m³/min)	
日比谷地下自動車		千代田区日比谷公園先	8.46	トンネル
新橋 "	<i>"</i> 316	港区新橋一・二丁目	2.6	JJ
東銀座 "	<i>"</i> 316	中央区銀座四丁目	9.0	IJ
室 町 ″	<i>"</i> 316	<b>″</b> 京橋二丁目	4.0	IJ
八重洲 "	<i>"</i> 316	" 日本橋二丁目	4.0	IJ
江戸橋 "	<i>"</i> 316	ル 日本橋二丁目	5.8	IJ
入船橋 排 水	場 特 473	# 築地二丁目	9.0	立体交差
中目黒 "	主 317	目黒区中目黒一丁目	20.0	]]
大鳥 "	<i>"</i> 317	ッ 目黒三丁目	10.8	]]
本蒲田 "	<i>"</i> 11	大田区蒲田五丁目	4.6	]]
新蒲田 "	<i>"</i> 311	ル 新蒲田二丁目	10.5	"
平和島 "	<i>"</i> 318	" 平和島五丁目	4. 5	トンネル
荻窪 "	" 311	杉並区上荻二丁目	36.0	立体交差
野 方 "	" 318	中野区野方三丁目	18. 0	エ件入圧
南常磐台 "	" 318	板橋区南常磐台一丁目	6. 0	"
熊野町 "	" 318 " 317	# 中丸町	9. 0	"
新小岩 "	" 317 " 308	葛飾区新小岩一丁目	27. 0	"
北 砂 "	ッ 308 特 474	→      □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 	8.0	"
西日暮里 "	主 58	元米区北砂二丁号	7. 3	"
掃部宿 "	特 461	足立区千住東一丁目	20. 0	"
道灌山 "	主 58	荒川区西日暮里五丁目	7. 6	"
- 7/1/4	1 1 1	三鷹市下連雀三丁目	4.8	JJ
箱根ヶ崎道路排力		西多摩郡瑞穂町	6. 0	
箱根ヶ崎排水			48. 2	立体交差
松原立体 "	<u>— 220</u>	昭島市松原町二丁目	8. 0	"
南千住 "	特 464	荒川区南千住四丁目	6. 0	"
東海=	主 318	大田区東海二丁目	11.8	<i>II</i>
大和大橋 "	<i>"</i> 318	# 平和島六丁目 ************************************	0.9	<i>II</i>
四面道 "	<i>#</i> 311	杉並区清水一丁目	4.4	<i>II</i>
向 原 "	特 441	板橋区向原二丁目	9. 0	トンネル
小竹 "	<i>"</i> 441	練馬区小竹町二丁目	9. 0	<i>II</i>
谷原 "	<i>"</i> 443	練馬区高野台四丁目	8.8	立体交差
白鬚東 "	特 461	墨田区堤通二丁目	10.0	トンネル
昭島つつじが丘	<i>"</i>	昭島市つつじが丘三丁目	7.0	立体交差
芝山 "	主 40	清瀬市元町二丁目	7. 2	11
高幡立体 "	<del>- 503</del>	日野市高幡地内	5. 0	11
一ノ宮立体 〃	主 20	〃 落川地内	5. 0	IJ
小 柳 "	<i>II</i> 9	府中市小柳町四丁目	10.0	IJ
府中栄町 "	" 14	" 栄町三丁目	10.0	IJ
117111 117 10271	<i>y</i>	西東京市谷戸町三丁目	1.0	
玉川上水 "	主 43	立川市幸町六丁目	5. 0	立体交差
井荻トンネル	<i>"</i> 311	杉並区今川一丁目	24. 3	トンネル
乃木坂トンネル	特 413	港区赤坂九丁目	0.2	IJ
新宿西口広場	特 414	新宿区西新宿一丁目	3. 4	
新宿副都心四号街路 道	・地下 副 4	新宿区西新宿一丁目	0.8	トンネル
立川立体排水場	主 16	立川市曙町三丁目	13.0	立体交差
練馬トンネル	主 311	練馬区貫井四丁目	6. 1	トンネル
練馬春日町トンス		練馬区春日町三丁目	11.7	JJ
	•			

尾長橋トンネル	主 306	北区豊島一丁目	6. 3	IJ.
西東京緑町排水場	<b>→</b> 112	西東京市緑町一丁目	0.8	
清瀬立体排水場	主 40	清瀬市元町一丁目	1.8	立体交差
東長沼立体排水場	主 9	稲城市東長沼	10.0	
築地虎ノ門トンネル	特 405	港区西新橋二丁目	7. 3	トンネル
東伏見トンネル	<b>→</b> 233	西東京市東伏見一丁目	5. 4	IJ
下保谷トンネル	<del> 234</del>	西東京市住吉町五丁目	5. 4	IJ
打越町土入立体	<b>─</b> 173	八王子市打越町	2.8	立体交差

資料第60 各鉄道機関の路線(各鉄道機関) (本文89頁)

	-					( 13	和2年4	71 201177
tote man	路線		内		訳	(:	m)	
機関名	延長	掘割	地下	高架	盛土	切土	平地	橋梁
<b>李子泽</b> 中	(m)	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間
都交通局 都 電	12, 212	_	_	_	_	_	12, 176	36
地下鉄印線・銀が	109, 000 9, 700	_	101, 573 —	5, 438 8, 870	50 —	10		1, 929 830
小計	130, 912	_	101, 573	14, 308	50	10	12, 176	2, 795
J R 東日本	281, 863	_	31, 629	92, 395	132, 670 *1	102, 283 **1	_	724 <sup>**2</sup>
J R 東 海	15, 615	275	_	7, 048	5, 045	2, 489	_	794
東武鉄道	31, 201	124	496	7, 710	3, 855	2, 295	16, 043	678
東急電鉄	62, 826	(ずい道) 4,467	10, 650	7, 937	7, 147	12, 307	17, 602	2, 689
京成電鉄	24, 419	318	1, 690	7, 027	5, 272	_	6, 965	3, 147
京王電鉄	82, 978	(ずい道) 3,361	8, 646	14, 571	5, 284	11, 100	37, 886	2, 130
京急電鉄	19, 929	600	4, 560	11, 447	172	1	890	2, 260
西武鉄道	101, 133		2, 186	9, 630	5, 826		81, 955	1, 536
小 電 急 鉄	26, 552	1, 959	1, 748	11, 359	1, 515	3, 431 364**3	5, 691	485
東京地下鉄	195, 944	_	166, 817	17, 360	6, ′	713	_	5, 054
東京モノレール	17, 959	528	4, 210	11, 311	_	_	_	1, 910
ゆ り か も め	14, 790			14, 790				
北総鉄道	2, 000	40		1, 303			326	331
東京臨海高速鉄道	12, 246	_	8, 705	2, 031	_	395	577	538
多摩都市モノレール	16, 180	(が道 含) 515		15, 665				
首都圈新都市鉄道	58, 260	_	16, 312	25, 523	1,888	4, 353	_	10, 184

<sup>\*</sup>は箇所を示す ※1は盛土、切土の総延長を示す ※2は箇所数を示す ※3は片切片盛区間を示す

資料第61 各鉄道機関の防災設備等(各鉄道機関) (本文89頁)

機	関	j	名		防	災	設	備	等	
都	交		局	ー り能 2 (1)	置車と(鉄口)3・搬を一け、築こ十舎よ対い駅し無営(及)1小設通で浅地対を舎よ対い駅で線業(及)1の置風、草市し備人るしる構	い及所 『 以等しコ浸線場てえて軌ば 及るび間 エ 下)てを水の、は、イ道は 及。各の レ に、い路防本蔵、各一内、 び・ の停相 ベ あ宿る。面止所前総指 障川 庫	留互   一 る泊。こに吾に合う 害川 同場連   夕 駅所 設万妻ず指区 に標 前に絡   一 出及 け全橋い令が 備梁 面は及 出 入び てを、道庁部 えに に	、び 入 口車 い期新内舎寺 、こ か保待 ロ 、庫 るし宿防屋院 緊連 ラ電せ は、レ庁 合いの扉及で 急計 を	<ul><li>・ と できまる浜をびい 動備 置水 夕開 浸 、置宿る。 車え し板 一口 水 森し線</li><li>・ を 出部 関 下て芹 配指 ま</li></ul>	会設提 設 入に 止 及い川 置令 り備供 け 口は 機 びる橋 し区 、ががが て 、、 等 大。梁 てが 指あ可 い 換防 を 江 上 い常 令
J	R 東	日	本	○ 当社管F 102.283km <sup>4</sup> 止のため、 るとともに	等がある 土留壁	ることか 達、法面 <sup>1</sup>	ら、これ [、落石]	らの線区( 上、排水)	構の防災措	l水害の防 音置を講じ
Ј	R	東	海	○ 盛土、5 水害の防止 係の防災措	このため	り、土留具	産約40か原	- •		. • , _ ,
東	武	鉄	道	○ 台風、野 千住)、雨 る。					で25か所 反橋) に設	
東	急	電	鉄	○ 台風、男 る。また、	• • • • •				 で6か所設	置してい
京	成	電	鉄	<ul><li>○ 台風、異位</li><li>を全線で</li></ul>				計を全線で	で13か所	f、雨量計

機	関	名	防 災 設 備 等
京	王電	鉄	<ul><li>○ 風水害防止のため防風壁の設置工事や土砂崩壊対策として、 線路脇斜面の補修工事を継続的に進めている。</li></ul>
京	急 電	鉄	○ 台風,異常気象等に備え、風速計を全線16か所(都内は品川駅構内,京急蒲田駅構内,六郷川橋梁)、雨量計を全線10か所(都内は品川駅構内)に設置,データーを総合司令所に伝送し、防災措置を講じている。
西	武鉄	道	○ 風水害防止のため、風速計を全線13か所(都内は6か所)、 雨量計を全線15か所(都内は5か所)に設置、データーを運転 司令に伝送し、防災措置を講じている。
小	田急電	鉄	○ 風水害防止のため、沿線の要所に雨量計を全線16か所(都内は4か所)、風速計を全線20か所(都内は4か所)に設置し、「地震、気象情報監視システム」により計測された気象情報を運輸司令所において一元的に把握し、運転規則等の措置を講じている。
東	京地下	鉄	<ul> <li>取出入口の浸水防止設備</li> <li>駅出入口及びエレベーター出入口には止水板を設置している。特に地盤の低い江東地区等隅田川以東を通過する東西線の駅出入口高さはTP1.0m、有楽町線は、防潮堤内をTP1.9m、防潮堤外を6.7mにしている。</li> <li>そのほか、ビルに直結した出入口は、ビル側が浸水防止対策を実施する協定等により、浸水防止設備の整備を図っている。</li> <li>換気口の浸水防止設備</li> <li>換気口天端の標高がTP3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口には、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止している。</li> <li>トンネル坑口の浸水防止</li> <li>トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止している。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高いTP6.7mとしている。</li> <li>さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けている。また、過去に神田川の増水で浸水被害のあった丸ノ内線中野車両基地坑口及び御茶ノ水坑口に防水ゲートを設けて、河川の増水による浸水に備えている。</li> <li>トンネル内浸水拡大防止設備</li> <li>河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを設置して、都心への被害が拡大するのを防止している。</li> <li>トンネル内排水設備</li> <li>トンネル内排水設備</li> <li>トンネル内排水設備</li> <li>トンネル内排水設備</li> </ul>

機	関	名	防 災 設 備 等
			分1立方メートルの排水量のポンプを3台設置して、トンネル内の排水を行っている。
			6 強風対策
			○ 地上区間の主要6橋りょう部に風速計を設置し、風速監視
			装置に表示される風速をもとに、運転規制を行っている。
東		京	○ 強風に備え、運転指令室に風速計を設置している。
モ	ノレー	ル	○ 浸水防止のため、地下駅には、土のう、防潮板を備えてい 
			る。また、トンネル内は、排水用ポンプを設置している。
			○ 台風、異常気象に備え、風速計を全線で4か所設置し、常時
١,	10 2 3		監視している。
ゆ	りかも	$\otimes$	
			を防止するため、延長約2,400mのフェンス (屋根付き1,168)
			m)を設置している。
			○ 風水害防止のため、風速計を全線で4か所(都内は江戸川橋
北	総鉄	道	梁)、雨量計を全線で3か所(規制区間:京成高砂~東松戸間
			は紙敷変電所<東松戸駅付近>)設置している。
			○ 台風、異常気象に備え、風速計を2ヵ所、雨量計を2ヵ所設
東	京臨	海	置している。
高	速鉄	道	○ 浸水防止のため、3駅に止水板、1駅に防水扉を設置してい
			る。
多	摩都	市	○ 本線上2ヶ所に風速計、立川変電所及び東中野変電所の2ヶ
_	手 印 ノ レ ー		所に地震計を設置している。
١		, •	○ トンネル内は非常電話を設置している。
			○ 台風、異常気象等に備え、風速計を8箇所(都内は隅田川橋
首	都	圏	梁、荒川橋梁)、雨量計を3箇所(都内は北千住駅)水位計を
	都市鉄		1箇所、地震計5箇所(都内は秋葉原駅、北千住駅)、レール
7171	- H - H - N/	ᄺ	温度計を2箇所(都内は北千住駅)、大気温度計を2箇所(都
			内は北千住駅)設置している。

資料第62 各鉄道機関の予防対策(各鉄道機関) (本文89頁)

機	関	名	事業計画
都	交通	局	<ul><li>○ 止水板、防水扉、浸水防止機等を設置しており、定期的な訓練、点検整備により、対応能力の向上及び機能維持を図っている。</li><li>○ 局管理の駅出入口において、今後公表される新たな浸水想定を踏まえ、必要な追加対策(止水板の高さの見直し、止水板から防水扉への変更等)を検討・実施していく。</li></ul>
J	R 東 日	本	○ 風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に務め、 重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理 システム研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のた めに必要な機器の設置を進めるとともに、新たな技術開発に向 けての検討を進めている。
J	R 東	海	○ 雨量計1か所、風速計2か所を設置し、降雨量、風速の程度により、運転規制措置を定めている。
東	武鉄	道	○ 都内における立地条件から台風等に起因する風水害が多いため、強風地区及び地盤の軟弱な地区を中心に電柱支持物の強化や定期的に沿線樹木の伐採を行っている。
京	成電	鉄	風害対策 <ul><li>○ 倒壊のおそれのある樹木は、定期的に伐採を行っている。</li><li>水害対策</li><li>○ 鉄道線路における水害防止のため、低地など出水が予想される箇所に排水孔を整備する等対策を行っている。</li></ul>
京	王電	鉄	○ 風速計17カ所・雨量計8カ所・水位計3カ所を設置し、さらに 気象情報会社から提供された解析雨量データを活用している。観 測された時間雨量、累積雨量を応じて、速度規制や運転中止の基 準を定めている。
京	急電	鉄	水害対策 ○ 本線の泉岳寺〜品川駅間の地下区間の通風口には自動防水シャッターを備え、浸水を防止すると共に、定期的に点検を行っている。 ○ 空港線の穴守稲荷〜天空橋駅間に手動式、油圧式の浸水防水扉を設置し、浸水を防ぐと共に、定期的に点検を行っている。
西	武鉄	道	○ 都内においては、風水害に対する改良、補強工事はほぼ完了 しているが、今後も事業計画に合わせて設備の改善に努めてい く。
小	田急電	3 鉄	○ 都内における施設物の風水害に対する強度調査及び改良、補 強工事はほぼ完了しているが、周辺状況の変化及び老朽化等を 考慮し、必要に応じ調査、改良工事を実施する。

機	Ī	對	名	事業計画
東	京士	也 下	鉄	○ 浸水防止機、防水ゲート、防潮扉、排水ポンプ等を設置して おり、定期点検整備により機能を維持している。
東モ	1	レー	京ル	<ul><li>1 風害対策</li><li>○ 線路及びその他の構造物については、経年により老朽化しないよう健全度の維持に努めている。</li><li>2 水害対策</li><li>○ トンネル内の防水対策、排水ポンプの点検等を常時実施している。</li></ul>
ゆ	り 7	かも	め	○ 線路及び駅舎について、日常点検、定期点検等により健全性 の維持につとめている。
北	総	鉄	道	<ul><li>1 風害対策</li><li>○ 倒壊のおそれのある樹木は、定期的に伐採を行っている。</li></ul>
東高	京 速	臨 鉄	海道	○ 風速計、雨量計を設置し、降雨量、風速の程度により、点検 及び運転規制措置を定めている。
多モ	摩ノ	都レー	市ル	<ul><li>○ 台風等による強雨時は、沿線から仮設物や樹木の倒壊、飛来による列車・軌道・構造物への接触事故が懸念されるので、近接施工協議時や沿線巡視時において沿線工事業者への注意喚起を行なっている。</li><li>○ 沿線樹木の繁茂状況を把握し、必要に応じ所有者と協議を行なっている。</li></ul>
首新		都 市 鉄	圏道	○ 風水害等対策のため、沿線に設置した各防災設備からの情報 と気象庁等からの広域気象情報により、災害予測、検知し、各 箇所への情報連絡設備を充実させている。

## 資料第63 空港施設の現況(都港湾局、東京航空局) (本文89頁)

管理 機関	施設名	基本施設	附帯施設
東京航空局 (東京空港事務所)	東京国際空港		ターミナルビル 駐車場 (12,472 台駐車可) 〔航空保安施設〕 地上着陸誘導施設、計器着陸装置、 照明施設、標識施設、消防車、救急 医療作業車
都	東京都調布飛行場	1 / 骨 <del>上</del> 終 800m × 30m	ターミナルビル、管理事務所棟、 格納庫 駐車場(175台) [航空保安施設] 対空通信施設、航空灯火施設、航空標識、自家用発電施設、消防 車、医療用資器材
港	東京のリポート	」 /骨 表 段 → 30 m	ターミナルビル、格納庫 駐車場(10台) [航空保安施設] 対空通信設備、航空標識、航空灯 火施設、自家用発電設備、消防車
湾	大島空港	空港敷地面積 62ha 滑走路 1,800m×45m 駐機場 13スポット	ターミナルビル 駐車場(233台) [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施 設、航空灯火施設、航空標識、自 家用発電施設、消防車、医療用資 器材
局	三宅島空港	空港敷地面積 29ha 滑走路 1,200m×30m 駐機場 6スポット	ターミナルビル(仮設) 駐車場(53台) [航空保安施設] 対空通信施設(羽田リモート)、 航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材

管理 機関	施	設	名	基	本	施	設	附	帯	施	設
	八才	二島空	芒港	空港敷地滑走路駐機場	2,000	$m \times 45m$			74台) 施設] 秀導施記 モート 票識、自	) 、 <i>新</i> 目家用多	空通信施設 1空灯火施 K電施設、
	新,	島空	:港	空港敷地滑走路 駐機場	800m>	×25m		ターミナル 駐車場(6 [航空保安 対空通信が 航空灯火が 発電施設、	2台) 施設] 6設(羽 6設、船	亢空標詞	<b>畿、自家用</b>
	神泪	建島の	芒港	空港敷地滑走路 駐機場	800m>	×25m		ターミナル 駐車場(4 [航空保安 対空通信が 航空灯火が 発電施設、	4台) 施設] 6設(3 6設、 <sup>船</sup>	九空標語	<b>畿、自家用</b>

#### 資料第64 東京港の現況(都港湾局) (本文89頁)

1 外郭施設 (令和2年4月現在)

名称	延 長(m)	名 称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	13号地小型船だまり波除堤	127.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	13号地小型船だまり防波堤	106.9
12号地貯木場東側波除堤	431.4		
12号地貯木場西側波除堤	844.0		
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
	計		8,140.0

#### 2 水域施設

(令和2年4月現在)

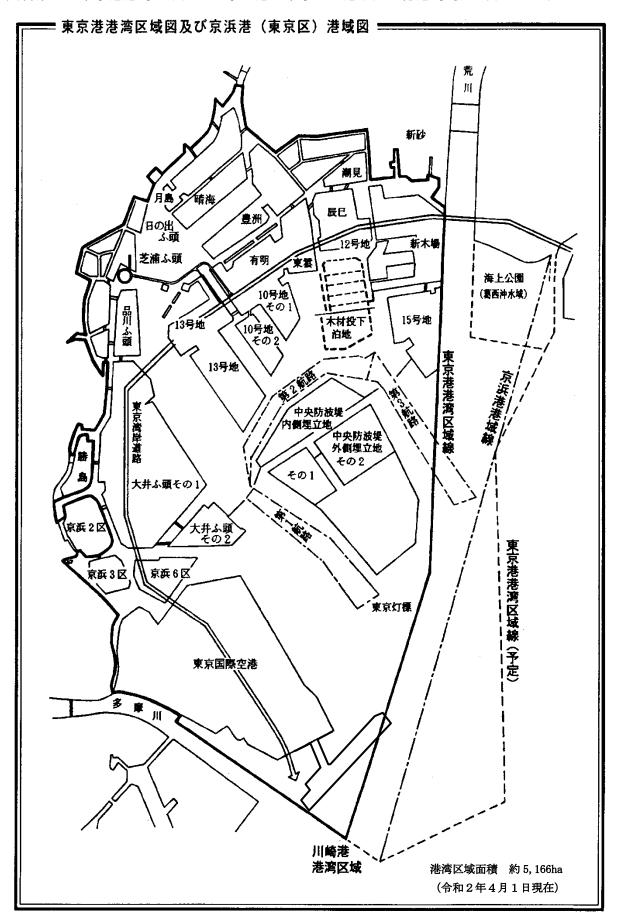
区 分	幅員又は面積	水    深
第1航路 第2航路 第3航路 芝浦はしけだまり 西芝浦はしけだまり 13号地その2はしけだまり 7号地船だまり 城南島小型油槽船だまり 10号地はしけだまり 大井はしけだまり	幅 員     600~660 m       幅 員     300 m       幅 員     300~550 m       面 積     77,000 m       面 積     24,003 m       面 積     107,000 m       面 積     18,650 m       面 積     21,330 m       面 積     9,500 m	A. P. $-15 \mathrm{m} \sim -16.5 \mathrm{m}$ A. P. $-10 \mathrm{m} \sim -12 \mathrm{m}$ A. P. $-12 \mathrm{m}$ A. P. $-4.0 \mathrm{m}$ A. P. $-3.0 \mathrm{m}$ A. P. $-4.0 \mathrm{m}$ A. P. $-4.0 \mathrm{m}$ A. P. $-4.0 \mathrm{m}$ A. P. $-4.0 \mathrm{m}$ A. P. $-4.10 \mathrm{m}$

#### 3 係留施設

施設規模			大		小型船			
				水	深	4 5 01	水深	合 計
係留施設			計	9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満	
岸壁·桟橋等	公共	延長(m)	15, 976	7, 054	4, 833	4, 089	3, 294	19, 270
		バース数	113	30	32	51		113
	専用	延長(m)	6, 299	4, 324	1, 315	660	247	6, 546
		バース数	37	17	12	8		37
	計	延長(m)	22, 275	11, 378	6, 148	4, 749	3, 541	25, 816
		バース数	150	47	44	59		150
係船浮標	公共		3		3			3
	専用							
	計		3		3			3

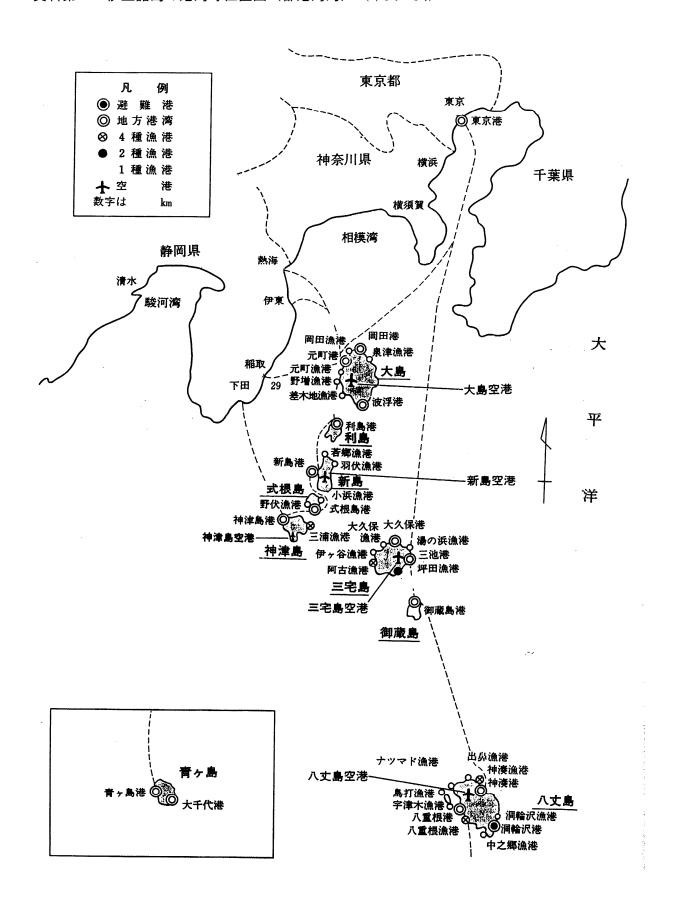
- (注) 1 公共の大型船係留施設は、客船バースを含むが、官庁船バースは除いている。 また、小型船係留施設は、現在貨物が取扱われていない施設を除いている。
- (注) 2 専用施設は、港内にある係留施設全てを含む。

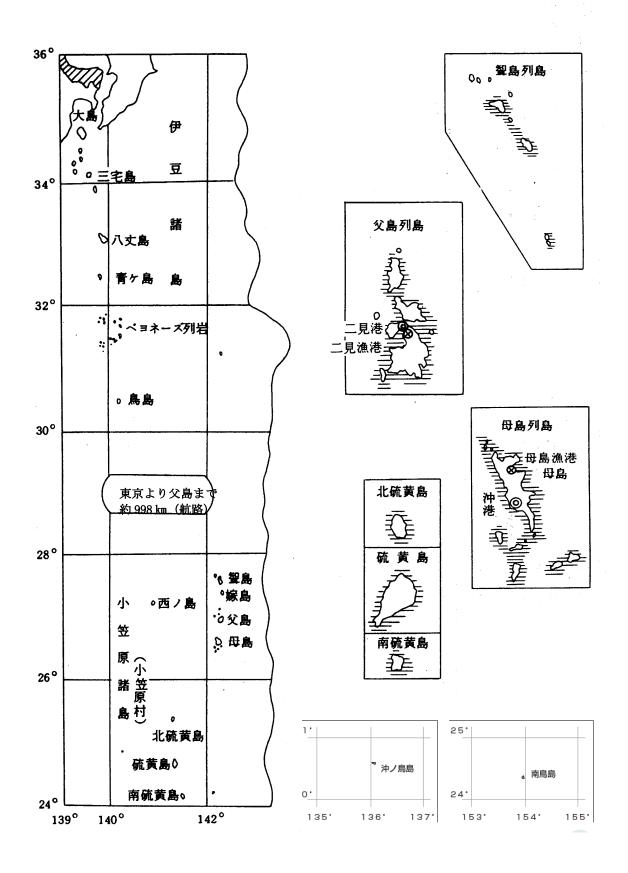
資料第65 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図(都港湾局) (本文89頁)



資料第66 島しょ港湾・漁港一覧表(都港湾局) (本文89頁)

									(丁八	µ4/+4/	月1日現任)
島名	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	島名	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
		岸壁	-7.5	300	5,000t級		→ 5rds 544s	岸壁	-7.5	150	5,000t級
大	元 町 港	"	-6.0	160	500t級	1	三 池 港	11	-6.0	80	500t級
		物揚場	-3.0	50	小型船	三	大久保港	物揚場	-3.0	30	休止中
	岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000t級		湯の浜	岸壁	-3. 0	210	小型船
		"	-6.5	125	4,000t級		漁港	产型	-3.0	210	八至加
	四 田 伧	11	-5.0	110	500t級		<b>母</b> ,公	IJ	-7.5	150	IJ
		11	-4.5	45	500t級		伊 ヶ 谷 漁 港	物揚場~	-2.0 <b>∼</b>	148	"
	波 浮 港	IJ	-6.5	135	4,000t級		信 伦	岸壁	-3.0	140	"
		物揚場	-3.0	757	小型船		大 久 保 漁 港	物揚場	-2.0	101	"
	元町漁港	岸壁	-3.0	187	IJ				2.0	101	,,
	岡田漁港	"	-3.0	284	IJ			岸壁	-3.0	225	11
島	野増漁港	11	-3.0	140	IJ		坪田漁港	物揚場	-2.0 <b>∼</b>	210	"
	差木地	"	-3.0	111	,,,	島		11.404.01	-2.5		
	漁港		0. 0	111		`~		岸壁	-7.5	150	5,000t級
	泉津漁港	IJ	-3.0	75	"		阿古漁港	"	-5.0	120	小型船
利		"	-7.5	450	5,000t級		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11	-4.5	51	"
<u> </u>	利島港	"	-6.0	80	500t級			11	-3.0	767	"
島		物揚場	-3.0	137	小型船	御蔵皀	御蔵島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
		岸壁	-7.5	300	5,000t級	八丈島	PT/PX III) TE	物揚場	-3.0	162	小型船
新	新島港	<i>II</i>	-6.0	80	500t級		神湊港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
利		物揚場	-3.0	200	小型船			11	-6.0	160	500t級
	Ale for Man Man	岸壁	-6.0	45	小型船		八重根港	11	-7.5	150	5,000t級
	若郷漁港	11	-4.5	51	小型船			11	-6. 5	80	500t級
島		"	-3.0	448	小型船		洞輪沢	"	-3.0	229	小型船
	羽伏漁港	"	-7.5	155	5,000t級		漁 港 中 之 郷 漁 港	<i>"</i> −3.			
		"	-3.0	295	小型船				-3.0	105	
式	式根島港	# <del>/ +</del> B 1.B	-7.5	150	5,000t級		神湊漁港				
20		物揚場	-3.0	80	小型船			"	-5. 0	105	"
根	野伏漁港	岸壁 "	-7.5	195	5,000t級			)) ))	-4. 5	114	)) ]]
			-3.0	380	小型船			"	-3.0	809	"
島	小浜漁港		-3. 0 -2. 0	93	)) ])		八 里 恨 漁 港 青ヶ島港	"	-3.0	752	"
			-2. 0 -7. 5	110 440				]]	-3.0	54	"
神	神津島港	产型	-7. 5 -2. 0∼	440		再ケ局	大千代港	"	-3. 0 -3. 0	50	"
		物揚場	-3. 0	617	小型船		八十八位	"	-7. 5	200	
津	-	岸壁	-7. 5	155	5,000t級	45	二見港	"	-5. 0	160	500t級 500t級
卢	三浦漁港	<u> </u>	-5. 0	150	5,000t級 500t級		一元伧	物揚場	-3. 0	130	小型船
島		"	-3. 0	766	小型船			岸壁	-4. 5	90	小型船
		.,	0.0	100	√1. <del>T</del> .//II	島	二見漁港	物揚場~	-2.0~		
								岸壁	-4. 0	627	"
						母	VI 811	岸壁	-4. 5	180	500t級
						島	沖 港	物揚場	-3. 0	363	小型船
								11.4 40.4 50.4		0.00	<b>,</b> 1





資料第69 農業施設の現況(都産業労働局)(本文93頁)

農業施設の現況(都産業労働局)

河川名	5	-	1	_	1	1	-	_	_	-	ı
農業月	農業用水名	玉川農業用水	長谷農業用水	木野下ため池	滝川貯水池	沢立貯水池	笠地貯水池	西原貯水池	いぶりや貯水池	新堤貯水池	銚子の口貯水池
維 質 理	田体名	東京都産業労働局	東京都産業労働局	青梅市	大島町	大島野	明	旧本	八大門	八大門	八大男
欧	受益面積	21ha	14ha	3ha	17ha	18.4ha	24.3ha	17.7ha	-	1	13ha
民	受益戸数	31戸	8月	旦17	64戸	31戸	30戸	32戸	-	-	155戸
	取水地点	小笠原村母島船木山	小笠原村父島長谷	青梅市木野下	大島町差木地 間伏	大島町北部	三宅村阿古	三宅村西原·伊豆	八丈町樫立地区	三原山南部、中ノ郷地区	八丈町中ノ郷地区
	取水方法	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池
F E	流量	25,000t	4,230t	2,118t	40,000t	30,000t	40,000t	40,000t	6,000t	25,000t	15,000t
双 架 水 铅	構造規模	コンクリート	<b>→</b> ししんべ□	イーバケンロ	ゴムシート堀込式	ゴムシート堀込式	ゴムシート堀込式	ゴムシート堀込式	ゾーン型フィルダム形式	ゾーン型フィルダム形式 ゾーン型フィルダム形式 ゾーン型フィルダム形式	ゾーン型フィルダム形式
		延長69m	延長40.5m	m68爭预	延長158m	延長128m	延長140m	延長150m	m音亚	延長44m	延長36m
		高さ12.5m	高さ9.3m	m2字号	高さ7m	高さ5m	高さ12m	高さ7m	高さ8m	高さ17m	高さ12m
幹線 水路	構造規模	[ 管水路	管水路	コンクリート水路	管水路	管水路	管水路	管水路	コンクリート米路	管水路・コンクリート水路	管水路・コンクリート水路 路

(令和2年4月)

				(カイロイナイカ)	
河川名	2	多摩川	多摩川	多摩川	
農業用	農業用水名	大丸用水	日野用水	昭和用水	
維持管理	団体名	大丸用水土地改良 区(稲城市経済課 内)	日野用水土地改良 区(日野市産業振興 (昭島市ر土地改良 課内)	昭島用水土地改良区 (昭島市環境課内)	
赵	受益面積	20.4ha	20.7ha	14.8ha	
βK	受益戸数	月77月	108月	94戸	
	取水地点	取水地 点  稲城市大丸	八王子市平町	昭島市拝島町5-1501	
	取水方法	鄞	鄱	鄱	
i E	流量	2.35七/秒	1.73七/秒	0.99七秒	
以 法 识 识	構造規模	4ーバクバロ	十一つかい	十一つくつ	
		m878聂延	延長379m	延長378m	
		高さ2m	高さ1.2m	高さ3.47m	
幹線	# 1 # 1 # 2	イーいクンロ お水井・イーいクンロ	<b>┤─</b> じをく⊏	コンクリート・玉石練 り石	
大路	構造規模	幅3.4m×高さ1m	幅2.1m×高さ0.9m	幅3.6m×高さ0.6m	
		延長10km	延長7.4km	延長6.6km	

市町村等の管理施設については、被災の影響が大きい施設として、整備・点検を計画しているものとした。

資料第70 水産施設等の現況(都産業労働局) (本文94頁)

(令和2年4月現在)

							1/1/2011/
施設名地区別	組合 数	蓄 養	通 信	燃料補 給施設	流通改善施設	漁船修理 保管施設	養殖・ 養魚施設
大島支庁管内	5	9	3	6	10	14	
三宅支庁管内	2	1	2	1	3	4	
八丈支庁管内	2	0	2	3	5	4	
小笠原支庁管内	2	1	2	2	5	4	
都区内・ 多摩地区	12	8					24
島しょ農林水産 総合センター		1	6				3
計	23	20	15	12	23	26	27

流域別保安林の面積現況(都産業労働局、関東森林管理局)(本文94頁) 資料第71

(国有林: 令和2年年4月現在)

$\overline{}$
斤斤
<b>今折り午午</b>
<b>正右</b> 抹·
新寺・ちょ
¥

	福	(677)	(1, 622) 13, 802		136	(581)	(3)	(1, 258) $2, 625$	(1, 625) 16, 674
徙	風毅	(122)	(23)					(122)	(23)
(民有林: 令和2年年4月現在)						- 01		ç	
木: 令和2:	保健保安林	(555) 154	(1, 528)			(581)		(1, 136) 1, 236	(1, 528)
(民有	馬 田 安女 森本								
立: ha)	無つき保安林						21		21
(面積単位:ha)	55 大(安本)		(10)				8		(10)
	落 5 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		35				31		99
	ながれ 防止 保安林								
	防霧、保安林								
	D 雪   G   G   G   G   G   G   G   G   G		2			0	22	0	82
	: 五十   55   45   45   45   45   45   45   45					3 390		83 390	
	( )					63	(3)	9	(3)
	, 水 防 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)						LO.		9
	防 風保安林		П				85		86
	張						3 18		18
	土砂崩 壊防備 保安林		(1)			5 13	3 108	2 13	(1)
	上砂流 田防備 保安林	296	(60)		74	136	2, 383	432	(60)
	オなか 名分巻 和女本	490	11, 930		62			490	11, 992
	国有林   民有林   の別	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林
	種類流域名	<b>必</b> 三		三 和	Ē		匠 つ	- <u>1</u> - 1111112	

( ) は兼種保安林で外数 (洪)

資料第72 防災市民組織の結成状況の推移(都総務局)(本文98頁)

(各年4月1日現在)

区分		年	28	29	30	31	R2
特	別	区	4, 707	4, 721	4, 730	4, 733	4, 738
市	町	村	2, 421	2, 471	2, 371	2, 546	2, 567
	計		7, 128	7, 192	7, 101	7, 279	7, 305

資料第73 防災市民組織の訓練用資器材の現況(東京消防庁)(本文98頁)

	区分	令和2年4月1日現在
	D級可搬消防ポンプ	81 台
	スタンドパイプ	313 セット
+-	煙体験ハウス	83 棟
東京消防庁	訓練用通報装置	162 台
防庁	起震車	1台
	V R 防 災 体 験 車	1台
	まちかど防災訓練車	4台
	模擬消火装置(ほのお君)	84 台

#### 資料第 74 東京都防災ボランティアに関する要綱(都総務局) (本文 104 頁)

## 東京都防災ボランティアに関する要綱

平成7年5月11日6総災防第280号総務局長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第5 条の規定による知事の要請に基づき、第3条に規定する活動に従事する者をいう。

(防災ボランティア活動の種類及び資格)

第3条 防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる 種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。

(防災ボランティアの登録等)

- 第4条 防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書(第1号様式)を知事 に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受け させるものとする。
- 3 知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録 証(第2号様式)を交付する。

(防災ボランティアの出動)

- 第5条 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めたときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。

(出動経費の負担)

第6条 防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費(現物支給を含む。)は、 出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)の規定に準じて、補償するものとする。

(被服等の支給)

第8条 災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

(登録事項の変更手続き等)

第9条 防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、 防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届(第3号様式)により、知事に提出しなければならない。

(委 任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

種	別	資	格
建築物の応急が	危険度判定	建築士法(昭和25年法律第 202号)に定必要と認めた者であって、都内に住所をするもの	•
語学ボランテ	イア	別に定める基準に該当する者又は知事って、都内に住所を有し、勤務し、又に上のもの	

# 別記

## 第1号様式

		東京都防災ボランティア	<b>7</b> 登録申込書		年	月	日
東京都知事	殿		氏名				<u> </u>
私は、東京都	『防災ボラ	ンティアとして活動した	いので、下記の	のとおり	申込	みます。	
ボランティア活動	めの種類						
免許等の種類・登	登録番号		第				号
住所	₸		電話	(	)		
			FAX	(	)		
(ふりがな) 氏 名							
生 年 月 日		年	月	日生		(男・女)	)
(ふりがな) 勤 務 先	名 称						
(ふりがな) 学 校	所在地		電話	(	)		
	₸		FAX	(	)		
緊急時の連絡先			電話	(	)		
			FAX	(	)		

別記

第2号様式

	東京防災ボ	ボランティア登録証	
写真	氏名 N o	年 月 日生 種類	
上記の者は、〕	登録年月日 東京防災ボランティアでも	年 月 日生 あることを証明する。	
		東京都知事印	

別記 第3号様式

						年	月	日
		東京都	防災ボランティア登	録事項変更・登録	k抹消届			
	東京都知事	事 殿		<u>氏</u> :	名			<u> </u>
			アの登録事項を変り、アの登録を抹消した	•	とおり届	け出ま	す。	
ボ	ボランティア活動	の種類						
免	2許等の種類・登	録番号		第			号	÷
	変更前							
変	変更後							
更	変更年月日			年	月	月		
抹	抹 消 理 由							
消	抹消年月日			年	月	月		

資料第75 その他防災機関の訓練(各防災機関)(本文122頁)

機関名	内 容
	1 防災訓練
	下記に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
N T T	(1) 災害予報及び警報の伝達
東日本	(2) 非常招集
	(3) 災害時における通信そ通確保
NTTコミュニ	(災害用伝言ダイヤル等の運営を含む)
ケーション	(4) 各種災害対策用機器の操作
ズ	(5) 電気通信設備等の災害応急復旧
	(6) 消防及び水防
N T T	(7) 避難及び救護
ドコモ	2 総合防災訓練への参加
	中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓
	練に積極的に参加し、これに協力する。
	(訓練項目)
	1 システム障害対策訓練
	2 代替業務拠点移行訓練
	3 本店災害対策本部立上訓練
	4 本店災害対策本部運営訓練
	5 危険回避行動訓練および避難訓練
日本銀行	6 業務継続要員参集訓練
	7 安否確認訓練
	8 一斉連絡・応答訓練
	9 その他
	(実施時期・回数)
	年1回(9月~10月)が主
	○ 下記に揚げる事項について定期的又は随時に訓練を実施している。
	1 災害の予報及び警報(警戒宣言等)の伝達訓練
	2 本社・災害対策本部の設営、運営訓練
	3 地方、現地対策室の設営、運営訓練
	4 関係要員の非常招集訓練
K D D I	5 全事業所を対象とした情報連絡訓練
	6 通信設備の被害を想定した応急復旧訓練
	7 営業、広報、管理及び管財対策訓練
	8 災害対策用機器の操作訓練
	9 避難、救護、重要書類の持ち出し等の訓練
	10 防災会議及び行政機関等で実施する防災訓練への参加

機	関	名	内 容
			1 防災訓練の実施
ソバ			次の防災訓練を毎年1回以上実施する。
			(1) 災害予報および警報の伝達
	フン		(2) 非常招集
			(3) 災害時における通信そ通確保
		7	(4) 各種災害対策用機器の操作
		ク	(5) 電気通信設備等の災害応急復旧
			(6) 消防
			(7) 避難と救護
			2 総合防災訓練への参加
			中央防災会議、または地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓
			練に可能な限り参加し、これに協力する。
			(訓練項目)
			1 情報連絡訓練 4 消防避難訓練
事 -	京 電	+	2 非常呼集や参集訓練 5 国及び自治体が実施する防災
// /		/ / /	3 復旧訓練 訓練への参加
			(実施時期・回数)
			年1回以上(全店規模及び各事業所)
			○ 訓練等の実施と行政機関が主催する防災訓練への参加 ************************************
			1 災害対応訓練
東	京 ガ 	ス	2 通信伝達訓練
			3 想定災害による机上訓練
			4 災害対応資機材等の操作確認
			5 国、都県市等行政機関主催の防災訓練への参加
	日		○ 災害時における救助救命と早期運転再開に向けた復旧訓練を実施す 
			る。 1 訓練項目
			1 副株項日 (1)非常招集・参集 (4)脱線復旧 (7)列車防護
J 東		R	(2)情報連絡・情報提供 (5)避難誘導 (8)応急復旧
		本	(3)家族・社員安否確認 (6)救出救護 (9)対策本部設置運営
八		/ <b>T</b>	2 実施時期及び場所
			「防災の日」前後に本社、支社及び各現場が一体となった総合的な防
			災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施し
			でいる。
			· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

機関名	内 容
J R 東 海	1 関係社員に対して、下記の内容の訓練を行うとともに、地方自治体等が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の高揚を図る。 (1) 情報伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 列車の運転規制及び運転再開訓練 (4) 復旧体制及び災害復旧訓練 (5) その他必要な訓練 2 年1回以上実施する。 3 関係業者に対して、必要な訓練等の指導を行う。
首 都 高 速 道 路 ㈱	<ul> <li>総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</li> <li>1 訓練項目         <ul> <li>(1) 初動対応訓練</li> <li>(5) 避難誘導訓練</li> <li>(2) 情報受伝達訓練</li> <li>(6) その他訓練</li> <li>(3) 災害対策本部運営訓練</li> <li>(4) 応急対策訓練</li> </ul> </li> <li>2 実施回数         <ul> <li>年1回以上</li> </ul> </li> </ul>
東 日 本高速道路	(訓練項目)       4 災害応急対策訓練         1 非常参集訓練       4 災害応急対策訓練         2 情報収集・伝達訓練       5 その他訓練         3 災害対策本部設置運営訓練       (実施時期・回数)         年1回以上
日 本 放 送 協 会	(訓練項目) 1 組織動員 6 局舎防災 11 非常持出 2 情報連絡 7 輸送 12 医療救護ほか 3 放送送出 8 宿泊 13 生活情報収集・放送 4 視聴者対応 9 給水 5 放送施設防災 10 避難救助 (実施時期・回数) 年2回(総合訓練と実地訓練)

機関名	内 容
	○ 災害時における人命の保護と施設の防御及び放送確保に万全を期する
	ため、防災訓練を実施する。
	1 訓練項目
TBSテレビ	(1) 防災一般(総合、部分) (2) 放送送出(非常用送信)
	(3) 情報連絡
	2 実施回数
	年1回以上
	○ 災害発生時における放送電波の維持に万全を期するため、防災訓練を
	実施する。
	1 訓練項目
	(1) 組織の点検整備
文化放送	(2) 放送設備の防災措置
	(3) 情報連絡
	(4) 放送送出
	(5) 社屋の防災・避難救助ほか
	2 実施回数
	年1回以上
	○ 非常災害時における放送確保に万全を期するため、毎年、非常対策規
	程の運用等の訓練を実施している。
	1 訓練項目
	(1) 組織の点検整備
ニッポン	(2) 情報収集伝達(放送送出)
放送	(3) 放送施設の保守確保
	(4) 局舎の保守業務
	(5) 非常持出品・食品の点検
	2 実施回数
	年1回以上
	〇 大災害発生時における放送電波の維持に万全を期するため、毎年9月1
	日前後に防災訓練を実施する。
= 12 4	
ラジオ	(1) 組織・連絡系統の点検
日 本	(2) 災害時の放送施設の運用
	(3) 情報収集・伝達訓練
	2 実施回数 年 1 回以上
	年1回以上

機関名	内 容
エフエム東京	<ul> <li>○ 災害時における放送実施に万全を期するため、以下の項目を定め訓練を行う。</li> <li>1 訓練項目         <ul> <li>(1) 全職員の連絡網を完備し、呼集体制を整える。</li> <li>(2) 職員がとるべき必要最小限の行動を明確に定める。</li> <li>(3) 演奏設備も障害を生じた場合を想定して、送信所に設置の非常用予備演奏機器を動作する訓練を行う。</li> <li>(4) 職員に対する防災知識の周知徹底を図り、災害時において放送が果たす社会的使命の認識を高揚するため、計画的に訓練実施する。</li> </ul> </li> <li>2 実施回数年1回以上</li> </ul>
J-WAVE	<ul> <li>○ 非常災害が発生したときに放送を継続し、災害特別放送を実施するために訓練を行う。</li> <li>1 訓練項目</li> <li>(1) 緊急連絡系統の確認・訓練(非常特別放送態勢訓練を含む。)</li> <li>(2) 情報収集と伝達訓練</li> <li>(3) 放送設備の防災と保守</li> <li>(4) 社内防災訓練</li> <li>2 実施回数年1回</li> </ul>
InterFM	(訓練項目) 1 緊急連絡系統の確認・訓練 3 社内防災訓練 2 災害時の放送実施訓練 (実施時期・回数) 年1回以上
日経ラジオ社	<ul> <li>○ 非常時における放送体制の確保に万全を期するため、防災訓練を実施する。</li> <li>1 訓練項目         <ul> <li>(1)組織・動員 (2)放送設備防災 (3)社屋の防災</li> <li>(4)避難・救助ほか</li> </ul> </li> <li>2 実施回数</li> <li>年1回以上</li> </ul>

機関名	内 容
TBSラジオ	<ul> <li>○ 災害時における人命の保護と施設の防御及び放送確保に万全を期するため、防災訓練を実施する。</li> <li>1 訓練項目         <ul> <li>(1) 防災一般(総合、部分)</li> <li>(2) 放送送出(非常用送信)</li> <li>(3) 情報連絡</li> </ul> </li> <li>2 実施回数年1回以上</li> </ul>
日本テレビ	<ul> <li>○ 防災対策の徹底を期し、人的、物的被害を軽減するため、防災訓練を実施する。</li> <li>1 訓練項目</li> <li>(1) 組織、連絡系統動員</li> <li>(2) 放送施設防災</li> <li>(3) 自衛消防隊組織、防御、教育、避難、消火の総合訓練</li> <li>(4) 報道特別番組制作のための訓練</li> <li>2 実施回数</li> <li>年1回以上</li> </ul>
テレビ東京	<ul> <li>○災害時における放送実施に万全を期するため、防災訓練を実施する。</li> <li>1.全社訓練(毎年テーマを決めて実施 以下は最近実施した訓練)</li> <li>(1)災害本部設置訓練 (2)災害シミュレーション訓練</li> <li>(3)災害時情報伝達訓練</li> <li>2.非常時放送体制訓練(TXN協力)</li> </ul>
フジテレビ ジ ョ ン	<ul><li>○ 災害時における放送実施に万全を期するため、以下の訓練を定期的に 実施する。</li><li>1 年2回の社内防災訓練</li><li>2 災害時放送体制訓練</li><li>4 非常通信体制訓練など (FNN協力、非常呼集など)</li></ul>
テ レ ビ 朝 日	<ul><li>○ 災害時における放送実施に万全を期するため、防災訓練を実施する。</li><li>1 年1回の社内防災訓練</li><li>2 非常時放送体制訓練(ANN協力)</li></ul>
токуо мх	<ol> <li>訓練項目</li> <li>(1)組織、連絡系統の点検</li> <li>(2)災害時の放送実施運用訓練</li> <li>(3)社内防災訓練</li> <li>(4)非常通信設備、備品等の点検</li> <li>2 実施時期・回数年2回</li> </ol>

機関名	内 容
	○ 各職場別に異常時訓練を実施するほか、各職合同の異常時総合訓練及
	び防災訓練を実施する。
	1 異常時総合訓練
	(1) 列車脱線復旧訓練 (2) 鉄道施設復旧訓練
	(3) 列車防護訓練 (4) 旅客の避難誘導訓練
東武鉄道	(5) 初期消火訓練 (6) 非常招集訓練
	(7) 情報連絡訓練 (8) その他
	2 防災訓練
	(1) 減速運転訓練 (2) 一旦停止と注意運転訓練
	(3) 駅混乱防止対策訓練(4)旅客の避難誘導・救急措置訓練
	(5) 要注箇所点検訓練 (6) 情報伝達訓練
	○ 災害発生に際し、迅速な復旧を図るため、総合訓練を防災の日を含め、
	年2回実施するとともに、各現業・職場ごとに防災対策上必要な訓練を実
	施する。
東急電鉄	1 車両脱線復旧訓練 2 車両火災の初期消火訓練
	3 旅客の救急措置訓練 4 非常招集訓練
	5 情報収集伝達訓練 6 施設点検訓練
	7 減速運転訓練 8 その他
	○ 災害発生に際し、迅速な復旧を図るため、年1回の総合訓練のほか、防
	災の日に防災訓練を実施するとともに、各現業・職場ごとに必要な訓練
	を実施する。
	1 総合訓練
京成電鉄	(1)情報連絡 (2)復旧要員非常招集訓練
7,	(3) 避難誘導訓練 (4) 負傷者の救急訓練
	(5) 広報活動訓練 (6) 列車脱線復旧訓練
	2 防災訓練
	(1) 列車減速運転訓練 (2) 列車一旦停車訓練
	(3) 誘導案内放送訓練 (4) 施設点検訓練
	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、各担当業務に
	必要な訓練を次のとおり行う。
	1 訓練項目
	(1) 非常招集訓練 (2) 事故対策本部設置訓練
京王電鉄	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(5) 避難誘導案内訓練 (6) 救急・救護活動訓練
	(7) 脱線復旧訓練ほか
	2 実施回数
	年1回以上

機関名	内容
京急電鉄	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、関係自治体等が実施する防災訓練及び各種運動期間中、各職場ごとで防災訓練を次のとおり実施する。九都県市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。その他の訓練として、鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練を年1回実施する。訓練項目 1 通信訓練 7 列車防護訓練 2 列車の一旦停止訓練 8 情報伝達訓練 3 列車の減速運転訓練 9 対策本部設置訓練 4 非常招集訓練 10 安否登録訓練 5 避難誘導訓練 11 鉄道事故復旧訓練 6 救助訓練 12 その他
西武鉄道	<ul> <li>○ 発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 訓練項目         <ul> <li>(1) 総合復旧訓練</li> <li>(5) 情報伝達訓練</li> <li>(2) 一旦停止・減速運転訓練</li> <li>(6) 避難誘導訓練</li> <li>(7) 異常時想定訓練</li> <li>(4) 震災時安否等報告訓練</li> <li>(5) 情報伝達訓練</li> <li>(6) 避難誘導訓練</li> <li>(7) 異常時想定訓練</li> <li>(8) 概</li> <li>(9) 異常時想定訓練</li> <li>(10) 概</li> <li>(10) 異常時想定訓練</li> <li>(10) 異常時想定訓練</li> <li>(10) 異常時想定訓練</li> <li>(10) 異常時想</li> <li>(20) 異常時想</li> <li>(3) 異常時想</li> <li>(4) 震災時を必要</li> <li>(4) 震災時を必要</li> <li>(5) 情報伝達訓練</li> <li>(6) 過期</li> <li>(7) 異常時想</li> <li>(8) では</li> <li>(9) を持続に</li> <li>(10) を持続に</li> <li>(10) を持続に</li> <li>(20) を持続に</li> <li>(3) また</li> <li>(4) では</li> <li>(4) では</li> <li>(5) 情報</li> <li>(6) では</li> <li>(6) では</li> <li>(7) 異常</li> <li>(8) では</li> <li>(</li></ul></li></ul>
小 田 急電 鉄	<ul> <li>○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、鉄道各部門においては、下記の訓練を年1回以上実施する。</li> <li>・ 非常招集訓練</li> <li>・ 情報収集と伝達訓練</li> <li>・ 旅客避難・誘導訓練</li> <li>・ 従業員避難訓練</li> <li>・ 各担当業務に必要な防災及び応急処置訓練</li> </ul>
東京大学	<ul> <li>○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、地域防災ネットワーク及び職場ごとに、防災対策上必要な訓練を各種運動期間中に実施する。         <ul> <li>また、社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、また全社員に救急救命技能講習を受講させている。訓練項目</li> <li>1 対策本部設置・運営訓練 2 減速運転訓練</li> <li>3 一旦停止訓練 4 情報伝達訓練</li> <li>5 非常招集訓練 6 避難誘導訓練</li> <li>7 自衛消防訓練 8 救護活動訓練</li> <li>9 応急処置訓練 10 連絡通報訓練</li> <li>11 復旧訓練 12 異常時総合想定訓練</li> <li>12 異常時総合想定訓練</li> </ul> </li> <li>13 その他(各地域の防災訓練の参加等)</li> </ul>
東 京 モ ノ レ ー ル	○ 各防災訓練の運動期間に合わせ、それぞれの運動に即した減速運転、 一旦停止訓練や消火、通報、応急救護等の訓練を地域の実態にあわせて 行う。

機関名	内容
ゆ りかもめ	<ul> <li>○ 社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置 要領、心構え等について教育訓練を実施し、その徹底を期するとともに 必要な訓練を行う。 訓練項目         <ol> <li>(1)事故等の発生が予想されるときの係員の配置方及び発生時における 応急処置</li> <li>(2)事故等の発生時における運転取扱方及び復旧作業</li> <li>(3)復旧作業に必要な用具及び資材の整備並びに係員の配置方</li> <li>(4)死傷者の救護及び旅客の避難誘導</li> <li>(5)列車防護及び閉そく方式の変更</li> <li>(6)異常時総合訓練</li> <li>(7)その他の訓練</li> </ol> </li> </ul>
北総鉄道	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 (1) 非常招集訓練 (2) 鉄道災害対策本部設置訓練 (3) 列車の減速運転訓練 (4) 情報収集・伝達訓練 (5) 施設の点検訓練 (6) 車両脱線復旧訓練 (7) 消火器、消火栓の使用訓練 (8) 広報活動訓練 ほか
東京臨海高速鉄道	<ul> <li>○ 防災対策(応急対策)に従事する従業員に対し、防災対策(応急対策)に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。訓練項目</li> <li>(1)非常招集</li> <li>(2)情報連絡</li> <li>(3)旅客誘導案内</li> <li>(4)各担当業務に必要な防災訓練</li> </ul>
多摩都市モノレール	<ul> <li>○ 社員に対して平素から災害発生時の初動措置要領、心構えについて教育し、その徹底を期しておくとともに早期復旧を図るために必要な下記訓練を年1回以上実施する。</li> <li>1 異常時想定訓練</li> <li>2 非常召集伝達訓練</li> <li>3 非常参集訓練</li> <li>4 その他必要とするもの</li> </ul>
首都圈新都市鉄道	<ul> <li>○ 訓練項目・実施時期</li> <li>1 異常時総合訓練(10月)</li> <li>(1) 列車防護訓練</li> <li>(2) 通報連絡訓練</li> <li>(3) 対策本部・現地本部設置訓練(4) 情報収集伝達訓練</li> <li>(5) 救出・非難誘導訓練</li> <li>(6) 仮設電話設置訓練</li> <li>(7) 支障物除去訓練</li> <li>(8) 応急手当訓練</li> <li>(9) 心肺蘇生訓練</li> <li>(10) 軌道復旧訓練</li> <li>(11) 車両脱線復旧訓練</li> <li>(12) 電車線断線復旧訓練</li> <li>2 防災訓練(9月)</li> <li>(1) 非常召集訓練</li> <li>(2) 一旦停止訓練</li> <li>(3) その他各所で訓練を実施</li> </ul>